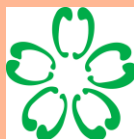


保健事業のまとめ

— 平成28年度 —

「健やかなまちづくり」を目指して



佐倉市

保健事業のまとめ ～平成28年度～ 目次

I 佐倉市の概要	
1. 佐倉市の概況	7
2. 健康こども部行政組織	9
3. 健康増進課事務分掌	10
4. 保健センター施設概要	11
5. 歳入歳出決算額の推移	13
6. 地域健康危機管理体制	14
7. 健康増進計画「健康さくら21」	16
II 子どもの保健	
1. 妊娠届出・母子健康手帳交付	21
2. マタニティクラス	24
(1) マタニティクラス	24
(2) パパママクラス	27
3. 母子訪問指導	30
(1) 妊産婦訪問	30
(2) 生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	31
(3) 乳児・幼児訪問指導	32
4. 妊婦・乳児一般健康診査	34
5. 乳児相談	36
6. もぐもぐ教室	38
7. 1歳6か月児健康診査	40
8. 3歳児健康診査	43
9. 幼児歯科健診	46
10. すくすく発達相談	48
11. ことばと発達の相談室	51
12. 親子教室	53
(1) たんぽぽグループ	53
(2) ひまわりグループ	54
13. 5歳児子育て相談	55
14. 健康教育・健康相談	56
(1) 保健センターでの健康教育	56
(2) 地区の集まりにおける健康教育	57
(3) 女性の健康づくり教育	57
(4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育	58
(5) 健康教育に伴う健康相談	58
15. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導	59
(1) 低出生体重児の届出・未熟児養育医療	59
(2) 未熟児訪問指導	62
16. 母子保健事業未受診者勧奨事業	63
III 思春期保健	
1. 思春期保健に関する取り組み	69
IV 感染症予防	
1. 感染症予防及び防疫	73

(1) B型肝炎予防接種	76
(2) ヒブ予防接種	77
(3) 小児用肺炎球菌予防接種	78
(4) 四種混合・三種混合・二種混合	79
(5) 不活化ポリオ	82
(6) BCG予防接種	83
(7) 麻しん（はしか）・風しん	84
(8) 水痘（みずぼうそう）	86
(9) 日本脳炎	87
(10) 子宮頸がん予防接種（サーバリックス・2価、ガーダシル・4価）	89
(11) インフルエンザ	91
(12) 高齢者肺炎球菌予防接種	92
2. 予防接種（任意）	94
(1) おたふくかぜワクチン接種費用助成事業	94
3. 結核予防	95
(1) 結核検診	95

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付	99
2. 健康教育	101
(1) 集団健康教育	101
3. 健康相談	111
4. 健康診査	113
(1) 健康診査	113
(2) 成人歯科健康診査	115
(3) 骨粗しょう症検診	118
(4) 肝炎ウイルス検診	121
(5) 肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業	124
(6) 口腔がん検診事業	126
5. 各種がん検診等	128
(1) 胃がん検診	128
(2) 子宮頸がん検診	131
(3) 乳がん検診	138
(4) 肺がん検診	147
(5) 大腸がん検診	150
6. 訪問指導	153
7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導	155
(1) 特定健康診査（健康診査）	155
(2) 特定保健指導（保健指導）	158
(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業	161
8. こころの健康づくり	163
(1) 精神科医によるこころの健康相談	163
(2) カウンセラーによるこころの健康相談	164
(3) 千葉県地域自殺対策緊急強化基金事業	165
(4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議	167
(5) 普及啓発活動	167

VI 市民の健康

1. 歯科保健啓発事業	171
-------------	-----

(1) 歯ピーかみんぐフェア（むし歯予防大会）	171
(2) よい歯のコンクール	172
2. 市民公開講座	173
3. 食生活改善推進員事業	175
(1) 食生活改善推進員養成講座	175
(2) 食生活改善推進員研修	176
(3) 食生活改善推進員地区活動	178
4. その他啓発事業	180
5. マイヘルスプラン普及啓発事業	182
VII 地域医療	
1. 休日夜間等救急医療事業	187
(1) 休日夜間急病診療所	187
(2) 休日当番医	190
2. 小児初期急病診療所事業	191
3. 佐倉市特定疾患見舞金支給事業	194
4. 訪問歯科事業	195
VIII 各種委員会名簿	199

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から約 40 km の距離にあり、成田国際空港から西へ約 15 km、県庁所在地の千葉市へは北東へ約 20 km、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積 103. 69km² の首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが印旛沼に注いでいます。標高 30m 前後の下総台地は北から南へ向うほど徐々に高くなっている。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、J R 東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約 60 分、成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約 20 分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道 51 号と連結され、市の東西を国道 296 号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な幹線道路を形成しています。また、平成 26 年には都市計画道路 3・4・15 勝田台長熊千志津霊園関連区間が開通し、今後、国道 296 号の渋滞緩和が期待されます。加えて市街においては平成 27 年に圏央道神崎 JC～大栄 JC が開通し、茨城県とのアクセスが向上するなど、本市への道路状況は向上しています。



佐倉市のまちづくり 歴史・自然・文化のまち～「佐倉」への思いをかたちに～

佐倉市では、人口減少や少子高齢化の進展など、直面する諸課題を乗り越え、「歴史 自然 文化」というこれまで大切に積み重ねてきた資源を、次の世代に誇りをもって引き継ぐため、平成 23 年度を初年度とする第 4 次佐倉市総合計画を策定し、全ての人に優しく、活力あるまちづくりを目指した取り組みを行ってまいりました。

前期基本計画期間〔平成 23 年度～平成 27 年度〕におきましては、広範囲にわたる施策を計画的かつ効率的に行った結果、「佐倉市に住みたいと思う市民の割合」が増加しております。

しかしながら、本市を取り巻く社会情勢は刻一刻と変化し続け、人口減少・少子高齢化への対応など取り組むべき課題は山積しております。

そのような中、後期基本計画期間〔平成 28 年度～平成 31 年度〕では、「人口減少、少子高齢化への対応」を重点施策として位置付け、その積極的な推進を図っているところです。そして、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えるとともに、「佐倉市に住みたい」、「佐倉市に住んでみたい」、「佐倉市を訪れてみたい」と思われる愛着と誇りのもてる魅力的なまちづくりを進めています。

また、平成 16 年 4 月に、国の「健康日本 21」「健やか親子 21」を踏まえ、佐倉市として「生活習慣病予防(一

次予防)を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を体系的、継続的に推進していくことを目標として、健康増進推進計画「**健康さくら21**」を公表しました。

その後、「健康さくら21」については、平成24年度に最終年度を迎えましたが、この計画の推進による市民の健康意識の高まりを受け、市民一人ひとりの健康や地域の環境づくりにより一層力を入れて取り組んでいくため、平成25年度より、新たに「**健康さくら2 (第2次)**」を策定しました。「健康さくら21 (第2次)」では、平成23年度に行った市民健康意識調査の結果や、当時国が策定を進めていた「健康日本21 (第2次)」の方針を新たに取り入れ、

「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」

を基本理念として、「いつでもいきいきと生活できる市民」、「健康を支える地域社会」の実現に向けた取り組みを、引き続き進めています。

２．健康こども部行政組織

(平成28年4月1日現在)



〔健康増進課の職種別職員配置状況〕

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合 計
健康管理センター	16	2	2	4	9	33
西部保健センター	5	2	1	—	—	8
南部保健センター	2	1	1	—	—	4
合 計	23	5	4	4	9	45

3. 健康増進課事務分掌

〔 佐倉市行政組織規則に定められる事務分掌 〕

健康増進課

- 1 健康づくりの推進に関すること。
- 2 健康診査及び各種検診に関すること。
- 3 保健指導に関すること。
- 4 予防接種に関すること。
- 5 感染症等の予防に関すること。
- 6 低体重児の届出に関すること。
- 7 未熟児の訪問指導に関すること。
- 8 未熟児養育医療に係る審査、決定及び養育医療券の交付に関すること。
- 9 佐倉市保健センターに関すること。
- 10 佐倉市休日夜間急病等診療所に関すること。
- 11 佐倉市小児初期急病診療所に関すること。
- 12 訪問歯科事業に関すること。

西部保健センター

- 1 佐倉市西部保健センターの管理運営に関すること。

南部保健センター

- 1 佐倉市南部保健センターの管理運営に関すること。

*佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例に定める保健センターの共通業務

- ・健康教育、健康相談その他保健指導に関すること。
- ・各種検診及び予防接種に関すること。
- ・機能訓練事業に関すること。
- ・その他保健センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

4. 保健センター施設概要

健康管理センター

所在地 〒285-0825 佐倉市江原台2丁目27番地 TEL043-485-6711 FAX043-485-6714

1. 施設

- ・敷地面積 2,739 m²
- ・建物面積(延床) 2,486.21 m²
 - 1階 1,057.33 m² 休日夜間急病診療所・小児初期急病診療所・隔離室・点滴室・
栄養指導室・保健指導室・歯科指導室・消毒室・事務室
 - 2階 1,065.14 m² 予防接種室・言語指導室・小会議室・中会議室
 - 3階 363.74 m² 大会議室・小会議室2

2. 施設整備の履歴

【当初建築】

- ・工事期間 着工：昭和52年3月1日 完成：昭和52年11月30日
- ・総事業費 347,509千円(敷地購入費 121,925千円、委託費 8,310千円、工事費 217,274千円)

【昭和56年度一部増築】

- ・工事期間 着工：昭和56年12月28日 完成：昭和57年3月20日
- ・総事業費 12,950千円(工事費 12,950千円)
- ・事務室 51 m²

【平成3・4年度増改築】

- ・工事期間 着工：平成3年12月18日 完成：平成5年2月28日
- ・総事業費 801,969千円(設計費 31,777千円、工事費 770,192千円)

【平成14年度改築】

- ・工事期間 着工：平成14年7月2日 完成：平成14年8月30日
- ・総事業費 4,305千円(工事費 4,305千円)
- ・診療室 51 m² 点滴室・隔離室 60.7 m²

西部保健センター

所在地 〒285-0843 佐倉市中志津2丁目32番4号 (西部保健福祉センター1階)

TEL043-463-4181 FAX043-463-4183

1. 施設

- ・敷地面積 4,250 m²
- ・建物面積(延床) 2,490 m²
 - 1階 1,192.90 m² 運動指導室・保健指導室・調理室・診察室・消毒室・相談室・事務室・会議室
 - 2階 1,106.12 m² 西部地域福祉センター
 - 機械室棟 191 m²

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成9年6月27日 完成：平成10年3月3日
- ・総事業費 1,436,130千円(設計費 46,350千円、工事監理費 21,000千円、工事費 1,368,780千円)

南部保健センター

所在地 〒285-0806 佐倉市大篠塚 1587 番地 (南部保健福祉センター2 階)

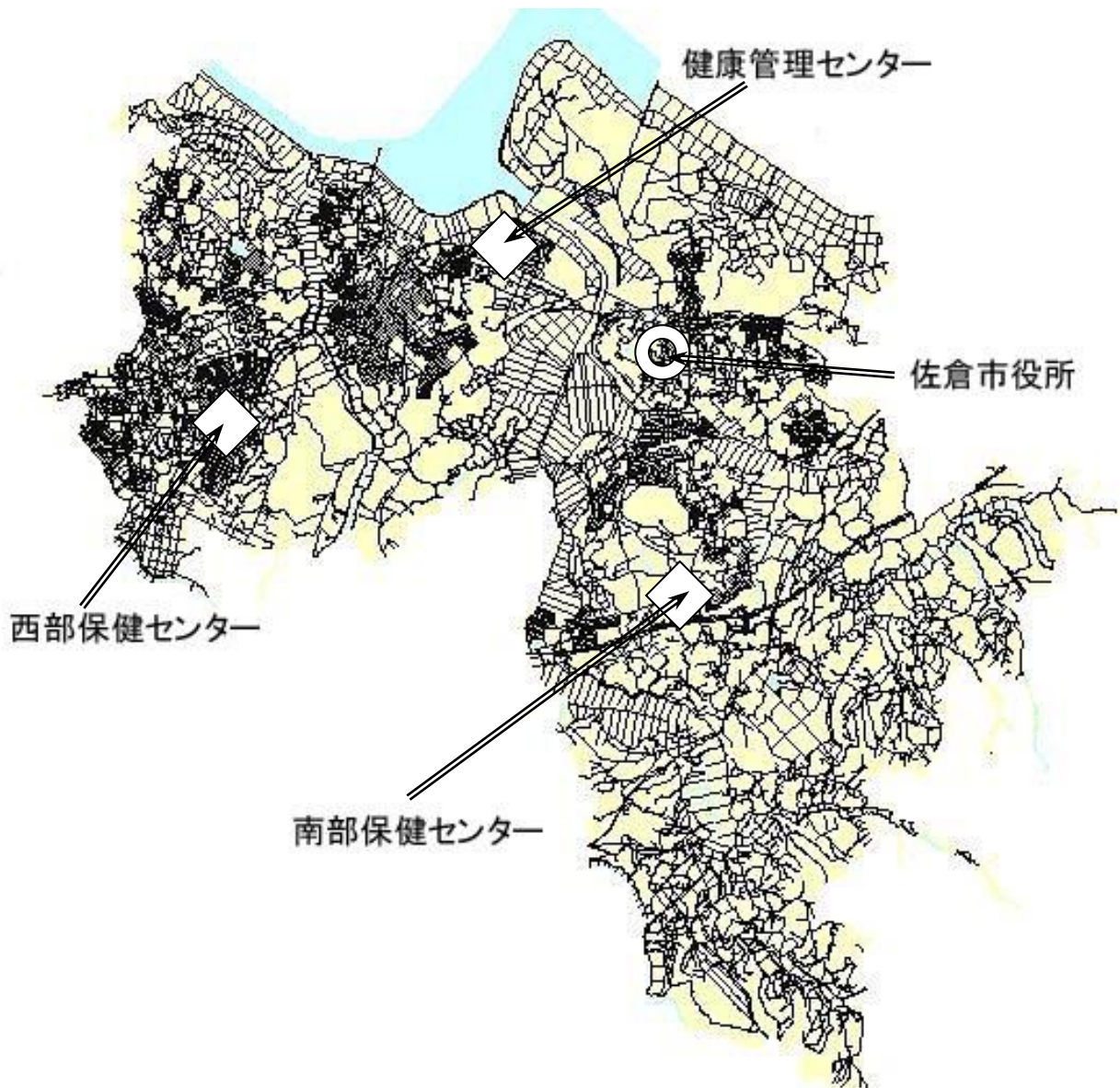
TEL043-483-2812 FAX043-483-2813

1. 施設

- ・敷地面積 8,372.41 m²
- ・建物面積(延床) 3,660.75 m²のうち733.72 m²(2 階保健センター部分)
 - 1 階 1,992.95 m² 南部地域福祉センター・さくらんぼ園
 - 2 階 1,662.62 m² 南部保健センター(保健指導室・調理室・消毒室・相談室・会議室・事務室)
南部児童センター
 - R 階 5.18 m² 機械室

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成10年9月1日 完成：平成11年12月21日
- ・総事業費 1,839,428 千円(南部保健福祉センター)
(設計費 72,070 千円、工事監理費 23,625 千円、敷地購入費 152,775 千円、工事費 1,590,958 千円)



5. 歳入歳出決算額の推移

目別歳出決算額

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保健衛生総務費	379,893	402,801	432,303	414,102	346,306
保健衛生費	393,875	410,224	428,826	454,171	436,702
予防費	426,222	336,006	386,898	402,438	388,587
休日夜間急病診療所費	183,100	181,686	189,903	185,614	182,513
合計	1,383,090	1,330,717	1,437,930	1,456,325	1,354,108

財源別歳入決算額

(単位：千円)

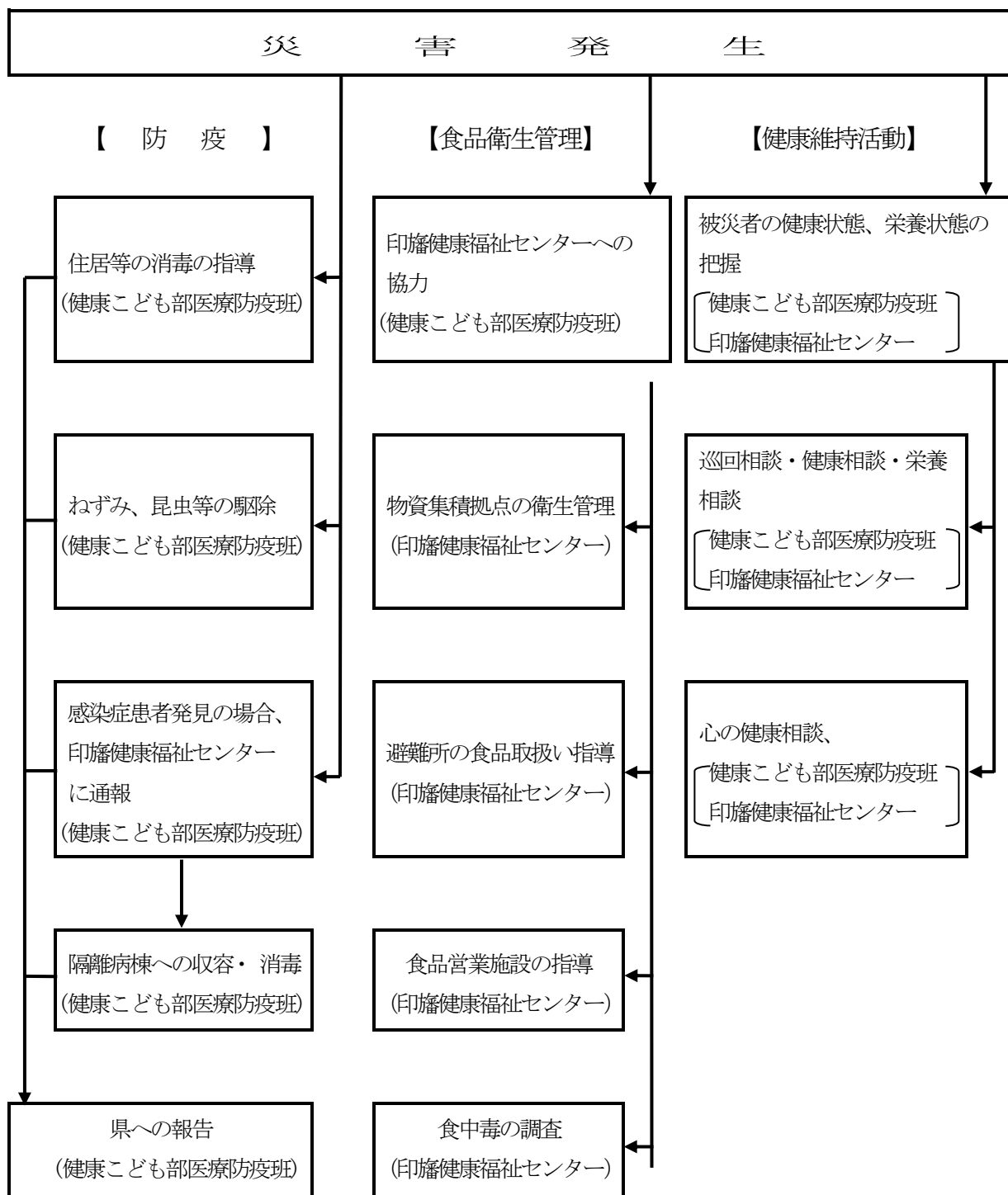
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国庫支出金	13,929	6,417	17,752	8,446	3,285
県支出金	119,130	11,999	9,280	13,365	9,673
その他	146,899	150,152	159,174	144,467	151,255
一般財源	1,103,132	1,162,149	1,251,724	1,290,047	1,189,895

6. 地域健康危機管理体制

《佐倉市の健康危機管理体制》

地震等の災害が発生した場合、佐倉市地域防災計画に基づき、印旛保健所及び地域医療機関等関係機関と連携を図りながら、市民の健康維持のため、良好な衛生状態の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《災害時応急活動》

災害発生時の対応として、次の事務を所掌する。

健康こども部 責任者：健康こども部長

班 名	所 掌 事 務
医 療 防 疫 班 (健康増進課) (健康管理センター) (西部保健センター) (南部保健センター)	1. 被災者の医療、助産、防疫・救護に関すること。 2. 災害時の感染症の予防・防疫に関すること。 3. 被災家屋等の消毒・防疫に関すること。 4. 医療救護班等の派遣依頼・連絡調整に関すること。 5. 医療救護班等の活動の把握、報告、継続の可否に関すること。 6. 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること。 7. 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。 8. 医療要員・医療用資機材・医療品等の県、近隣市町村、関係機関等への支援要請に関すること。 9. 印旛健康福祉センターとの連絡に関すること。 10. 遺体の検案及び収容の協力に関すること。 11. 健康管理センター及び保健福祉センターの利用者の保護及び避難等に関すること。 12. 健康管理センター及び保健福祉センターの被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること。

7. 健康増進計画「健康さくら21（第2次）」

① 計画策定の背景とその経過

佐倉市では、“すべての市民が健康で、いつまでも現役でこころ豊かに暮らせる健康なまち”となることを目標に、「生活習慣病予防（一次予防）を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を目的とした健康増進計画「健康さくら21」を平成16年3月に策定した。

平成20年度に実施した中間見直しでは、保健医療や健康増進に関する国の新たな制度改正、法整備に合わせた施策を反映するとともに、国の健康増進計画である「健康日本21」、千葉県健康増進計画である「健康ちば21」との整合性を図った。

「健康さくら21」は、平成24年度に目標年度となったが、引き続き、市民の健康づくりと健やかな親子づくりを推進していくために新たな健康増進計画「健康さくら21（第2次）」を策定し、さまざまな施策を推進しているところである。

② 日本における健康づくりの取り組み

（1）第1次国民健康づくり対策（昭和53年）

健康づくりは、国民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚をもつことが基本であり、行政としてはこれを支援するため、国民の多様な健康ニーズに対応しつつ、地域に密着した保健サービスを提供する体制を整備していく必要があることから、「生涯を通じる健康づくりの推進」、「健康づくりの基盤整備」、「健康づくりの普及啓発」の3点を柱とした取り組みが推進された。

（2）第2次国民健康づくり対策（昭和63年）

第2次対策「アクティブ80ヘルスプラン」では、第1次の対策などこれまでの施策を拡充するとともに、運動習慣の普及に重点を置き、栄養・運動・休養の全ての面で均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指した取り組みが展開された。

（3）第3次国民健康づくり対策（平成12年）

第3次対策「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」では、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現を目的とし、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の国民の保健医療対策上重要となる課題について、10年後を目途とした目標等を設定し、広く関係団体等の積極的な参加や協力を得ながら、一次予防を重視した情報提供等を行う取り組みが推進された。

（4）「健康増進法」の施行（平成15年）

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康増進の重要性が著しく増大しているため、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の育成・資質の向上を図り、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、施行された。

（5）健康日本21の改正（平成19年）

健康増進法に基づく国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針が一部改正され、「健康日本21」が改正された。

（6）第4次国民健康づくり対策（平成25年）

平成34年度までを計画期間とする「健康日本21（第2次）」が開始され、すべての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すべき姿とし、基本的な方向として①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養、食生活、身体

活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を推進している。

③ 健康さくら21（第2次）策定の経過

平成14年度	市民健康意識調査の実施、健康課題の抽出、「健康さくら21」策定委員会の設置
平成15年度	「健康さくら21」計画策定
平成16年度	「健康さくら21」計画公表
平成18・19年度	市民健康意識調査の実施、分析（中間評価）
平成20年度	「健康さくら21」計画見直し、公表
平成23年度	市民健康意識調査の実施、分析（最終評価）
平成24年度	「健康さくら21（第2次）」計画策定、公表

④ 健康さくら21（第2次）の位置づけと期間

「健康さくら21（第2次）」は、佐倉市のまちづくりの基軸となる「第4次佐倉市総合計画（平成23年度～平成32年度）」に基づいて、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるための、具体的な考え方や取り組み方法を示したものである。

また、市民の健康づくり、健やかな親子づくりを進めていくうえで支えとなる「佐倉市高齢者福祉・介護計画」など、他の分野の関連する計画との連携を保つものとしている。

さらに、国の健康増進計画である「健康日本21」、母子保健の推進計画である「健やか親子21」と整合性を保ち、それぞれの計画の趣旨を踏まえつつ、佐倉市の地域性を尊重した計画としている。

計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とし、5年後の平成30年度に中間見直しを行う予定であり、国や県の健康増進計画の動向を注視しながら計画を推進している。

⑤ 基本方針

- ・「健康日本21」と「健やか親子21」とを含めた一体的な計画 にします。
- ・ヘルスプロモーションの考え方を取り入れます。
- ・めざすべき姿の実現のために、目標と指標を設定し、達成状況を評価します。

⑥ 基本理念

心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

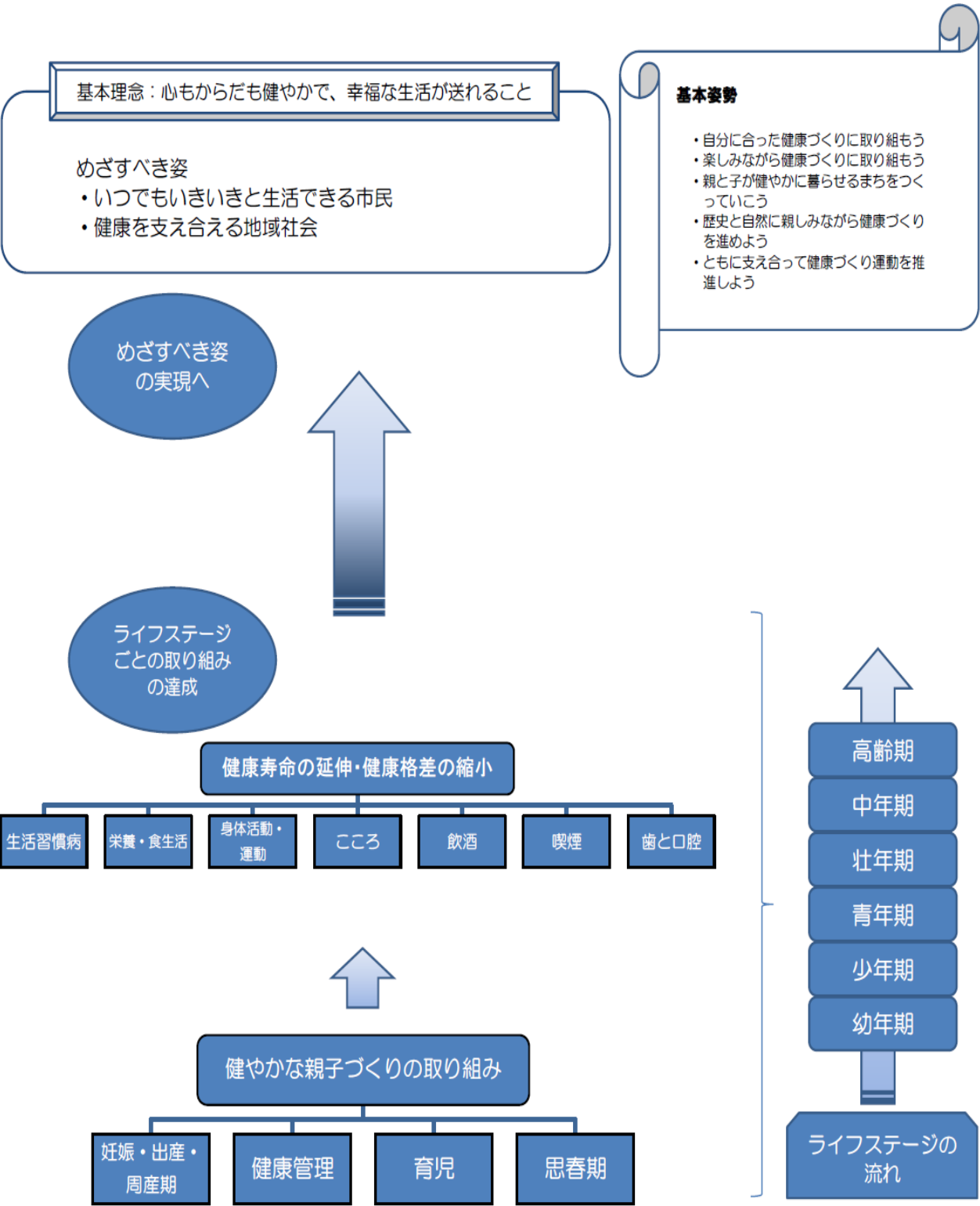
⑦ めざすべき姿

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

⑧ 基本姿勢

1. 自分に合った健康づくりに取り組もう（一人ひとりの個性と健康観の重視・みんなが主役）
2. 楽しみながら健康づくりに取り組もう（無理をせず自分に合った活動を）
3. 親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていこう（地域ぐるみの子育て・子育て）
4. 歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう（市の資源を生かした取り組み）
5. とともに支え合って健康づくり運動を推進しよう（健康づくりの環境整備・しくみづくり）

□計画の基本理念と基本姿勢



Ⅱ 子どもの保健

１．妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第 15 条、第 16 条
健康さくら 21（第 2 次） 目標値	（市の現状）→（目標） ・妊娠 11 週以下での妊娠届け出の割合 87.6% → 95.0%

《目 的》

母子保健法第 15 条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第 16 条による母子健康手帳を交付する。

《内 容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊婦・乳児一般健康診査受診票を交付する。

届出・交付場所は、3 保健センター（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター）と市役所子育て支援課の 4 か所（平成 28 年 4 月、子育て世代包括支援センターの設置に伴い保健師による全員面接を実施するようになったため、市役所市民課及び出張所での届出・交付は廃止している）。

《実 績》

① 過去 5 年間妊娠週数別届出数（平成 24～28 年度）（件）

年度	妊娠届出数	初妊婦数 (割合)	届出時の妊娠週数					
			0～11 週 (割合)	12～19 週	20～27 週	28 週以上	産後	週数不詳
24 年度	1,186	527 (44.4%)	1,036 (87.4%)	128	16	4	1	1
25 年度	1,172	525 (44.8%)	1,066 (91.0%)	85	12	7	0	2
26 年度	1,217	538 (44.2%)	1,094 (89.9%)	95	12	6	9	1
27 年度	1,082	505 (46.7%)	970 (89.6%)	81	16	8	0	7
28 年度	1,054	415 (39.4%)	958 (90.9%)	81	9	6	0	0

※ 平成 28 年度 妊娠届出による母子健康手帳交付数は、1,058 件（多胎の場合胎児数発行するため妊娠届出数と異なる）。紛失等による母子健康手帳再交付数 45 件。

② 地区別妊娠週数別届出数（平成 28 年度）（件）

地区	総数	届出時の妊娠週数					
		0～11 週	12～19 週	20～27 週	28 週以上	産後	週数不詳
佐倉	155	147	7	1	0	0	0
臼井	158	140	16	1	1	0	0
志津	508	470	35	1	2	0	0
根郷	169	144	19	4	2	0	0
和田	5	4	0	0	1	0	0
弥富	7	6	0	1	0	0	0
千代田	51	46	4	1	0	0	0
住登外	1	1	0	0	0	0	0
合計	1,054	958	81	9	6	0	0

※住登外の 1 件は東日本大震災による避難者

③ 妊婦・乳児一般健康診査受診票交付・再交付数（平成 28 年度） (件)

妊娠届出時に交付	届出後多胎が判明し交付	転入のため交付	紛失・その他
1, 054	2	228 (妊娠・乳児 114 件 乳児のみ 114 件)	12

④ 交付場所別届出数及び割合

平成 28 年度 (件)

届出場所	届出数	割合 (%)
健康管理センター	142	13. 5
西部保健センター	421	40. 0
南部保健センター	69	6. 5
子育て支援課	422	40. 0
合計	1, 054	100. 0

過去 4 年間（平成 24～27 年度） (件)

年度	妊娠届出数	市役所及び 6 出張所		3 保健センター	
		届出数	割合 (%)	届出数	割合 (%)
24 年度	1, 186	835	70. 4	351	29. 6
25 年度	1, 172	834	71. 2	338	28. 8
26 年度	1, 217	831	68. 3	386	31. 7
27 年度	1, 082	705	65. 2	377	34. 8

⑤ 保健師による面接件数 (件)

	件数	面接実施件数	面接実施率
妊娠届出時	1, 054	1, 042	98. 9%
転入時別冊交換（妊婦）	114	109	95. 6%

※当日面接が出来なかった理由としては悪阻等での体調不良が主であり、代理人申請で母子健康手帳を交付。当日来所できなかった妊婦に対しては、別日に訪問や保健センターに来所してもらい面接を実施。

⑥ 年代別届出数

年代	件数	割合 (%)
10 代	16	1. 5
20 代	360	34. 2
30 代	615	58. 3
40 代	63	6. 0
計	1, 054	100. 0

⑦ 産後のサポート事業について（子育て支援課で実施）

産後ケア事業利用実績

- ・宿泊型（市内産科医療機関に委託） 実 12 人 延 13 人 利用日数 67 日
- ・訪問型（千葉県助産師会に委託） 実 4 人 延 4 人 利用回数 9 回

⑧ 特定妊婦把握状況（※１）

特定妊婦把握協力医療機関		連絡件数	
		27 年度	28 年度
市 内	長岡産婦人科クリニック	3	6
	春成祥子レディースクリニック		
	高橋レディースクリニック	2	1
	たて産婦人科		
	みやけクリニック		
	成尾医院		
	東邦大学医療センター佐倉病院		
市 外	そうクリニック（四街道市）		
	日本医科大学北総病院（印西市）		
	成田赤十字病院（成田市）		
	松岸レディースクリニック（成田市）	1	
	勝見産婦人科（八千代市）	1	
	東京女子医科大学八千代医療センター（八千代市）		
計		7	7

※１ 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 5 項

「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【医療機関からの連絡内容】

平成 27 年度…若年母子 3 件、多胎妊娠 2 件、精神不安定 1 件 育児生活態度 1 件

平成 28 年度…若年母子 2 件、精神不安定 2 件、多胎妊娠 1 件、育児生活態度 1 件、経済不安 1 件

《考 察》

妊娠届出数は、昨年度と比較し 28 件減少し、2 年連続減少している。また初妊婦の割合が 39.4%と 4 割を切る値になったのは、過去 5 年間で初めてである。

今年度より、子育て世代包括支援センター（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、子育て支援課）が開設され、妊娠期から切れ目のない支援を目指し、保健師による妊娠届出時全数面接を実施している。面接時に妊婦の心身、家族、サポート体制等の状況をより分析できるよう新たなアンケートを導入し、妊婦ひとりひとりに合わせたケアプランを作成したうえで、母胎ともに健康な妊娠経過をたどれるよう支援を実施している。継続して支援が必要な妊婦に対してはより個別性のある支援計画を作成して産後 6 か月まで支援する体制を整えている。その中で、医療機関との連携は欠かせなくなってくると考える。支援が必要な妊婦に早期介入ができるよう関係機関と連携を図っていきたい。

２． マタニティクラス・パパママクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21（第2次） 目標値	（市の現状）→（目標） ・ 育児に参加する父親の割合 83.0% → 増加 ・ 夫の育児協力を満足している人の割合 79.6% → 増加 ・ 市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 83.6% → 増加 ・ 妊娠中の飲酒の割合 13.3% → 0% ・ 妊娠中の喫煙の割合 5.4% → 0% ・ 妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 21.4% → 0%

《目 的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、パパママクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦共同の必要性の認識を促す。

（１）マタニティクラス

《内 容》

- ① 対 象 佐倉市に在住する妊婦 各回定員30人（初妊婦優先）
- ② 周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー・ホームページ掲載
- ③ 実施回数 年6回
- ④ 実施会場 健康管理センター 3回、西部保健センター 3回

⑤ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション・自己紹介 2. 保健師・助産師講義「妊娠中の生活」 3. 栄養士講義「妊娠中・授乳期の栄養」 4. 調理実習「鉄分・カルシウムの多い食事」 5. 歯科医師講義「妊娠中のお口の健康」 6. 保健師講義「佐倉市からのお知らせ」 7. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師・栄養士 歯科医師・歯科衛生士	9:15 ～14:30

《実 績》

① 受講状況

妊婦参加人数
64 人

② 年度別受講状況

年度	対象者数（人）	受講者数（人）	受講率（％）
24 年度	527	91	17.3
25 年度	525	65	12.4
26 年度	538	73	13.6
27 年度	505	74	14.7
28 年度	415	64	15.4

※対象者数は妊娠の届出をした者のうち初妊婦。

③ 地区別受講状況

地 区	対象者数(人)	受講者数(人)	受講率（％）
佐 倉	60	7	11.7
臼 井	64	11	17.2
志 津	195	35	17.9
根 郷	82	9	11.0
和 田	1	0	0.0
弥 富	2	0	0.0
千代田	11	2	18.2
合 計	415	64	15.4

④ 参加妊婦の就労状況

年度	受講者数（人）	就労者数（人）	就労率（％）
24 年度	91	45	49.5
25 年度	65	20	30.8
26 年度	73	31	42.5
27 年度	74	32	43.2
28 年度	64	37	57.8

⑤ 相談件数（分類は地域保健・健康増進事業報告を引用）

（人）

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	歯科	その他	合計
相談者数(人)	2	0	0	0	1	12	15

【主な相談内容】母の精神疾患、体重増加、産後の支援など

⑥ 参加妊婦の喫煙状況（参加人数に対して）（％）

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
24 年度	1. 1	4. 4	93. 4	1. 1
25 年度	1. 5	0. 0	98. 5	0. 0
26 年度	1. 4	4. 1	94. 5	0. 0
27 年度	1. 4	1. 4	97. 2	0. 0
28 年度	0. 0	0. 0	100. 0	0. 0

⑦ 家族の喫煙状況（参加人数に対して）（％）

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
24 年度	25. 3	3. 3	70. 3	1. 1
25 年度	29. 2	0. 0	70. 8	0. 0
26 年度	32. 9	0. 0	67. 1	0. 0
27 年度	33. 8	0. 0	66. 2	0. 0
28 年度	23. 4	0. 0	71. 9	4. 7

⑧ 参加妊婦の飲酒状況（参加人数に対して）（％）

年度	飲酒している	飲酒していない	無回答
24 年度	0. 0	98. 9	1. 1
25 年度	0. 0	100. 0	0. 0
26 年度	0. 0	100. 0	0. 0
27 年度	0. 0	100. 0	0. 0
28 年度	0. 0	100. 0	0. 0

《考 察》

平成 28 年度の対象者数（初妊婦数）が前年度よりも減少し、受講者数も減少している。一方、受講者の半数以上が就労しているなど、就労率は増加傾向にある。

今後も対象者には、妊娠届出の際に、実際のマタニティクラスのイメージが持てるよう教室の特徴（調理実習などの体験学習や、近隣に住む妊婦同士の交流）を説明したり、就労者も申し込みしやすいようメールでの受付を開始するなどし、マタニティクラスの参加を勧奨していきたい。

(2) パパママクラス

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫 各回定員 30 組（初妊婦優先）
- ②周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー・ホームページ掲載
- ③実施回数 年 9 回、土・日に開催
- ④実施会場 健康管理センター 4 回、西部保健センター 5 回
- ⑤カリキュラム

1. オリエンテーション・自己紹介 2. 助産師講義「お産後のママの健康と生活」 「赤ちゃんとの生活」 3. 妊婦体験・沐浴実習 4. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師	9 : 00- 12 : 00
---	---------	--------------------

《実 績》

① 受講状況

年度 (実施回数)	妊婦参加実人数	夫参加人数	夫以外の家族参加人数
平成 24 年度 (8 回)	1 9 9 人 (再掲 経産婦 6 人)	1 8 8 人	3 人
平成 25 年度 (8 回)	1 3 3 人 (再掲 経産婦 0 人)	1 2 6 人	0 人
平成 26 年度 (8 回)	1 6 1 人 (再掲 経産婦 3 人)	1 5 3 人	2 人
平成 27 年度 (8 回)	1 6 7 人 (再掲 経産婦 4 人)	1 5 0 人	4 人
平成 28 年度 (9 回)	1 5 1 人 (再掲 経産婦 6 人)	1 4 5 人	3 人

②地区別受講状況（対象者数に対して）

地 区	対象者数(人)	受講者数(人)	受講率(%)
佐 倉	60	23	38.3
臼 井	64	20	31.3
志 津	195	78	40.0
根 郷	82	24	29.3
和 田	1	0	0.0
弥 富	2	0	0.0
千代田	11	5	45.5
市外	-	1	-
合 計	415	151	36.4

※市外：住民票がある市町村から依頼文があれば受け入れている。

③夫の参加状況（参加妊婦に対して）

年度	妊婦参加数（人）	夫参加数（人）	受講率（％）
24年度	199	188	94.5
25年度	133	126	94.7
26年度	161	153	95.0
27年度	167	150	89.8
28年度	151	145	96.0

⑤参加妊婦の就労状況

年度	受講者数（人）	就労者数（人）	就労率（％）
24年度	199	87	43.7
25年度	133	59	44.4
26年度	161	80	49.7
27年度	167	99	59.3
28年度	151	88	58.3

⑥相談件数（分類は地域保健・健康増進事業報告を引用）（人）

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数	1	0	0	0	64	65

【主な相談内容】

母の精神疾患、体重管理、体調など

⑦参加妊婦の喫煙状況（参加人数に対して）（％）

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
24年度	0.0	5.0	91.0	4.0
25年度	0.0	1.5	97.0	1.5
26年度	0.6	1.2	97.0	1.2
27年度	0.0	3.0	97.0	0.0
28年度	1.3	0.7	94.0	2.0

⑧家族の喫煙状況（参加人数に対して）（％）

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
24年度	26.1	3.5	66.3	4.0
25年度	30.8	0.0	69.2	0.0
26年度	28.6	0.0	68.9	2.5
27年度	28.1	0.0	71.3	0.6
28年度	34.5	0.0	66.2	0.0

⑨参加妊婦の飲酒状況（参加人数に対して）（％）

年度	飲酒している	飲酒していない	無回答
24 年度	0.0	96.0	4.0
25 年度	0.8	99.2	0.0
26 年度	1.2	98.2	0.6
27 年度	1.2	98.8	0.0
28 年度	0.0	100.0	0.0

《考 察》

平成 27 年度はパパママクラスの受講率が高く、申し込み人数が定員を上回るクラスもあった。そのため平成 28 年度は日程を 1 回増やして開催したが、結果的に定員を超す申し込みはなかった。

一方、参加妊婦に対する夫の参加状況をみると、受講率が 96.0％と、平成 27 年度と比較し 6.2 ポイント上昇している。今後は、講義やテキスト等に父親に向けたメッセージや育児情報を盛り込むなど、父親の育児参加を促すための工夫を図りたい。

3. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第10条（保健指導）、第11条（新生児の訪問指導）、 第17条（妊産婦の訪問指導）、 児童福祉法第6条の3第4項（乳児家庭全戸訪問事業）
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 87.3% → 94.0% ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

（1）妊産婦訪問

《目 的》

母子保健法第17条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

《内 容》

- ①対 象 妊娠届出書や電話等で訪問を希望する者
妊娠届出書より訪問が必要と認められる者
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

《実 績》

①実施状況

年度	妊娠届出数 (件)	妊婦訪問 実(延)人数	要支援者数 (人)	産婦訪問 実(延)人数	要支援者数 (人)
24年度	1,186	5(5)	5	0	0
25年度	1,172	8(8)	8	0	0
26年度	1,217	9(9)	9	0	0
27年度	1,082	5(8)	4	0	0
28年度	1,054	26(32)	16	2(4)	2

《考 察》

今年度から、子育て世代包括支援センター(健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、子育て支援課)が開設され、妊娠期から切れ目ない支援を目指し、保健師による妊娠届出時全数面接を実施している。また面接時にアンケートを実施し妊婦の心身、家族・サポート体制等の状況を確認している。面接の状況から、問題や不安を抱えている妊婦には、その後も継続支援を実施しており、訪問件数が増加していると思われる。支援が必要な妊婦には早期に支援を開始し、妊娠から出産、産後の育児にわたり継続した支援ができるよう関わっていきたい。

（２）生後４か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

《目 的》

母子保健法第 11 条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第 6 条に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

《内 容》

ア．新生児訪問

- ①対 象 原則として産後 28 日未満の産婦及びその新生児で、以下のいずれかに該当する者
- ・ 第 1 子全員
 - ・ 第 2 子以降で希望があった者
 - ・ 妊娠期から継続して支援している者
 - ・ 医療機関からの訪問依頼があった者
 - ・ 里帰り中で他市町村から依頼があった者
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

イ．こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対 象 生後 4 か月までの産婦及びその乳児
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内 容 家庭訪問による育児に関する情報提供
エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 こんにちは赤ちゃん訪問協力員・看護師・保健師

ウ．こんにちは赤ちゃん訪問員協力員研修

- ①対 象 こんにちは赤ちゃん訪問協力員（研修を修了したボランティア/平成 28 年度は 20 人）
- ②内 容 こんにちは赤ちゃん訪問協力員の資質の向上を目的とした研修会の実施

《実 績》

① 実施状況

対象者数 a	生後 4 か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) 実施数	
	b(b/a)	うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲) c(c/b)
992 人	944 (95.2%)	724 人 (76.7%)

※対象数：平成 28 年度出生数（平成 28 年度佐倉市統計資料 市民課より提供）

②過去 5 年間の実施状況

年度	対象者数(人)	訪問数(人)	要支援者数(%)
24 年度	1,175	1,089	159(14.6%)
25 年度	1,182	1,033	181(17.5%)
26 年度	1,162	1,077	218(20.2%)
27 年度	1,150	1,086	187(17.2%)
28 年度	992	944	280(29.7%)

③ ②要支援者数(人)のうち、エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)9 点以上で要支援となった割合

年度	要支援者数(人)	E P D S 9 点以上の数(人)	割合(%)
28 年度	280	94	33.6%

④こんにちは赤ちゃん訪問協力員研修

実施日	参加数	内 容
平成 28 年 4 月 11、14、15 日のうち、いずれか 1 日	20 人	エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)導入に関しての連絡事項
平成 28 年 9 月 1 日	10 人	平成 27 年度実績報告 エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)導入したことでの意見交換会(グループワーク)
平成 29 年 2 月 1 日	16 人	講演会「子育ての今・むかし～幸せな子育て、その応援のために～」 講師 sora-いんぐ出張専門助産院しまもり 助産師 島森 孝恵 氏

《考 察》

本事業は、生後 4 か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

今年度から、全戸訪問事業において全ての産婦にエジンバラ産後うつ質問票(E P D S)を導入している。それにより、訪問し面接だけでは気づかなかった母の精神状態や潜在化している母の思いなどに気づくきっかけになり、不安や負担感の強い母へ早期に継続した支援を行っていくことができた。

また、出生通知書が届かない家庭への電話勧奨の強化、連絡が取れない家庭への母子保健担当者の訪問の実施を継続し、訪問率が昨年度よりも 1.3 ポイント上昇した。今後は、連絡が取れない家庭や住所地に居住実態がない、訪問しても状況が把握できない家庭に対して、関係課と連携して状況把握に努め、状況に応じて支援を開始する必要があると考える。

訪問従事者を対象に、年に 3 回の研修会を実施している。訪問従事者間でのグループワークや講師を招き講演会を実施することで、訪問従事者の資質向上に努めていきたい。

(3) 乳児・幼児訪問指導

《目 的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内 容》

- ①対 象 乳児、幼児とその保護者
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等

《実 績》

①実施状況

年度	乳 児		幼 児	
	実数（人）	延数（人）	実数（人）	延数（人）
24 年度	35	42	58	71
25 年度	72	99	88	199
26 年度	73	107	81	113
27 年度	51	82	60	86
28 年度	111	167	67	111

《考 察》

全戸訪問時に全ての産婦へ行っているエジンバラ産後うつ質問票（EPDS）において、9 点以上と高値だった産婦へは、地区担当保健師が再訪問を実施していることから、訪問数が増加している。専門職による相談と傾聴、支援を継続して行うことで、保護者が健康や育児に関する正しい情報を得て、育児不安・負担感の軽減につながっているものとする。

乳児期では体重の増加などの身体発育への不安、幼児期になると発達の遅れや自我の芽生えから児へのかかわり方に戸惑う等、疑問や心配などが育児不安につながり、支援を必要とする母子が散見される。今後も、妊娠期から育児期において、切れ目のない継続した支援を行っていきたい。

4. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条
健康さくら21（第2次） 目標値	（市の現状）→（目標） ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加 94.3% → 100%

《目 的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については、医療機関に委託
受診者は妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を
医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

③健診種類及び検査内容

ア. 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23週	妊娠24～35週	妊娠36週～出産
健診回数	4回	6回	4回
受診間隔	4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回
毎回共通の 検査項目	問診・診察 検査・計測（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、体重、尿検査） 保健指導（妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活のアドバイス）		
必要に応じ て行う医学 的検査	血液検査（血型・抗体） （初期に1回） 子宮頸部がん検査 （初期に1回） 超音波検査 （期間内に2回）	血液検査（血清・血糖・ HTLV-1抗体検査） （期間内に1回） クラミジア核酸同定検査 （期間内に1回） B群溶血性レンサ球菌検 査（期間内に1回） 超音波検査 （期間内に1回）	血液検査（血清） （期間内に1回） 超音波検査 （期間内に1回）

イ. 乳児一般健康診査（1回目：3～6か月、2回目：9～11か月）

問診及び診察（発育・発達の検査など）、尿化学検査、血液検査

*尿化学検査、血液検査については医師が必要ないと認めた場合は省略

- ④周知方法 ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布
イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載
ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載
エ. もぐもぐ教室案内にリーフレット同封（平成26年8月から）

《実 績》

①妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×14（回分）

年度	対象者数(人) (妊娠届出数)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)	利用率(%)
24年度	1,186	16,604	14,094（償還分242含む）	84.9
25年度	1,172	16,408	13,886（償還分215含む）	84.6
26年度	1,217	17,038	14,042（償還分237含む）	82.4
27年度	1,082	15,148	13,754（償還分271含む）	90.8
28年度	1,054	14,756	12,125（償還分199含む）	82.2

② 乳児一般健康診査受診状況

発券枚数：出生数×2（回分）

年度	対象者数(人) (出生数)	発券枚数 (枚)	乳児一般健康診査 (2回分)利用枚数 (枚)			利用率(%)		
				3-6か月	9-11か月		3-6か月	9-11か月
24年度	1,186	2,372	2,011	—	—	84.8	—	—
25年度	1,182	2,364	1,949	1,071	878	82.4	90.6	74.3
26年度	1,162	2,324	1,994	1,036	958	85.8	89.2	82.4
27年度	1,150	2,300	2,010 (償還分1含む)	1,069	941	87.4	93.0	81.8
28年度	992	1,984	1,970	989	981	99.3	99.7	98.9

《考 察》

平成28年度の妊婦一般健康診査受診状況については、昨年度より8.6ポイント利用率が低下している。千葉県における妊婦健診公費助成は、厚生労働省が示す標準的妊婦健診を基本として、14回と定めているが、14回の健診を受診する以前に出産を迎えるケースも多くあることから、受診率（利用率）を上げることが難しい。

乳児一般健康診査受診状況については、利用率が上昇している。今後も、かかりつけ医を持つことの重要性と共に、乳児健康診査の意義を伝える中で受診を勧奨していきたい。

５．乳児相談

根拠法令等	母子保健法第9条、10条
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

《目 的》

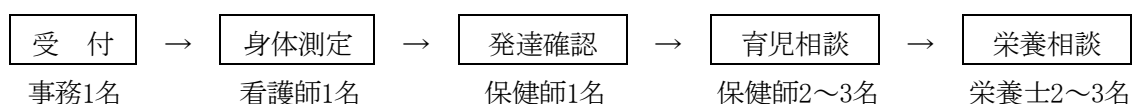
母子保健法第9条、10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内 容》

② 対象 生後4か月の乳児

②実施方法 市内3会場にて月1回実施（健康管理センター・西部保健センター・南部保健センター）。健康管理センター・西部保健センターは午前、午後に実施。南部保健センターは午後に実施。

③ 実施内容と流れ



④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実 績》

① 来所状況（人）

年度	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
24年度	1,231	1,038	84.3
25年度	1,176	1,035	88.0
26年度	1,149	1,008	87.7
27年度	1,208	1,090	90.2
28年度	1,062	958	90.2

② 地区別来所状況（人）

地区 \ 年度	対象者数(人)			来所者数(人)			来所率(%)		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
佐倉	170	175	140	149	164	125	87.6	93.7	89.3
臼井	163	168	168	139	142	149	85.3	84.5	88.7
志津	565	581	512	498	525	454	88.1	90.4	88.7
根郷	167	202	185	148	179	180	88.6	88.6	97.3
和田	6	6	5	6	4	2	100.0	66.7	40.0
弥富	9	5	4	8	4	3	88.9	80.0	75.0
千代田	69	71	48	60	72	45	87.0	101.4	93.8
市全体	1,149	1,208	1,062	1,008	1,090	958	87.7	90.2	90.2

③平成28年度 相談結果

来所者数	支援なし	支援あり	他機関管理
958	782人 (81.6%)	175人 (18.3%)	1人 (0.1%)

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④要支援理由内訳 人(%)：支援理由の一番目にあげられるものを計上

支援理由	要支援者数(%)	支援理由	要支援者数(%)
発育	35 (20.0)	疾患障害	5 (2.9)
保護者の不安・負担	62 (35.4)	虐待ハイリスク	5 (2.9)
育児・生活態度	34 (19.4)	栄養	2 (1.1)
保護者の精神疾患(疑い含む)	14 (8.0)	その他	1 (0.6)
発達	9 (5.1)	精検・受診結果確認	1 (0.6)
保護者の体調・疾患	7 (4.0)	合計	175 (100.0)

⑤地区別支援状況

地区	来所者数	「支援あり」の数	要支援率(%)
佐倉	125	23	18.4
臼井	149	27	18.1
志津	454	92	20.3
根郷	180	30	16.7
和田	2	0	0.0
弥富	3	0	0.0
千代田	45	3	6.7
市全体	958	175	18.3

《考 察》

来所率は90.2%と前年度と比較して同値である。

乳児相談は、生後4か月までの産婦および乳児を対象とした全戸訪問事業である「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方で、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている目視・把握ができない母子の早期発見、及び早期支援のためにも重要な事業であると考ええる。

支援理由としては、全地区を通して「保護者の不安・負担」が大きな割合を占めている。乳児相談の対象月齢は、定額・寝返り等運動発達面においても、また離乳食を開始する時期であるため栄養面においても、保護者の悩みや心配ごとが出てくることが多い時期である。

来所していない母子にも目を向け、電話連絡や家庭訪問を通して、育児及び生活状況や保護者の不安負担を確認していきたい。乳児相談事業を通して、保健センターが身近な相談の場であることの周知を図り、一人ひとりに合った適切な保健指導、そして保護者の支援に努めていきたい。

6. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21(第2次)目標値	(市の現状) → (目標) ・健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合 「あまりしていない」「ほとんどしていない」 幼児の保護者 2.2% → 0% 小学生の保護者 5.6% → 0% ・むし歯のない人の割合 3歳児 80.7% → 90.0% ・風呂場の事故防止のために、子どもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合 1歳児 30.8% → 増加

《目 的》

乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 8か月の乳児
- ②実施回数 健康管理センター・西部保健センター：月1回、南部保健センター：2ヶ月に1回
- ③周知方法 対象児全員に個人通知の他、「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知
- ④実施内容 栄養士・歯科衛生士・保健師による集団指導 ※個別相談は希望者のみ

《実 績》

①年度別来所状況

年度	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
24年度	1,256	823	65.5
25年度	1,177	835	70.9
26年度	1,194	841	70.4
27年度	1,215	923	76.0
28年度	1,116	841	75.4

②センター別来所状況

実施会場	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	380	297	78.2
西部保健センター	536	403	75.2
南部保健センター	200	141	70.5

③栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談状況

	栄養士相談(人)	歯科衛生士相談(人)	保健師相談(人)
健康管理センター	53	22	55
西部保健センター	70	23	88
南部保健センター	30	14	25

※個別相談は希望者および、継続支援者のみ

《考 察》

9か月以降の乳児期は、離乳食から幼児食への移行期で栄養の大部分を食事とするようになる。また食事回数も3回食へと移行して行く中で、正しい生活リズムと食習慣の基礎を身につける大事な時期でもある。

この事業では、適切な離乳食のすすめ方や栄養についての健康教育を行うことで、保護者に対し児の栄養や食事について学ぶ機会をつくり、適切に離乳食が進められるよう支援を行っている。また、歯科衛生士からは乳歯がはえ始めるこの時期に適切な歯の手入れ方法について、保健師からは事故予防のための知識普及や啓発も行っている。こうした取り組みを乳児期からすすめていくことが、健康さくら21(第2次)の目標である『栄養・運動・事故防止に心がけ、健やかに子どもを育てよう』の実現につながっていくと考える。

来所率は75.4%で、昨年度より0.6%減少しているものの、平成25年度からは70%台を維持している。今後も、より多くの保護者に向けて正しい知識の普及を図るだけでなく、同じ月齢の子を持つ保護者同士が悩みを共有・共感できるよう、集団という場を生かした指導にも努めていきたい。

7. 1歳6か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条
健康さくら21（第2次） 目標値	（市の現状）→（目標） ・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に 満足している保護者の割合 64.4% → 増加

《目 的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。又、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、南部保健センターにおいて2か月に1回実施。（計30回）
医師診察は、市内15協力医療機関で医師診察を実施。
- ③周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知及び「こうほう佐倉」、ホームページに日程等掲載した。
- ④実施内容 （集団健診）全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談
M-CHAT短縮版（注）（7項目）の問診
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談
（個別健診）医師診察

《実 績》

①受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
24年度	1,257	1,168	92.9	258
25年度	1,259	1,172	93.1	207
26年度	1,233	1,176	95.4	256
27年度	1,192	1,104	92.6	255
28年度	1,220	1,170	95.9	336

②平成28年度地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	165	156	94.5	40
臼井	182	176	96.7	56
志津	573	548	95.6	166
根郷	210	199	94.8	53
和田	6	5	83.3	1
弥富	7	7	100.0	2
千代田	77	79	102.6	18
市全体	1,220	1,170	95.9	336

③要支援理由内訳(人)：支援理由の一番目にあげられるものを計上

支援理由	要支援者数	割合%
ことば	140	41.6
発達	66	19.6
保護者の不安・負担	54	16.1
育児・生活態度	22	6.5
発育	16	4.8

支援理由	要支援者数	割合%
保護者の精神疾患(疑い含む)	16	4.8
虐待・虐待ハイリスク	9	2.7
保護者の体調・疾患	8	2.4
疾患障害	2	0.6
その他	3	0.9
合計	336	100.0

④歯科健康診査結果

上段(人) 下段(%)

受診者数	相談者数	結果判定※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
1,170	445	503	648	15	3	0	0	1	65	1	84
95.9	38.0	43.0	55.4	1.3	0.3	0.0	0.0	0.1	5.6	0.1	7.2

・むし歯罹患率 0.3% ・1人平均むし歯本数 0.01本

(備考) 歯科健診未受診者なし。

※歯科健康診査 結果判定の分類

- 1型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの
- 2型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの
- 3型 要観察歯(むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯)があるもの
- A型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの(比較的軽症)
- B型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの(放置すれば重症になる恐れ)
- C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの(比較的予後は良好)
- C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの(重症)

⑤個別医師診察結果(人)

平成29年6月30日現在

平成28年度集団健診受診者数							
(a)	医師診察受診者数		医師診察結果				
	(b)	(b) / (a)	異常なし	経過観察	要治療	その他 (治療中など)	精密 健康診査
	1,170	948	81.0%	904	35	1	1

⑥精密健康診査結果(人)

精密健康診査対象数	受診数	受診結果内訳			
		異常なし	診断確定	経過観察	その他
7	7	0	3	4	0

*診断確定の内訳：運動発達の遅れ1人、ヘルニア2人

《考 察》

平成27年3月「標準的な乳幼児期の健康診査と保健指導に関する手引き～『健やか親子21(第2次)』の達成に向けて～」が配布され、「健やか親子21(第2次)」に掲げる指標に対応した問診項目が示された。そのうち報告義務を伴う「必須問診項目」について、平成27年10月から乳児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の問診票に導入した。新たな問診項目には「育てにくさ」や「具体的な虐待行為」を聞く項目があり、発達に課題がある児や虐待リスクのある保護者の支援につながっている。平成27年9月には、厚生労働省からの通知「乳幼児に対する健康診査について」の一部改

正があり、実施要綱と問診票も改正された。これに伴い、平成 28 年度から問診票を全面的に見直した。

受診率は、前年度と比べ増えている。個別医師診察の受診状況は、保健師面接の場面で、受診勧奨を強化しており、受診率は急激に下がることなく維持できている。引き続き、1 歳 6 か月児健診を受ける必要性を周知し、一人でも多くの方に健診会場に足を運んで頂けるよう、取り組んでいくとともに、医師診察の受診率も向上するよう啓発していく。

(注) 乳幼児自閉症チェックリスト修正版 (M-CHAT) について

1 歳半から 3 歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

※1 歳 6 か月までにみられる社会的発達について

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん（お父さん）に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん（お父さん）が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん（お父さん）のすることをまねしますか
- (6)お母さん（お父さん）が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつも違うことがある時、お母さん（お父さん）の顔を見て反応を確かめますか

8. 3 歳児健康診査

根拠法令等	母子保健法第 12 条
健康さくら 2 1 (第 2 次) 目標値	(市の現状) → (目標) ・ 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診に 満足している保護者の割合 64.4% → 増加

《目 的》

母子保健法第 12 条に基づき、幼児期のうち身体発育および精神発達の面から最も重要である 3 歳児期に総合的な健康診査を実施し、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 3 歳 6 か月を超え 4 歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月 1 回、年 1 2 回実施。
南部保健センターにおいて 2 か月に 1 回、年 6 回実施。
- ③周知方法 3 歳 6 か月に達する幼児全員に健康調査票、歯科健診票等を送付。
「こうほう佐倉」・ホームページにて周知。
- ④実施内容 全員実施：身体計測、尿検査、歯科健診、医師診察、育児相談
発達チェック項目（了解、図形模写、同図形発見（形・色））^(注)
必要者のみ実施：言語相談、栄養相談、歯科相談、聴力二次健診、
眼科二次健診、尿二次検査

《実 績》

①受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
24 年度	1, 419	1, 231	86. 8	190
25 年度	1, 304	1, 107	84. 9	248
26 年度	1, 278	1, 109	86. 8	244
27 年度	1, 329	1, 176	88. 5	209
28 年度	1, 289	1, 138	88. 3	192

②地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	178	174	97. 8	30
臼井	194	163	84. 0	34
志津	629	545	86. 6	81
根郷	181	159	87. 8	25
和田	6	4	66. 7	1
弥富	3	3	100. 0	0
千代田	98	90	91. 8	21
市全体	1, 289	1, 138	88. 3	192

③要支援理由内訳(人)：支援理由の一番目にあげられるものを計上

支援理由	要支援者数	割合%	支援理由	要支援者数	割合%
ことば	115	59.9	保護者の精神疾患(疑い含む)	6	3.1
保護者の不安・負担	36	18.8	疾患障害	2	1.0
発達	24	12.5	きこえ	1	0.5
虐待・虐待ハイリスク	4	2.1	その他	1	0.5
育児・生活態度	3	1.6	合計	192	100.0

④尿検査結果(人)

検査数	有所見数	有所見(%)	有所見内訳(延数)			
			糖	蛋白	潜血	小計
1,057	50	4.7	0	31	19	50

⑤歯科健康診査結果 上段(人) 下段(%)

受診者数	相談者数	結果判定 ※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型			
1,137	51	759	142	68	124	36	2	6	93	2	22
88.2	4.5	66.8	12.5	6.0	10.9	3.2	0.2	0.5	8.2	0.2	1.9

・むし歯罹患率 14.8% ・1人平均むし歯数 0.60本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

(備考) 歯科健診1人未受診。

⑥医師診察結果(人)

医師診察数	医師診察結果				
	異常なし	経過観察	要治療	その他	要精密健康診査
1,136	1,097	34	2	2	1

⑦精密健康診査実施状況(人)

健診内容	精密健康診査 交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	9	9	3	0	6	0
眼科二次	16	13	2	11	0	0
聴力二次	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	0
計	26	22	5	11	6	0

*診断確定の内訳 弱視5人、斜視2人、乱視4人

《考 察》

市では、3歳児健康診査の受診率向上を目標に掲げ、未受診勧奨に力を入れているため、85%を超えることができた。

3歳は、心と体の成長とともに、子どもの視力の発達に遅れがないか、聴力においては、ことばの習得等に遅れをもたらす難聴がないか等を確認する大事な年齢であることから、引き続き、3歳児

健診受診の必要性について啓発していきたいと考える。また、一次健診の結果、精密健康診査が必要となった児が、専門医療機関の受診により診断が確定し、早期治療に繋がることから、精密健康診査の受診勧奨にも継続して取り組んでいきたい。

平成 25 年度から発達チェック項目（了解、図形模写、同図形発見（形・色））^{（注）}を導入し、一人ひとりの発達の特徴を大まかにつかむ中で、必要時、言語聴覚士と連携しながら、母親に今後の発達の見通しや家庭における具体的な対応方法を伝える場として、重要な機会になっていると考える。

平成 27 年 10 月からは、1 歳 6 か月児健康診査と同様、「健やか親子 2 1（第 2 次）」の指標に基づく問診項目を追加した。適切な支援に結び付けることで、健診に満足する保護者の割合を増やしていきたい。

（注）発達チェック項目

<了解>

目の前に見えないことについて、①お腹が空いたらどうしたらいいですか、②眠くなったらどうしたらいいですか、③寒いときはどうしたらいいですか、と言葉を使ってやりとりする力を見るもの。

<図形模写>

丸と十字を描いてもらうもので、図形を見る力、文字を書いたりするときの基本的な力を見るもの。

<同図形発見>

丸、三角、四角の形を見分ける力、色では黄色、赤色、青色の色の理解と、呼称の力を見るもの。

9. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例 母子保健法第10条
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・むし歯のない3歳児の増加 80.7% → 90% ・フッ化物配合歯みがき剤を使う人の増加 3歳児 71.6% → 90%

《目 的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 2歳・2歳6か月・3歳
- ②実施回数 年60回 月5回（言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回）
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター：月1回
- ③実施内容 歯科健診 → フッ素塗布・歯垢の染め出し（希望者）
→言語聴覚士・保健師・栄養士 の相談（希望者）
- ④周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付
「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知

《実 績》

①年度別受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
24年度	3,959	2,874	72.6
25年度	3,827	2,803	73.2
26年度	3,860	2,887	74.8
27年度	3,836	2,861	74.6
28年度	3,725	2,753	73.9

②会場別受診状況

実施会場	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
健康管理センター	1,338	954	71.3
西部保健センター	1,821	1,322	72.6
南部保健センター	566	477	84.3

③地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
佐倉	523	385	73.6
臼井	551	373	67.7
志津	1,821	1,393	76.5
根郷	518	395	76.3
和田	22	12	54.5
弥富	26	21	80.8
千代田	264	174	65.9

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※							フッ素塗布者 (フッ素塗布率)
				○1型	○2型	○3型	A型	B型	C1型	C2型	
2歳	1,208	938	77.6	2	906	17	11	2	0	0	837(89.2)
2歳6か月	1,232	896	72.7	5	823	26	37	4	0	1	812(90.6)
3歳	1,285	919	71.5	3	823	38	38	14	1	2	838(91.2)

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑤言語聴覚士によることばの相談状況

対象	相談数 (人)	要支援者(人)
2歳	88	44
2歳6か月	58	37
3歳	50	23

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談 (人)	栄養士相談 (人)
健康管理センター	61	40
西部保健センター	116	46
南部保健センター	39	13

《考 察》

むし歯のない3歳児の割合は85.2%（3歳6か月児健診結果）であった。フッ化物は定期的に塗布することで、むし歯予防効果が高まるため、定期的に歯科健診を受けることの重要性について、継続して啓発していく必要がある。さらに、歯科医院等での高濃度のフッ化物応用に加え、家庭での低濃度のフッ化物応用を行うことで、さらにむし歯予防効果を高めるため、フッ化物配合歯みがき剤等の使用方法についても正しい知識を啓発していきたい。

1歳6か月児健康診査の事後指導の場として実施している、ことばの相談の相談者数は196人で、そのうち104人が「ことばと発達の相談室」や「次回母子保健事業」での継続支援が必要であった。また、保健師相談は216人、栄養士相談は99人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定の方を確実に支援できるように、他職種と連携を図り進めていきたい。

１０．すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第１０条
健康さくら２１（第２次） 目標値	（市の現状）→（目標） ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

《目 的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内 容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は予約制であり、月１回（年１２回）健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる。（ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる）

《実 績》

①来所状況 (人)

年度	実数	延数
２４年度	２６	３４
２５年度	２０	２５
２６年度	３０	４１
２７年度	２４	３１
２８年度	２７	３５

②地区別来所状況(実数) (人)

地区	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度
佐倉	０	１	８	１	２
臼井	５	４	４	４	７
志津	１７	１３	１１	１５	１３
根郷	３	２	５	３	４
和田	０	０	０	０	０
弥富	０	０	０	０	０
千代田	１	０	２	１	１
住登外	０	０	０	０	０
計	２６	２０	３０	２４	２７

③年齢別来所状況（実数）

（人）

年齢	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
0～5か月	3	4	2	1	1
6か月～1歳未満	5	7	1	3	7
1～2歳未満	3	4	16	5	10
2～3歳未満	6	1	4	8	4
3～4歳未満	6	2	1	5	3
4～5歳未満	2	1	1	2	1
5歳以上	1	1	5	0	1
計	26	20	30	24	27

④相談経路（実数）

（人）

相談経路元事業	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
保健師紹介	0	0	2	1	1
電話相談	7	7	12	9	11
ことばの相談室	7	3	6	4	3
乳児相談	3	6	2	1	1
もぐもぐ教室	2	2	2	2	3
1.6 健診	0	1	4	2	4
3歳児健診	1	0	0	0	2
幼児歯科健診	1	0	0	2	1
新生児訪問	0	1	0	0	0
他機関からの紹介	1	0	2	1	0
親子教室	0	0	0	0	1
継続	4	0	0	—	—
その他	—	—	—	2	—
計	26	20	30	24	27

⑤相談内容（実数）

（人）

相談内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
運動発達	14	14	12	11	13
言語発達	8	3	5	1	5
社会性の発達	0	2	8	11	5
身体発育	0	1	5	0	1
疾患	0	0	0	0	0
多動	—	—	—	1	1
その他	4	0	0	0	2
計	26	20	30	24	27

相談内容その他：首の腫瘍について、視線が合いにくいことについて

⑥年齢別相談内容（実数）

（人）

年齢	運動発達	言語発達	社会性の発達	身体発育	多動	その他	計
0～5か月	0	0	0	0	0	1	1
6か月～1歳	6	0	0	0	0	1	7
1～2歳未満	7	2	0	1	0	0	10
2～3歳未満	0	1	3	0	0	0	4
3～4歳未満	0	1	1	0	1	0	3
4～5歳未満	0	1	0	0	0	0	1
5歳以上	0	0	1	0	0	0	1
計	13	5	5	1	1	2	27

⑦平成28年度すくすく発達相談 相談内容・結果・終了者内訳（実数）

（人）

初回相談 内容	相談者数 (実)	結果		終了者内訳			
		継続	終了	問題 なし	医療機関 紹介	療育紹介	その他（※）
運動発達	11	4	7	5	2	0	0
言語発達	1	1	0	0	0	0	0
社会性の発達	11	2	9	3	4	0	2
身体発育	0	0	0	0	0	0	0
疾患	0	0	0	0	0	0	0
多動	1	0	1	0	1	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	24	7	17	8	7	0	2

※「その他」は、すくすく発達相談後の経過を母子保健事業で観察することとなった者の数。

《考 察》

すくすく発達相談の利用者は、昨年度とほぼ変わらない数である。保護者からの相談希望時の他、各事業等から相談を勧めたいケース・相談対応が適切と思われるケースにおいて、早期に支援につながるよう調整していく。

相談利用者年齢は、1～2歳未満が最も多く、次いで、6か月～1歳未満である。電話相談から利用につながるケースが多く、保護者自らが当事業の情報を得て、対応行動をとっているケースが多い。相談内容は、昨年度と比較し、運動発達の相談数が増加、次いで言語発達、社会性の発達となっている。言語発達について2歳未満の来所があり、早期から言語発達の不安を抱えている保護者がでてきている。また、相談時に父母で来所しているケースも多くみられ、それぞれに対する相談の対応で以前よりも時間がかかるようになった。次年度は医師との相談時間を増やし、保護者が十分相談できるように支援する。また、事前・事後のカンファレンスにおいて小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が連携しながら多角的な視点で児の発達とともに、保護者への支援を継続していく。

1 1 . こ と ば と 発 達 の 相 談 室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21(第2次)目標値	(市の現状)→(目標) ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

《目 的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ又は発達（社会性、行動面等）について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な助言及び指導を行い、児のコミュニケーション能力の改善や、保護者の不安の軽減を図ることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 ことば、きこえ又は発達に関する何らかの問題を持つ就学前児及びその保護者
- ②方 法 祝日を除く月曜日から金曜日に、健康管理センターにて予約制の面接相談を実施
- ③実施内容 発達検査、言語検査、聴力検査等を実施し、必要に応じて助言及び指導を行う。1回30分から1時間程度。医学的処置や療育を必要とする場合は、他機関を紹介する。
- ④周知方法 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児子育て相談、幼児歯科健診、健康カレンダー、「こうほう佐倉」、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実 績》

① 年度別来所者数（人）

年 度	実 数	延 数	新規申込者数	終了者数
24年度	414	2,698	220	180
25年度	545	3,672	282	154
26年度	579	3,479	216	213
27年度	564	2,895	204	200
28年度	549	3,060	193	230

② 地区別来所者数（人）

地 区	実 数	割 合 (%)
佐 倉	67	12.2
臼 井	106	19.3
志 津	261	47.5
根 郷	62	11.3
和 田	4	0.7
弥 富	1	0.2
千代田	48	8.7

③ 来所者の経路（人）

経 路	実 数	割 合 (%)
1歳6か月健診	19	3.5
3歳児健診	106	19.3
5歳児子育て相談	9	1.6
すくすく発達相談	6	1.1
幼児歯科健診	163	29.7
電 話 相 談	185	33.7
他機関からの紹介	10	1.8
面 接 相 談	24	4.4
再 相 談	5	0.9
そ の 他	22	4.0

④ 来所者の相談内容（件）

相談内容	相談件数
ことばの発達	367 (385)
行 動 面	28 (72)
対人面、社会性	45 (114)
学 習 面	2 (2)
発 音	47 (65)
口 蓋 裂	0 (1)
き こ え	1 (1)
吃 音	4 (14)
視知覚認知	8 (11)
発達のばらつき	33 (55)
そ の 他	10 (19)
問 題 な し	4 (4)

*（ ）内は相談内容の重複を含む数

⑥ 来所者の相談結果（人）

相談結果	実 数
継 続	515
終 了	145
経過観察	31
未来所終了	85

*「未来所終了」とは、電話連絡等で支援終了が決定した場合の処遇であり、来所者の実数には含まれない

⑤ 年齢別来所者数（人）

年 齢	実 数	割 合 (%)
0歳児	8	1.5
1歳児	35	6.4
2歳児	96	17.5
3歳児	120	21.9
4歳児	132	24.0
5歳児	158	28.8

⑦ 終了者の終了理由（人）

終了理由	終 了 者 (実数)	未来所終了者 (実数)
改 善	24	6
希望なし	2	32
就 学	108	30
転 出	2	10
他機関管理	1	3
他の母子事業	0	0
そ の 他	0	1
問題なし	8	3
合 計	145	85

《考 察》

平成28年度の本事業への来所者数は500人を超えており、過去3年間とほぼ同数であった。なお年度当初に、来所を中断している児のうち、年度中に6歳になる児40人の保護者に対してアンケート調査を実施し、再来所の意思と児の現在の状況について確認を行った。このアンケート調査の結果、11人が支援再開につながった。

来所の経路としては、例年通り電話相談や各種幼児健診が主であった。また、本年度から開始した「5歳児子育て相談」（5歳児とその保護者を対象とした予約制の面接相談）を利用した後、電話相談や経過観察を経ずに直接「ことばと発達の相談室」を利用するに至った児は、9人であった。

相談内容としては、ことばの発達に関するものが最多となった。ただし、ことばの発達の遅れをきっかけとして相談室に来所した児が、対人面や行動面の課題も抱えている等、ひとりの児に発達の問題が複数みられる場合も多い。そのため本年度の相談内容の実績としては、相談内容の重複を含む数値も示した。

今後も児の発達を総合的かつ多面的に捉え、より適切な方法で支援できるよう努めたい。また、家庭での取り組みにつなげられるよう保護者への助言を工夫することや、保護者の了承を得て児の所属機関と連携を図ることにより、支援をより一貫性の高いものにしていく必要がある。

12. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

(1) たんぽぽグループ

《目 的》

発達上何らかの問題や不安を抱えている児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援し、保護者の不安を軽減する。

《内 容》

- ①対象者： ことばと発達の相談室において集団指導が必要であるとされた児とその保護者
2歳以上で他機関において継続的に集団指導を受けていない児
- ②方 法： 毎月1回 健康管理センターにて実施
1回の開催について、定員15人
- ③実施内容： 午前 9:00～ 9:15 自由遊び
午前 9:15～10:15 一斉活動(体操, 親子遊び, 手遊び, 絵本, おやつ)
午前 10:15～10:45 個別面接
午前 11:00～12:00 事後検討会
- ④参加期間： 最長で1年までとし、年度途中でも随時申し込み可能
- ⑤担当職種： 言語聴覚士、保健師、保育士（外部に依頼）、栄養士

《実 績》

たんぽぽグループ 年度別参加組数（組）

年 度	実 数	延 数
24年度	20	101
25年度	20	108
26年度	18	134
27年度	15	95
28年度	16	91

《考 察》

今年度は外部の保育士に依頼し、担当保育士を固定することで、活動の中に毎月同じ活動を取り入れ、利用者に対し一貫して対応することができた。また、集団活動を通して、保護者が児の状況を把握し、療育や幼稚園、保育園などの環境が児にとって望ましいか保護者自身が考えることができた。

本事業では、2歳以上の未就園児を対象としているが、低年齢児に対して早期介入を行い、問題の軽減化を図る必要性も感じており、今後グループ指導の対象の拡大を考えたい。

また、今後参加者がグループ指導の目的や児の理解をより促すために保護者に記入してもらうアンケートの変更も検討したい。

(2) ひまわりグループ

《目 的》

すでに集団生活をしており、発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身につけ、現在所属する集団生活や就学後の学校生活の不適応・問題行動をできる限り予防・軽減する。

《内 容》

- ①対象者： ことばと発達の相談室において集団指導が必要であるとされた児
保育園、幼稚園などの集団生活に所属している児
年長児で他機関にて継続的に専門的な集団指導を受けていない児
- ②方 法： 毎月1回2日間 健康管理センターにて実施
1 グループ定員5人とし、4 グループを編成（1日目午後2：30と午後4：00、
2日目午前8：45と午前10：00の2グループずつ開催）
- ③実施内容： 集団活動（ゲーム、制作、発表等）、アンケートを用いた保護者と児の状況共有
- ④参加期間： 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能）
- ⑤担当職種： 言語聴覚士

《実 績》

ひまわりグループ 年度別参加組数（組）

年 度	実 数	延 数
24年度	17	146
25年度	18	153
26年度	28	257
27年度	32	303
28年度	19	162

《考 察》

今年度は、対象者の選出基準の変更により参加者が減少した。活動内容としては、共同制作やゲーム等の活動を通して、他者との調整力や行動統制力、自己表現力などの社会的能力の向上を促した。

また、今年度より保護者に活動目標を提示し、記録用紙を改良したことで、保護者が目的をもって活動を観察することができ、活動中の児の様子を具体的に把握することができた。

13. 5歳児子育て相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21(第2次)目標値	(市の現状)→(目標) ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

《目的》

5歳になる児の保護者に対して児の発達状況の確認を促し、発達の問題について啓発を行うことで、円滑に就学期を迎えられるよう適切な支援につなげることを目的とする。

《内容》

①対象 5歳児及びその保護者（29年3月に5歳になる児とその保護者は、翌年度の対象）

②方法 〈面接相談〉会場：健康管理センター、西部保健センター

実施日：28年5月～29年3月に各会場で月1回ずつ（年間22回）

〈電話相談〉会場：健康管理センター

実施日：祝日を除く月曜日から金曜日に、随時受付

③実施内容 予約制の面接相談を実施。保護者聴取と発達状況を確認する簡易的な検査を行い、結果に応じて保護者に助言を行う。利用は一組につき1回限りで、時間は30分程度。継続的な支援を必要とする場合は、「ことばと発達の相談室」等を勧奨する。

④周知方法 対象児全員に「5歳児子育て相談のお知らせ」を送付、市のホームページに掲載

⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実績》

① 28年度 利用者数（人）

実数	延数	要支援者数	終了者数
11	11	11	0

② 28年度 利用者の相談方法（人）

相談方法	実数
面接相談	11
電話相談	0

③ 28年度 利用者の相談内容（人）

相談内容	実数
ことばの発達	4
対人面、社会性	1
発音	3
視知覚認知	1
発達のばらつき	1
その他	1

《考察》

本事業は、28年度から新たに開始した事業である。利用者は11人で、相談方法はすべて面接相談であった。なお面接相談の結果、すべての利用者が言語聴覚士による継続支援へとつながった。相談内容は、ことばの発達に関する相談が4人と最も多く、次いで発音の相談が3人と続いた。

5歳児は、身の自立や社会性の発達が進み、保護者も我が子の成長を頼もしく感じる時期である。一方で、ほぼすべての児が集団に所属することになるため、家庭内では目立たなかった発達の課題が明らかになりやすい時期でもある。そのような児が抱える問題を早期に発見し、円滑に就学期を迎えることができるよう児の特性を知り、家族や周囲の人が適切な関わり方を理解する必要がある。3歳児健康診査以降、就学前までに発達に関する啓発を行い、適切な相談、対応をする機会が必要と考える。今後は、本事業のさらなる周知を図りたい。

1 4 . 健康教育・健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7% ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 75.5% → 84.0%

《目 的》

保健センターでの母子の集いや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

（１）保健センターでの健康教育

《内 容》

◆happy mama style（ハッピー・ママ・スタイル）

① 対 象 者：若年妊産婦とその子ども（20歳未満で妊娠・20歳以下で出産した母と就学前までの乳幼児）

② 会 場：健康管理センター

③ 内 容：毎月1回（年間12回）開催、月毎にテーマを決め母子の交流、専門職による健康教育、育児相談を実施。

④ 周知方法：広報、ホームページ、妊娠届出時にリーフレット配布、対象者へ毎月個別通知（電子メール、手紙送付で対応）

◆beans circle（ビーンズ・サークル）

① 対 象 者：多胎児をもつ親とその子ども・多胎妊婦

② 会 場：西部保健センター

③ 内 容：毎月1回（年間12回）開催、月毎にテーマを決め母子の交流、専門職による健康教育、育児相談を実施。

④ 周知方法：広報、ホームページ、妊娠届出時や新生児訪問時にリーフレット配布

◆Tiny angel（タイニー・エンジェル）

① 対象者：2000g未満及び36週未満で出生した子どもとその保護者（未熟児養育医療該当）

② 会 場：西部保健センター

③ 内 容：年1回 講演会・交流会開催

【平成28年度 実施内容】

日 時：平成28年11月24日（木） 13:30～16:00

講 師：東邦大学医療センター佐倉病院 NICU看護師長 小笠原 有希子 氏

講演内容：『低出生体重児の退院後の生活について』

発育・発達（運動・言語発達、視力、聴力など）・愛着形成など

交流会：講演会終了後に実施。小笠原師長を交え、意見交換や質疑応答を実施。

④ 周知方法：対象者へ個別通知

《実 績》

①参加人数（延）

（人）

実施会場	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
happy mama style	73	97	69	97	74
beans circle	219	124	211	287	332
Tiny angel	—	—	25	21	9
合計	292	221	305	405	415

（２）地区の集まりにおける健康教育

《内 容》

佐倉地区：佐倉老幼の館、佐倉市ヤングプラザ、東部地区社会福祉協議会

臼井地区：臼井老幼の館

志津地区：北志津児童センター、志津児童センター「ちびっこ広場」「赤ちゃん広場」、ユーカリハローキッズ、井野町二区子育て応援さくら会すくすく広場、

根郷地区：南部児童センター「ゆりかごタイム」、

和田地区：和田地区子育て支援サークル「ママのほっとタイム」

千代田地区：千代田地区社協「ひよこの会」

《実 績》

①実施状況

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
佐倉	6 回	189 人	6 回	228 人	6 回	265 人	10 回	247 人
臼井	4 回	142 人	2 回	70 人	4 回	72 人	2 回	84 人
志津	14 回	379 人	14 回	497 人	12 回	325 人	12 回	358 人
根郷	4 回	269 人	4 回	158 人	7 回	311 人	4 回	174 人
和田	2 回	31 人	2 回	103 人	3 回	58 人	1 回	5 人
千代田	3 回	64 人	3 回	66 人	3 回	72 人	3 回	54 人
全市	33 回	1,074 人	33 回	1,122 人	35 回	1,103 人	32 回	922 人

（３）女性の健康づくり教育（妊娠力向上啓発）

《目 的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

《内 容》

○周知啓発活動

- ・啓発ブースの出店：千葉敬愛短期大学の学園祭「KEIAI フェスタ」において「出張 健康美ボディ講座」として、健康教育(体組成測定、測定結果からのアドバイス、リーフレット類の配布)の実施。
- ・啓発コーナーの設置：志津図書館、佐倉市役所で「妊娠力向上」に関するパネルの展示やリーフレットの配布を実施。
- ・その他、ホームページでの情報提供(健康美ボディ通信)や成人式での啓発リーフレットの

配布など。

《実 績》

・啓発ブース参加者：敬愛短期大学 69 人

（４）保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内 容》

- ① 対 象：保育園・幼稚園児
- ② 方 法：歯科健康教育を希望する園を募り、保育園25園、幼稚園9園において実施
- ③ 内 容：人形劇「フッ素入り歯磨き粉を使おう」・歯垢の染め出し・歯みがき

《実 績》

①年度別実施状況 (人)

年度	保育園	幼稚園	合計
24 年度	851	771	1,622
25 年度	875	650	1,525
26 年度	928	776	1,704
27 年度	1,044	759	1,803
28 年度	1,060	1,048	2,108

*平成18年度より希望がある私立幼稚園においても歯科健康教育を開始。

（５）健康教育に伴う健康相談

《内 容》

健康教育の実施後に希望者に育児相談を実施。

《実 績》

①年度別実施状況 (人)

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他
24 年度	－	98	321	27
25 年度	－	56	11	19
26 年度	7	160	52	33
27 年度	10	64	62	31
28 年度	5	73	87	22

《考 察》

若年で出産した親や多胎児の親などを対象に、保健センターで健康教育を実施しており、また共通の思いを抱えている者同士で交流を図れる場にもなっている。その他、地域の児童センター等に出向いて健康教育・健康相談を行うことで、市民にとって身近な場所で気軽に相談ができ育児不安の軽減にもつながっている。今後も地域の子育て支援関連施設と連携を図りながら、知識の普及・相談対応に努めたい。

女性の健康づくり教育では、若い世代の女性をターゲットに周知啓発活動を行った。啓発ブースの参加者の声から、やせへの憧れや偏ったダイエット志向など体重管理や食生活に対する誤った認識が伺えた。一方で将来へ向けた体作りには関心が低い傾向があり、今後も継続的に周知啓発を行っていく必要がある。若い世代の興味関心を引く効果的な周知方法を検討し、「不妊予防」に関する知識の普及に努めたい。

15. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条の1、第21条
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・こどもを虐待していると思う保護者の割合 9.6% → 0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100%

（1）低出生体重児の届出・未熟児養育医療

《目 的》

未熟児は、正常な新生児に比べて疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりではなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。

このため、医療を必要とする未熟児に対しては、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成をはかることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

《内 容》

「低体重児の届け出」について

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有する出生体重2,500g未満の児
- ②方 法：出生通知書の送付をもって届出とする。
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布のリーフレット・健康カレンダー等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有し、以下のいずれかの症状に該当する、入院して養育を受ける必要があるとして医療機関の医師が認めた0歳児
 - ア. 出生体重が2,000g以下
 - イ. ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
 - ・けいれん、運動の異常
 - ・体温が摂氏34度以下
 - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
 - ・強い黄疸
- ②方 法：健康増進課において、申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定。
承認の場合には「養育医療券」を交付する。
児童青少年課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等実施。
- ③周知方法：ホームページ・ポスター・母子健康手帳交付時配布の「赤ちゃん医療案内手帳」等

《実 績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数

	全出生数	低出生体重児数（割合）	未熟児養育医療申請件数（割合）
26年度	1,162	130（11.2%）	30（2.6%）
27年度	1,150	101（8.8%）	32（2.8%）
28年度	992	93（9.4%）	26（2.6%）

②地区別低出生体重児の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数

	低出生体重児数	未熟児養育医療申請件数
佐 倉	14	3
臼 井	11	3
志 津	47	17
根 郷	16	2
和 田	0	0
弥 富	0	0
千代田	5	1
計	93	26

③出生児数の状況（未熟児養育医療該当者）（人）

単胎・多胎の別	26 年度	27 年度	28 年度
単 胎	26	19	19
多 胎	2（1組）	12（6組）	7（3組）
多胎のうちの1人	2	1	0
計	30	32	26

④在胎週数別出生体重（低出生体重全数）（人）

体 重 在胎週数	499g 以下	500～ 999g	1,000～ 1,499g	1,500～ 1,999g	2,000～ 2,499g	計
～27 週 （超早産児）	1	2	0	0	0	3
28～33 週	0	0	4	7	2	13
34 週～36 週 （後期早産児）	0	0	1	4	17	22
37 週～	0	0	0	3	52	55
計	1	2	5	14	71	93

⑤在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者）

（人）

体 重 在胎週数	499g 以下	500～ 999g	1,000～ 1,499g	1,500～ 1,999g	2,000～ 2,499g	2,500g 以上	計
～27 週 (超早産児)	1	1	0	0	0	0	2
28～33 週	0	0	7	7	0	0	14
34 週～36 週 (後期早産児)	0	0	1	4	0	1	6
37 週～	0	0	0	3	1	0	4
計	1	1	8	14	1	1	26

⑥入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者）

（人）

医療機関名	26 年度	27 年度	28 年度
東邦大学医療センター 佐倉病院	12	10	9
東京女子歯科大学附属八千代医療センター	5	5	8
成田赤十字病院	5	9	2
船橋中央病院	2	1	2
千葉大学医学部附属病院	1	0	0
君津中央病院	0	2	0
国保旭中央病院	0	1	0
東京慈恵会医科大学附属柏病院	0	1	0
順天堂大学医学部附属浦安病院	0	1	1
千葉県こども病院	0	0	1
千葉市立海浜病院	0	0	1
県外の医療機関	5	2	2
計	30	32	26

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。28年度は、新規申請であがった医療機関で集計。

《考 察》

平成28年度の未熟児養育医療の申請件数は26件と前年度よりも件数は減少しているが、出生数も減少していることから割合は横ばいである。未熟児養育医療に該当した在胎週数別出生体重の内訳をみると、在胎週数28週～33週の1,000～1,499g（極低出生体重児）と、1,500～1,999g（低出生体重児）の児が同数となっている。また、多胎児が3割弱となっている。

未熟児養育医療に該当する者については、初回の訪問指導をはじめ、その後の母子事業にて発育・発達を確認し、3歳児健診を迎えるまでは、地区担当保健師による継続支援を行うこととしている。

平成28年度は、低出生体重児支援マニュアルの見直しを実施。今後も、対象児の支援状況をみながら、よりよい支援体制やマニュアルの構築に向けて検討を行い、未熟児への支援体制の確立を目指したい。

（２）未熟児訪問指導

《目 的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪問指導を必要とすると判断される場合には、引き続きこれを行う。

《内 容》

①対 象 者：佐倉市に住所を有する出生体重2 5 0 0 g未満の児

②方 法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援

③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布のリーフレット・健康カレンダー等

《実 績》

①低出生体重児訪問状況（新生児訪問再掲）

年 度	対象者数（人）	訪問人数（人）	訪問率（％）
26年度	130	96 （うち養育医療該当 19 人）	73.8
27年度	101	92 （うち養育医療該当 20 人）	91.1
28年度	93	81 （うち養育医療該当 20 人）	87.1

《考 察》

市では、未熟児養育医療の対象児に対して、地区担当保健師が訪問指導を行うこととしている。

低出生体重児の家族は、合併症や発育、発達への不安が強く、特に母親は、自責の念や罪悪感を抱いていることが多い。児の入院が長期間におよぶことで、児への愛着形成不全にも陥りやすい。

また、低出生体重児の家族の中には、家族関係や経済面、養育環境など複数の問題を抱えている家族もいる。母親や家族が安心して児を迎えることができるよう、入院中から連絡を取ったり、医療機関をはじめとする他機関と連携を図りサービスの調整を行ったり、退院後早期に訪問指導を行うなどして、今後も母親に寄り添いながら早期支援に努めたい。

16. 母子保健事業未受診者勧奨事業

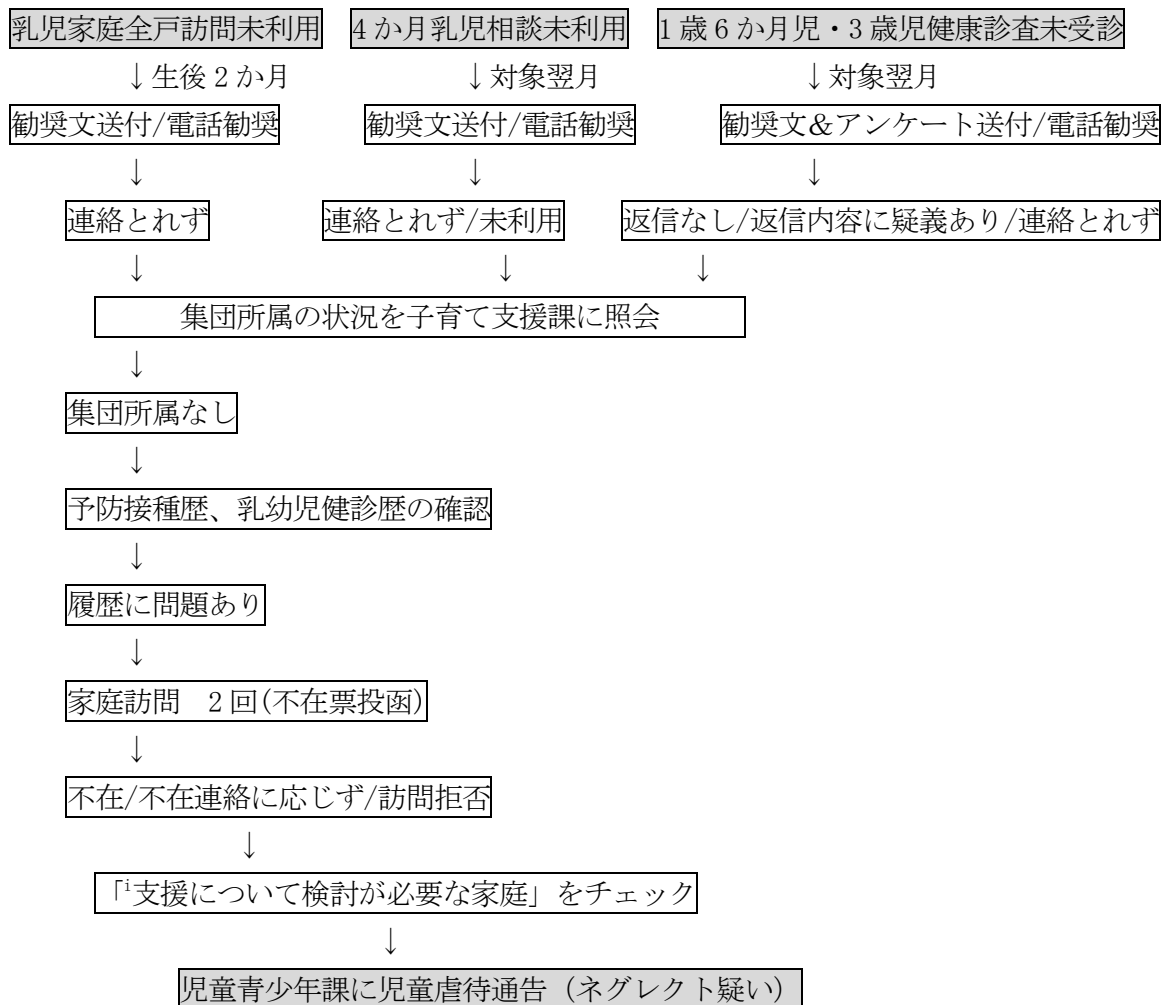
根拠法令等	母子保健法第10条、第11条、第12条 児童虐待の防止に関する法律	
健康さくら21（第2次） 目標値	・子育てに自信が持てない保護者の割合 ・こどもを虐待していると思う保護者の割合 ・子どもをかわいいと思える保護者の割合	(市の現状) → (目標) 46.7% → 23.0% 9.6% → 0% 97.4% → 100%

《目 的》

母子保健法第10条及、第11条、第12条に基づき、妊婦産婦・乳幼児に対し、保健指導、健康診査、家庭訪問を行う。必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じて児童青少年課への通告を行う。これにより、状況の悪化を防止する。

《内 容》

事業の流れ



《実 績》

① 実施状況

(人)

平成 28 年度	受診率 (前年比)	勧奨数	保健師 訪問数	通告数	勧奨後の受診状況 (割合%)	
					受診あり	受診なし
全戸訪問	95.2 (0.8↑)	146	7	0	113 (77.4)	33 (22.6)
乳児相談	90.2 (→)	212	2	1	101 (47.6)	111 (52.4)
1歳6か月児	95.9 (3.3↑)	194	4	0	126 (64.9)	68 (35.1)
3歳児健診	88.2 (0.3↓)	341	3	0	202 (59.2)	139 (40.8)

*前年度対象者も勧奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勧奨数」は一致しない。

*「保健師訪問数」は、訪問して不在だった数も含むので、③の表の「訪問で把握」と一致しない。

②事業別勧奨文送付・電話勧奨結果

(人)

状 況		全戸訪問	乳児相談	1歳6か月児健診	3歳児健診
勧奨文送付・電話勧奨による 把握内容	今後受診（訪問）予定	91	116	140	224
	医療機関・前住地で受診済	0	19	6	12
	必要ないので受けない・保育園/ 幼稚園で受けたので必要ない	1	6	3	16
	拒否・受診できない（仕事で忙しい・ 交通手段がない等）	0	23	10	24
	里帰り・市外/海外居住	0	1	7	8
	転出	4	6	2	0
	その他（継続支援中・伝言のみ等）	25	13	14	32
期限内（勧奨文送付から 1か月以内）に把握できず		25	28	12	25
合計		146	212	194	341

③「期限内（勧奨文送付から1から月以内）に把握できず」だった児の把握結果

(人)

事業名	期限内（勸奨文送付1から月以内）に把握できず	把 握（①+②）								未把握 （平成29年6月末現在）
		①訪問で把握				②訪問以外で把握				
			継続 支援 なし	継続 支援 あり		文書、電話、 面接、健診、 相談、支援・ 予防接種歴、 他機関からの 情報等	子育 て支 援課 から の集 団所 属情報	通告後、 児童青少 年課等で 把握		
全戸 訪問	25	25	15	11	4	10	10	0	0	0
乳児 相談	28	28	0	0	0	28	27	0	1	0
1歳6か月 児健診	12	9	0	0	0	9	8	1	0	3
3歳児 健診	25	21	0	0	0	21	20	1	0	4
合計	90	83	15	11	4	68	65	2	1	7

《考 察》

勧奨文送付・電話勧奨による把握内容で、未受診理由として、「拒否・受診できない（仕事で忙しい・交通手段がない等）」の割合が高い。次年度は、受診拒否に対し、電話勧奨時等に受診の必要性を伝えていく。また、どうしても受診できない状況の場合は、訪問による対応も検討する。

継続支援中のケースや、地区担当保健師の介入が必要と判断したケースには、地区担当保健師による勧奨を行っている。これまでは、勧奨結果について進捗管理ができていなかったが、平成 28 年度から記録票を活用し、地区担当保健師による勧奨結果を適切な時期に把握することができた。

今後も、未受診勧奨事業の進捗管理を徹底し、子育て支援課への集団所属確認や、事業担当による家庭訪問、児童青少年課への通告など、時期を逸することなく実施できるよう努めていく。

i 「支援について検討が必要な家庭」

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局 総務課長、母子保健課長通知）から引用

2・（１）乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理

イ 支援について検討が必要な家庭としては、行政の関与に否定的な家庭、勧奨に合理的な理由なく応じない家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勧奨に応じるものの虐待発生のリスクが高いと考えられる家庭（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）において死亡事例等を防ぐためにリスクとして留意すべきポイント」参照）などが想定される。保健・福祉サービスの実施機関において判断に迷う事例についても、児童虐待担当に情報提供を行う。

Ⅲ 思春期保健

1. 思春期保健に関する取組み

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標)
	・シンナー・薬物使用を勧められたとき、断る自信のある中・高校生の割合 79.9% → 100%
	・シンナー・薬物使用の有害性について、知っている中・高校生の割合 83.9% ~ 98.7% → 100%
	・避妊法を正確に知っている高校生の割合 男子 65.0% → 増加 女子 82.2% → 増加
	・性感染症を正確に知っている高校生の割合 13.8% ~ 96.8% → 増加
	・性についてオープンに話せる家庭の割合 32.9% → 増加
	・子どもから性に関する悩みや相談を受けたときにきちんと応えられる保護者の割合 幼児保護者 34.7% → 増加 小学生保護者 44.2% → 増加
	・自己肯定感を持てる中・高校生の割合 男子 42.0% → 増加 女子 28.7% → 増加
	・育児に関して肯定的な意見を持つ中・高校生の割合 男子 64.2% → 増加 女子 76.6% → 増加

《目 的》

思春期は大人と子どもの両方の面をもつ時期であり、飲酒や喫煙、いじめや不登校、望まない妊娠等思春期における問題は、本人の現在の問題にとどまらず生涯にわたる健康問題や、次世代へ悪影響を及ぼすと言われているため、家庭、学校、地域等の連携による教育、啓発普及、相談等を通して、課題の共有と情報の提供を行う。

《内 容》

- ①養護教諭研修会への参加
- ②保健授業の協働実施
- ③小学校及び中学校への健康教育教材の貸し出し、健康教育

《実 績》

- ①養護教諭研修会への参加

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
7 回	5 回	5 回	5 回	5 回

②保健授業の協働実施

佐倉市教育委員会と連携しながら、『自分を大切にする』という視点で、学校の養護教諭、クラス担任と保健師が思春期保健に取り組む保健授業の協働実施状況 (人)

実施年度	対象学年	題材	児童数	保護者数	児童数/実施校 (総数)
24年度 (初年度)	小学2年生	おへそのひみつ	170	—	224／3校
	小学4年生	生命誕生	54	—	
25年度	小学2年生	おへそのひみつ	238	20	353／5校
	小学4年生	生命誕生	60	—	
	小学6年生	心の健康（脳の働き）	55	—	
26年度	小学2年生	おへそのひみつ	316	—	400／5校
	小学4年生	生命誕生	84	—	
27年度	小学2年生	おへそのひみつ	102	68	181／3校
	小学4年生	生命誕生	79	14	
28年度	小学2年生	おへそのひみつ	105	89	230／4校
	小学4年生	生命誕生	125	7	

③小学校及び中学校への健康教育教材の貸し出し

ア．沐浴人形

市内小学校6校、中学校10校の計16校、延べ20回

イ．妊婦ジャケット

市内中学校10校、延べ12回

《考 察》

平成28年度については、市内4か所の小学校において、小学2年生と4年生の児童と保護者を対象に協働授業を実施した。授業後、児童からは「自分が生まれてきてよかった」、「早くお母さんになりたいと思った」、「10か月もおなかにいると思わなかった（お母さんは大変）」、「赤ちゃんは思ったよりも重かった」等の感想が聞かれた。また、2年生の保護者からは、「低学年に大事な話をしてくれてよかった、感動した」などの声が聞かれ、保護者にとってもこれまでの子育てを振り返る機会になったと思われる。

単なる性教育ではなく、児童の自己肯定感を育むきっかけづくりとなる「生」教育として、今後も協働授業を展開したいと考える。

また、協働授業の実施校が志津地区に集中している現状にあるため、今後も引き続き、現段階で得られた反応や効果を伝えながら、市内全域の小学校での授業展開を目指したい。

IV 感染症予防

1. 感染症予防及び防疫

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） 予防接種法
健康さくら 21（第 2 次）目標値	（市の現状）→（目標） ・ BCG を 1 歳までに受ける人の増加 98.4%→100% ・ 麻しん予防接種を受ける人の増加 1 期 95.0%→100% 2 期 89.7%→100%

《目 的》

近年、新たな感染症の出現や既存感染症の再興などが見られ、予防対策の充実が求められている。感染力の高い新型感染症については、市民の健康を脅かす 1 つの要因となっており、市民を感染症から守り、健康的に暮らせるよう、未然防止に努めるとともに、発生に対しては迅速で的確な対策を講じることが必要となる。そのためには、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行い効果的な予防接種事業の推進に努めるなど、感染症の発生予防やまん延防止を進めながら、公衆衛生の向上を図るための予防接種の重要性や知識、予防対策を広く市民に広報・啓発を行い、感染症流行時に迅速に対応できる体制づくりを進めることが必要である。

《予防接種実施時期》

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日（実施日時については、各医療機関が定める）

※高齢者インフルエンザは、平成 28 年 10 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日

《予防接種実施場所》

- ・市内の 83 個別予防接種協力医療機関（平成 29 年 3 月末時点）

※医療機関により実施している予防接種の種類が異なる

- ・千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関等

《予防接種周知方法》

乳幼児

- ・出生届出又は転入届出後、予防接種の予診票つづり又は予診票を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、健康カレンダー、ホームページに掲載。

学童

- ・対象となる年齢の誕生日の翌月に予診票等を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、健康カレンダー、ホームページに掲載。

※子宮頸がん予防接種については、予診票の自動発送はせず、接種希望者のみに接種の有効性とリスク等を説明した上で予診票を発行。

高齢者

- ・65 歳以上の対象者に、予診票を個別通知。
- ・60 歳以上 65 歳未満の対象者のうち希望者には健康増進課に連絡をもらい、予診票を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、ホームページに掲載。

《普及啓発概要》

【個別通知】

	対象者	内容	時期	回数
定例 (111回)	出生者	予診票のつづりと案内文	毎月	12
	転入者	予診票と案内文	随時	
	日本脳炎2期対象者 (9歳)	日本脳炎2期予診票と案内文	毎月	12
	2種混合対象者 (11歳)	2種混合予診票と案内文	毎月	12
	1歳児	MR、水痘の接種勧奨ハガキ ※おたふくかぜワクチン接種費用一部助成制度についても記載	毎月	12
	4か月乳児相談、 もぐもぐ教室対象者	BCGの案内文 (健診の問診票送付時に同封)	毎月	12
	1歳6か月児健診対象者	・MRと水痘の案内文 ・おたふくかぜワクチン接種費用一部助成制度のリーフレット (健診の問診票送付時に同封)	毎月	12
	3歳幼児歯科健診 対象者	日本脳炎の案内文 (健診の問診票送付時に同封)	毎月	12
	2歳幼児歯科健診、 2歳半幼児歯科健診対象	おたふくかぜワクチン接種費用一部助成制度のリーフレット (健診の問診票送付時に同封)	毎月	12
	4か月乳児相談未来所者	乳児相談未来所勧奨文にBCG接種について記載し、接種勧奨を実施	毎月	12
	高齢者インフルエンザ対象者 (満65歳以上)	予診票と案内文	9月末	1 (51,346通)
	高齢者インフルエンザ対象者 (満65歳以上)	高齢者肺炎球菌定期予防接種の案内文 (高齢者インフルエンザの予診票等送付時に同封)	9月末	1
	高齢者肺炎球菌対象者 (その年度で65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳を迎える方)	予診票と案内文	4月	1 (10,170通)
新規	B型肝炎対象者 (平成28年4月1日～ 平成28年8月30日生)	B型肝炎予診票	9月末	1 (425通)

未接種勧奨 (101回)	平成10年度生まれの方 (18歳)	日本脳炎経過措置勧奨ハガキ	7月	1 (960通)
	平成15年9月1日～ 平成17年6月30日生まれ	2種混合勧奨ハガキ	7月	1 (1,700通)
	平成28年度MR2期対象者	MR2期勧奨ハガキ	7月 1月	2 (1,092通) (509通)
	高齢者肺炎球菌予防接種対象 で未接種の方	勧奨ハガキ	1月	1 (1,008通)
	乳児相談、1歳6か月児健診、 3歳児健診	保健師相談で未接種者へ勧奨	毎月	96

【広報紙・ポスター・ホームページ他】

種類	内容
B型肝炎	・こうほう佐倉に掲載(2回) ・ポスターを市内協力医療機関(24)に掲示
日本脳炎	・こうほう佐倉に掲載(2回)
MR(麻しん・風しん)	・こうほう佐倉に掲載(2回)
高齢者インフルエンザ	・こうほう佐倉に掲載(4回) ・ポスターを各保健センター、市内協力医療機関(79)に掲示
高齢者肺炎球菌	・こうほう佐倉に掲載(3回) ・ポスターを各保健センター、高齢者福祉課、市内協力医療機関(65)、 高齢者施設(12)に掲示
おたふくかぜワクチン 接種費用一部助成制度	・こうほう佐倉に掲載(2回) ・ポスターを各保健センター、市内協力医療機関(36)に掲示
ホームページ	B型肝炎、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、日本脳炎、MR、おたふく かぜワクチン接種費用助成、感染性胃腸炎、ジカウイルス感染症、デング 熱、ダニ媒介感染症等

【その他】

- ・養護教諭研修会で予防接種について説明(9月)
- ・保育園看護師へ予防接種についての研修会を実施(1回)
- ・就学時健診における予防接種説明

平成28年10月6日から11月21日の間のうち、15日間、23小学校に対し実施。

《接種率の算定基準》

平成17年度より厚生労働省の算定基準を用いている。

(1) B型肝炎予防接種

《目 的》

B型肝炎ウイルスによる感染症発生の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
1・2回目	平成28年4月1日以後に生まれた児で、かつ	B型肝炎(HB)ワクチン0.25mlを27日以上の間隔をおいて2回皮下注射
3回目	生後12か月未満	初回接種後7か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射

※平成28年10月1日から定期接種として導入された。

《実 績》

平成28年度実施結果

	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
1回目	1,069	704	65.9
2回目	1,069	632	59.1
3回目	1,069	195	18.2
合計	3,207	1,531	47.7

《考 察》

平成24年5月厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会における予防接種制度の見直し(第二次提言)において、広く接種を推進すべきワクチンの1つにB型肝炎が指定され、平成28年10月から定期接種として位置づけられた。

佐倉市では、予診票の個別郵送を実施し、制度開始前に広報やホームページなどに情報を掲載して周知に努めたが、定期接種になってからの期間が短いこと、また、1歳までに3回の接種を完了する必要があることなど、今後も制度の周知等に工夫しながら接種勧奨に努めていく。

（２） ヒブ予防接種

《目 的》

インフルエンザ菌 b 型による感染症、特に侵襲性の感染症（髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、喉頭蓋炎、肺炎および骨髄炎）の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後 2 か月～5 歳未満	ヒブワクチン 0.5ml を 27 日以上の間隔をおいて 3 回皮下注射
追加		初回接種後 7 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射

※平成 23 年 4 月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われていたが、平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実 績》

平成 28 年度実施結果

	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
1 回目	1,069	1,008	94.3
2 回目	1,069	1,030	96.4
3 回目	1,069	1,053	98.5
4 回目	1,069	1,159	108.4
合計	4,276	4,250	99.4

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
25 年度	5,115	113.0
26 年度	4,748	103.8
27 年度	4,667	99.2
28 年度	4,250	99.4

《考 察》

平成 25 年度定期接種となってから、100%前後の高い接種率となっており、平成 28 年度も維持している。今後も様々な角度から、効果的な接種勧奨方法を検討していく。

（３） 小児用肺炎球菌予防接種

《目 的》

肺炎球菌（血清型 1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）による侵襲性感染症の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後 2 か月～5 歳未満	小児用肺炎球菌ワクチン 0.5ml を 27 日以上の間隔で 3 回皮下注射
追加		初回接種後 60 日以上の間隔でワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射

※平成 23 年 4 月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われていたが、平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※平成 25 年 11 月より使用されるワクチンが 7 価ワクチンから 13 価ワクチン（血清型 1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）に変更された。（接種間隔・回数に変更なし）

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実 績》

平成 28 年度実施結果

	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
1 回目	1, 069	1, 013	94. 8
2 回目	1, 069	1, 035	96. 8
3 回目	1, 069	1, 058	99. 0
4 回目	1, 069	1, 150	107. 6
合計	4, 276	4, 256	99. 5

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
25 年度	4, 860	107. 3
26 年度	4, 698	102. 7
27 年度	4, 675	99. 4
28 年度	4, 256	99. 5

《考 察》

平成25年度定期接種となってから、100%前後の高い接種率となっており、平成28年度も維持している。今後も様々な角度から、効果的な接種勧奨方法を検討していく。

(4) 四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）DPT-IPV
 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）DPT
 二種混合（ジフテリア、破傷風）DT 予防接種

第1期 四種混合DPT-IPV・三種混合DPT

《目 的》

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

種 別	対 象		実 施 方 法
四種混合	第1期 (初回)	生後3か月～90か月未満	沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射
	第1期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射
三種混合	第1期 (初回)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射
	第1期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを第1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射

※平成24年11月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入された。

《実 績》

平成28年度実施結果

種別	回数		対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（%）
四種混合	第1期	1回	1,110	1,045	94.1
		2回	1,110	1,075	96.8
		3回	1,110	1,101	99.2
		追加	1,110	1,187	106.9
	長期療養			1	
	合計		4,440	4,409	99.3
三種混合	第1期	1回	1,110	0	—
		2回	1,110	0	—
		3回	1,110	0	—
		追加	1,110	0	—
	合計		4,440	0	—

年度別接種率の推移（四種混合 1 期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（％）
24 年度	4,816	14.7
25 年度	3,476	75.0
26 年度	4,491	96.0
27 年度	4,671	99.0
28 年度	4,409	99.3

年度別接種率の推移（三種混合 1 期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（％）
24 年度	4,417	91.7
25 年度	1,456	31.4
26 年度	405	8.7
27 年度	1	0.0
28 年度	0	—

《考 察》

平成26年3月に三種混合ワクチンの製造終了に伴い、三種混合未完了分を四種混合に移行するようになり、接種の種類や間隔が接種歴により異なり煩雑になった。接種率は100％に近く向上傾向にあるが、三種混合接種未完了者の予診票発行時には、わかりやすく接種スケジュール等の説明ができるよう努めているが、今後も、四種混合の接種率を維持し、接種スケジュール等迷わずに接種できるよう、周知等工夫していく。

第2期 二種混合（ジフテリア、破傷風）D T 予防接種

《目 的》

ジフテリア、破傷風の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
11 歳～13 歳未満	沈降精製ジフテリア、破傷風混合トキソイドワクチン 0.1ml を 1 回皮下注射

《実 績》

平成 28 年度実施結果

種別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率(%)
二種混合 第2期	1,439	1,106	76.9

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
24 年度	1, 227	81. 9
25 年度	1, 092	73. 2
26 年度	1, 167	76. 3
27 年度	1, 130	71. 4
28 年度	1, 106	76. 9

《考 察》

接種率は低下傾向ではあるが、前年度より接種率が向上している。今後も効果的な勧奨方法を検討していく。

（５）不活化ポリオ予防接種

《目 的》

急性灰白髄炎（ポリオ）の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期 (初回)	生後 3 か月～90 か月未満	不活化ポリオワクチンを 20 日以上の間隔をおいて 0.5ml を 3 回皮下注射
第 1 期 (追加)		不活化ポリオワクチンを第 1 期初回完了後 6 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射

※平成 24 年 9 月から急性灰白髄炎の定期の予防接種において不活化ポリオワクチンが導入され、経口生ポリオワクチンは廃止された。

※平成 28 年 2 月に 4 回を超える不活化ポリオワクチン（IPV）接種後の有効性及び安全性が確認され、添付文書上の注意事項「国内において 4 回を超える接種後の有効性及び安全性は検討されていない」の記載が削除された。

《実 績》

平成 28 年度実施結果

回数		対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（％）
第 1 期	1 回	1,110	8	0.7
	2 回	1,110	27	2.4
	3 回	1,110	41	3.7
	追加	1,110	133	12.0
合計		4,440	209	4.7

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
24 年度	4,816	79.4
25 年度	2,500	53.9
26 年度	1,328	28.4
27 年度	415	8.8
28 年度	209	4.7

《考 察》

平成 25 年度に四種混合ワクチンが導入されたことにより、新規接種者の多くの方が四種混合に移行しており、接種率の低い状態になっている。

(6) BCG予防接種

《目 的》

乳幼児における結核性髄膜炎や粟粒結核などの予防、結核のまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
生後 1 歳未満	乾燥 B C G ワクチンを 1 滴滴下し管針で経皮接種

※佐倉市予防接種委員会での検討結果を踏まえ、免疫不全症が比較的明らかとなる 3 か月からを原則の接種期間としている。

《実 績》

平成 28 年度実施結果

対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
1, 069	1, 071	100. 2

年度別実施状況

年度	B C G	
	実施者数(人)	接種率(%)
24年度	1, 136	95. 7
25年度	1, 011	89. 3
26年度	1, 162	101. 6
27年度	1, 189	101. 1
28年度	1, 071	100. 2

《考 察》

平成26年度以降接種率が大幅に向上し、平成28年度も100%を超える高い接種率を維持している。接種率向上の理由の一つに、平成25年4月から B C G 予防接種の接種期間が6か月未満から1歳未満に引き上げられたことが考えられる。

今後も B C G 予防接種の必要性とともに、接種期間の周知方法を工夫しながら接種勧奨に努めていく。

(7) 麻しん（はしか）・風しん予防接種

《目 的》

麻しん、風しんの発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期	生後 12 か月～24 か月未満	・麻しん風しん混合ワクチン(MR)0.5ml を 1 回皮下注射 <単抗原ワクチン希望の方> ・麻しん単抗原ワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射 ・風しん単抗原ワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射
第 2 期	5 歳～7 歳未満で小学校就学前の 1 年間	

※第 3 期（中学 1 年生）・第 4 期（高校 3 年生）の麻しん風しん混合予防接種は、平成 24 年度で終了した。

《実 績》

平成 28 年度麻しん風しん実施結果

種別	期別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
麻しん風しん	第 1 期	1,234	1,073	87.0
	第 2 期	1,354	1,242	91.7
	長期療養		2	
	合計	2,588	2,317	89.5
麻しん	第 1 期	1,234	0	—
	第 2 期	1,354	0	—
	合計	2,588	0	—
風しん	第 1 期	1,234	0	—
	第 2 期	1,354	0	—
	合計	2,588	0	—

年度別麻しん接種率の推移（麻しん風しん実施者＋麻しん実施者）

年度	期別	実施者数（人）	接種率（%）
24 年度	第 1 期	1,228	97.9
	第 2 期	1,329	95.7
	第 3 期	1,379	90.4
	第 4 期	1,207	74.9
25 年度	第 1 期	1,177	94.8
	第 2 期	1,395	95.7
	長期療養	2	
26 年度	第 1 期	1,188	95.5
	第 2 期	1,318	91.6
	長期療養	0	
27 年度	第 1 期	1,155	97.1
	第 2 期	1,352	92.5
	長期療養	1	
28 年度	第 1 期	1,073	87.0
	第 2 期	1,242	91.8
	長期療養	2	

年度別風しん接種率の推移（麻しん風しん実施者＋風しん実施者）

年度	期別	実施者数（人）	接種率（％）
24 年度	第 1 期	1, 228	97. 9
	第 2 期	1, 329	95. 7
	第 3 期	1, 380	90. 4
	第 4 期	1, 211	75. 1
25 年度	第 1 期	1, 177	94. 8
	第 2 期	1, 395	95. 7
	長期療養	2	
26 年度	第 1 期	1, 188	95. 5
	第 2 期	1, 318	91. 6
	長期療養	0	
27 年度	第 1 期	1, 155	97. 1
	第 2 期	1, 352	92. 5
	長期療養	1	
28 年度	第 1 期	1, 073	87. 0
	第 2 期	1, 242	91. 8
	長期療養	2	

《考 察》

平成28年度の接種率低下については、麻しんが広く流行し、千葉県内でも麻しん患者の届け出が増加したことを受けて予防接種希望者が増えたことや、また平成27年10月からの力価^(注)低下を原因とするワクチンの自主回収で長期にわたりワクチンの欠品があったことにより、ワクチンの供給量が低下し、佐倉市内でワクチンの偏在が生じ、接種が困難な状況であったことが理由として考えられる。

平成27年度より実施している1歳の誕生日月に第1期の接種勧奨はがきの送付など、勧奨方法等の工夫を行っていく。

（注）抗体やウイルスの感染能力などの目安として便宜上つけられている相対的な数値。

（８） 水痘（みずぼうそう）予防接種

《目 的》

水痘 - 帯状疱疹ウイルスによる感染症の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
生後 12 か月から生後 36 か月未満	乾燥弱毒生水痘ワクチンを 2 回皮下注射。 3 月以上の間隔をおく

※水痘予防接種は平成 26 年 10 月より定期接種に位置づけられた。

※平成 26 年度のみ、3、4 歳児に対し 1 回接種できる経過措置が行われた。

《実 績》

平成 28 年度実施結果

期別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
1 回目	1, 234	1, 199	97. 2
2 回目	1, 234	932	75. 5
長期療養		1	
合計	2, 468	2, 132	86. 4

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
26 年度	2, 494	66. 1
27 年度	2, 370	99. 6
28 年度	2, 132	86. 4

※平成 26 年度は、経過措置を含んでいる。

《考 察》

平成26年10月より定期接種が開始された。平成27年度から1歳の誕生日月に接種勧奨はがきを送付し制度の周知を行った結果、28年度1回目は100%近い接種率となったが、2回目の接種率が大幅に低下した。今後も様々な角度から分析し、効果的な周知方法を検討していく。

(9) 日本脳炎予防接種

《目 的》

日本脳炎の発生の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期 (初回)	生後 6 か月～90 か月未満	日本脳炎ワクチンを 6 日以上の間隔 において 0.5ml を 2 回皮下注射 (3 歳未満の場合、接種量は 0.25ml)
第 1 期 (追加)		初回接種後 6 か月以上の間隔を おいて 0.5ml を 1 回皮下注射 (3 歳未満の場合、接種量は 0.25ml)
第 2 期	9 歳～13 歳未満	0.5ml を 1 回皮下注射
特例 (経 過措置)	平成 17 年度から平成 21 年度にかけての積極的勧奨の 差し控えにより接種を受ける機会を逸した者 (平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日生まれ) 20 歳未満	第 1 期、第 2 期の未接種分を接種

《実 績》

平成 28 年度実施結果

種別	回数	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
第 1 期	1 回目	1,280	1,768	138.1
	2 回目	1,280	1,655	129.3
	追加	1,340	1,056	78.8
第 2 期		1,512	991	65.5
特 例	第 1 期	1 回目	70	
		2 回目	71	
		追加	151	
	第 2 期		239	14.6
合計		7,052	6,001 (5,709)	85.1 (81.0)

※特例第 1 期の対象者数は、平成 26 年度、平成 27 年度いずれも算出方法が変更となっている。

※ () は、特例第 1 期の実施者数を除いて算出したもの。

第 1 期 年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
24 年度	5,610	47.6
25 年度	3,779	94.6
26 年度	3,878	99.4
27 年度	3,630	92.1
28 年度	4,479	114.8

※24 年度に対象者数算定方法が示され、勧奨対象年齢が対象数に計上されている。

第2期 年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
24年度	755	50.3
25年度	496	32.4
26年度	647	45.0
27年度	759	53.6
28年度	991	65.5

(特例) 第1期 年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
24年度	1,544	20.4
25年度	796	9.2
26年度	667	23.5
27年度	379	
28年度	292	

※特例第1期の対象者数は、平成26年度、平成27年度いずれも算出方法が変更となっている。

(特例) 第2期 年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
24年度	151	
25年度	222	13.5
26年度	325	20.0
27年度	311	19.0
28年度	239	14.6

※平成24年度は第2期の接種勧奨はなかったため、対象者の算定がされておらず接種率も算出されていない。

《考 察》

平成27年8月に千葉県内で生後11か月の日本脳炎患者が発生したことを受けて、千葉県在住の小児はこれに該当すると考えられることから、第1期の接種開始年齢が3歳から生後6か月に変更されたため、平成28年6月より出生者へ予診票つづり発送時にリーフレットを同封、母子事業(4か月乳児相談、1歳6か月健診)の保健師面接時にリーフレットを配布、ホームページへの掲載等により、市民への周知を開始している。そのため、第1期の1回目と2回目の接種率が大幅に上昇した。しかし、第1期追加の接種率は低下しているため、今後勧奨方法を検討していく。

第2期の接種率も向上したが、他の学童予防接種の接種率と比較すると低い。第2期対象年齢の方は、平成17年度から平成21年度にかけての積極的勧奨の差し控えの影響を受けている可能性があるため、正確な情報を周知していけるように工夫していく。

(10) 子宮頸がん予防接種（サーバリックス・2価、ガーダシル・4価）

《目 的》

サーバリックス

子宮頸がんの原因となる HPV16 型及びの予防 18 型ウイルスの感染及び前がん病変予防。

ガーダシル

- ・子宮頸がんの原因となる HPV16 型及びの予防 18 型ウイルスの感染及び前がん病変予防。
- ・尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因となる 6 型及び 11 型の感染予防。

《対象及び実施方法》

ワクチン名	対象	実施方法
サーバリックス	小学校 6 年生 ～高校 1 年生	子宮頸がん予防ワクチン 0.5ml を 0・1・6 か月の間隔で 3 回 筋肉注射
ガーダシル	の女子	子宮頸がん予防ワクチン 0.5ml を 0・2・6 か月の間隔で 3 回 筋肉注射

※平成 23 年 4 月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われていたが、平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※平成 25 年 6 月 14 日に開催された厚生科学審議会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的にみられたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになるまで、定期接種を積極的に勧奨すべきでないと言われた。引き続き定期接種として無料で受けていただくことは可能だが、接種を希望する方は、ワクチンの有効性とリスク等について十分にご理解いただいたうえで、接種を受けていただく。副反応によって健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく補償を受けることができる。

《実 績》

平成 28 年度実施結果

	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（％）
1 回目	752	1	0.1
2 回目	752	1	0.1
3 回目	752	1	0.1
合計	2,256	3	0.1

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（％）
25 年度	406	17.8
26 年度	8	0.4
27 年度	19	0.8
28 年度	3	0.1

《考 察》

平成 25 年度より定期接種に位置づけられたが、平成 25 年 6 月 14 日厚生科学審議会において副反応の説明ができるまで積極的な勧奨を控える旨の決定がされた。そのため、予診票の自動発送を中止し、接種希望者のみに接種の有効性とリスク等を説明したうえで予診票を発行した。

今後も国の検討内容を注視し、対応に努めていきたい。

(11) インフルエンザ

《目 的》

インフルエンザの個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれにより間接的な集団予防を図ることを目的とする。

《対象及び接種方法》

対 象	接 種 方 法
① 65 歳以上の者 ② 60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する病気で障害者手帳 1 級の者	インフルエンザHAワクチンを 1 回皮下注射 〔ワクチンの型〕 ① A／カリフォルニア／7／2009 (H1N1) ② A／香港／4801／2014 (X-263) (H3N2) ③ B／プーケット／3073／2013 (山形系統) ④ B／テキサス／2／2013 (ビクトリア系統)

※平成 27 年度から、ワクチンの型が 3 価から 4 価に変更になっている。

《実 績》

平成 28 年度実績

対象年齢	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
65 歳以上	51,361	27,521	53.6
60～64 歳	92	27	29.3
合計	51,453	27,548	53.5

年度別接種率の推移

年度	実施者数(人)	接種率 (%)
24 年度	22,697	53.4
25 年度	23,772	52.7
26 年度	26,021	54.5
27 年度	26,944	54.1
28 年度	27,548	53.5

《考 察》

高齢者のインフルエンザ予防接種は、接種対象者 (65 歳以上の者) 全員に予診票を送付しているが、小児の予防接種と異なり、法令上の接種を受ける努力義務から除外されていることから、接種の受否は本人の意思に委ねられている。こうした背景もあり、年度別の接種率は 50% 台で横ばいに推移している。今後は推移の状況を継続的に見守りつつ、周知のあり方などの検討に努める。

(12) 高齢者肺炎球菌予防接種

《目 的》

肺炎球菌（血清型 23 種類）による呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎、敗血症などの予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
定期接種対象者は、過去に 23 価肺炎球菌莢膜多糖体ワクチンの接種歴のない以下に該当する者 ①平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる者 ②60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する病気で障害者手帳 1 級の者	23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン 0.5ml を 1 回筋肉内又は皮下に注射する。

※平成 23 年 4 月から接種費用一部助成を行ってきたが、平成 26 年 10 月 1 日より定期接種に位置づけられた。

《実 績》

平成 28 年度実施結果

対象年齢	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
65 歳以上	11,799	5,408	45.8
60～64 歳	76	2	2.6
長期療養		1	
合計	11,875	5,411	45.6

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
26 年度	4,801	43.6
27 年度	5,400	49.3
28 年度	5,411	45.6

《考 察》

肺炎は、日本人の死因第3位の疾患となっている。肺炎によって亡くなる方の約95%が65歳以上といわれており、肺炎は65歳以上の方にとって軽視できない疾患である。肺炎球菌のワクチンは、肺炎の全てを予防するワクチンではないが、接種することによって、重症化防止などの効果が期待されており、平成26年10月1日から定期予防接種に位置づけられた。

対象者が毎年変わるため、個別通知を2回実施する等、きめ細やかな周知を図っている。今後も対象者への情報提供に努めていく。

２． 予 防 接 種 （ 任 意 ）

平成 26 年 5 月 1 日から子育て支援の一助とするため、おたふくかぜ予防接種費用の一部助成制度が開始となった。

（１） おたふくかぜワクチン接種費用助成事業

《目 的》

耳の下にある耳下腺の腫れを特徴とするウイルス感染症の発生を予防し、子育て支援の一助とするため接種費用の一部を助成する。

《内 容》

①対象及び実施方法

- ・ 1～2 歳児（生後 12 か月～36 か月未満）の市民（接種日時点） ※平成 28 年 4 月 1 日～

②実施方法

平成 29 年 3 月 31 日の接種が対象

- ・ 医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種料金を医療機関に支払う
- ・ 接種後、各保健センターで助成金の申請（郵送可）
- ・ 申請後、後日市から指定口座に助成金（3,000 円）を振り込む

③実施時期及び実施場所

- ・ 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日
- ・ 市内実施医療機関、または、市外医療機関での接種も可能

④周知方法

- ・ こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載。
- ・ 市内実施医療機関や保健センター等にてポスター掲示リーフレット配布。
- ・ 母子事業（1 歳 6 か月児健診、2 歳、2 歳半歯科）の問診票にリーフレットを同封。
- ・ 1 歳の誕生日月に制度の案内はがきを個別通知

《実 績》

平成 28 年度実施結果

対象者数（人）	助成者数（人）
1,661	962

※対象者数は、平成 28 年 9 月末時点の 1 歳児と 2 歳児の数から、平成 27 年度助成済の 1 歳児 805 人を除した数。

年度別助成者数の推移

年度	対象者数（人）	助成者数（人）
26 年度	2,501	964
27 年度	1,764	975
28 年度	1,661	962

《考 察》

平成26年度から制度が開始され、平成27年度から 1 歳の誕生日月に制度の案内はがきを個別通知し、周知の強化を図った。助成者数は若干減少しているが、平成27年度に制度を利用した方は平成28年度は対象とならないため対象者数も減少している。対象者数に対する助成者数の割合は上昇しているので、今後も制度の周知を工夫していく。

3. 結核予防

(1) 結核検診

根拠法令等	感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
-------	----------------------------------

《目 的》

結核検診を行うことにより、結核患者の発生及び結核の蔓延を予防する。

《内 容》

① 対象者

市内在住の 65 歳以上の男女

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期 間 6 月 3 日～12 月 1 日、市内 19 会場、57 日間実施。
- ・費 用 300 円（税込み）
- ・検診内容 検診車両での、胸部レントゲン間接撮影及び読影を実施。

イ 個別検診

- ・期 間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 43 医療機関で実施。
- ・費 用 1,300 円（税込み）
- ・検診内容 胸部レントゲン直接撮影及び読影を実施。

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の 65 歳以上の男女で、下記に該当するかた

- ・ 70 歳のかた
- ・ 平成 27 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・ 生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、周知啓発に努めた。

《実 績》

① 過去 5 年間の実施状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
24年度	41,258	11,864	28.8
25年度	46,430	12,523	27.0
26年度	48,822	13,580	27.8
27年度	50,100	14,209	28.4
28年度	51,361	14,431	28.1

② 胸部レントゲン検診（結核検診）実施結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精密検査者 (人)	要精密検査率 (%)	精密検査受診者 (人)	結核発見数 (人)
集団	51,361	6,460	12.6	83	1.3	76	1
個別		7,971	15.5	246	3.1	203	1
合計	51,361	14,431	28.1	329	2.3	279	2

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査実施状況

性別	年代 歳	対象者数 人	受 診 者 数 人 %		要 精密 検査 (人)	要精密検査区分										精密検査受診状況	
						結核性		非結核性		腫瘍性		循環器		その他		未 受 診 者 (人)	結核 (人)
						人	%	人	%	人	%	人	%				
男性	65～69	8,142	1,500	18.4	21	0	0.0	7	33.3	6	28.6	2	9.5	6	28.6	5	2
	70～74	6,328	1,942	30.7	36	0	0.0	11	30.6	21	58.3	2	5.6	2	5.6	4	0
	75～79	4,880	1,708	35.0	63	2	3.2	11	17.5	29	46.0	7	11.1	14	22.2	11	0
	80歳以上	4,462	1,190	26.7	43	0	0.0	12	27.9	19	44.2	5	11.6	7	16.3	5	0
	小計	23,812	6,340	26.6	163	2	1.2	41	25.2	75	46.0	16	9.8	29	17.8	25	2
女性	65～69	8,804	2,362	26.8	32	0	0.0	8	25.0	18	56.3	2	6.3	4	12.5	2	0
	70～74	6,627	2,524	38.1	54	1	1.9	11	20.4	23	42.6	5	9.3	14	25.9	11	0
	75～79	5,005	1,888	37.7	37	1	2.7	5	13.5	19	51.4	4	10.8	8	21.6	4	0
	80歳以上	7,113	1,317	18.5	43	2	4.7	5	11.6	24	55.8	4	9.3	8	18.6	8	0
	小計	27,549	8,091	29.4	166	4	2.4	29	17.5	84	50.6	15	9.0	34	20.5	25	0
男性	集団	23,812	3,138	26.6	53	1	1.9	24	45.3	21	39.6	1	1.9	6	11.3	6	1
	個別		3,202		110	1	0.9	17	15.5	54	49.1	15	13.6	23	20.9	19	1
女性	集団	27,549	3,322	29.4	30	0	0.0	13	43.3	11	36.7	0	0.0	6	20.0	1	0
	個別		4,769		136	4	2.9	16	11.8	73	53.7	15	11.0	28	20.6	24	0
合計		51,361	14,431	28.1	329	6	1.8	70	21.3	159	48.3	31	9.4	63	19.1	50	2

※検診対象者数は、9月末時点での65歳以上の人口とする。

《考 察》

平成28年度は前年度と比較をして、受診数は222人増加しているが、65歳以上人口（当該検診対象年齢人口）の増加もあるため、受診率としては-0.3%減少している。

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項
-------	------------------

《目 的》

健康診査の記録、その他老後における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康と適切な医療の確保に資することを目的に健康手帳を交付する。

《内 容》

- ①対象 市内在住の 40 歳以上のかた
- ②方法 健診・検診会場、健康相談等の保健事業、各保健センターにおいて交付

《実 績》

健康手帳の交付状況 （単位：冊）

	40～74歳			75歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
24年度	2,869	4,892	7,761	360	314	674	3,229	5,206	8,435
25年度	3,114	5,710	8,824	581	433	1,014	3,695	6,143	9,838
26年度	3,046	5,401	8,447	878	561	1,439	3,924	5,962	9,886
27年度	3,306	6,347	9,653	835	644	1,479	4,141	6,991	11,132
28年度	2,520	5,243	7,763	1,174	1,277	2,451	3,694	6,520	10,214

健康手帳の変遷

19 年度まで	健診(検診)の結果の見方や健康に関する情報などについてまとめた小冊子は、健康手帳と併せて健診(検診)受診者に配布していた。
20 年度	健康手帳をこの小冊子と一冊にまとめて作成し、健康手帳の使用時に小冊子の情報を役立ててもらうようにした。
21 年度	健康の記録のページの特定健診の欄に検査の基準値を印字し、自己チェックできるような工夫をした。
22 年度	相談や教室の日程等は掲載せず、小冊子を役立てながら健康手帳として経年的に健診の記録を記載しやすいようにした。
23 年度	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の普及啓発を図るため、たばこのページに慢性閉塞性肺疾患（COPD）についての説明を加えた。
24 年度	クレアチニンの検査項目が追加になり、クレアチニン値の検査項目についての説明を追加した。
25 年度	国の方針により HbA1c が JDS から NGSP に表記変更となったことを受け、JDS と HbA1c の値を併記。 こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を図るため、こころの健康のページを新設。
26 年度	下記の情報を追記 ①健康に関する情報（肝炎ウイルス、骨の健康） ②成人保健事業の体系図、特定保健指導の流れ ③小児初期急病診療所、休日夜間急病診療所、休日当番医テレホンサービス ④保健センターの案内図
27 年度	・健康手帳を記録媒体として活用できるように、自身で記入する項目（健康の記録・予防接種・休日当番医/かかりつけ医情報）を前面に配置 ・高齢者福祉課のページを増やし、ロコモ体操を入れた

《考 察》

健康手帳は、毎年を受診結果を記録しておくことにより、健康状態を5年間にわたり経年的に管理できるので、生活習慣病の予防に効果がある。

今後も、各保健事業の場において、健康手帳を活用していく。

2. 健康教育

根拠法令等	健康増進法 17 条の 1
健康さくら 2 1 (第 2 次)	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の 7 つを重点的に取り組む項目とする。 ① 生活習慣病 ② 栄養・食生活 ③ 身体活動・運動 ④ ころ ⑤ 飲酒 ⑥ 喫煙 ⑦ 歯と口腔

(1) 集団健康教育

《目 的》

- ・生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。40～64 歳の市民を対象とする。ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。(健康増進事業実施要領より)
- ・地域保健に関する知識の普及、地域住民の健康の保持及び増進 (上記以外の「衛生教育」)

《内 容》

分類	事業名	対象	方法	内容	周知方法
一般健康教育	メタボ予防のための「知って得する調理法」講習会	特定保健指導の対象となった者及び生活習慣病予防のため食生活改善をしたい者 20 歳～74 歳の市民	5 コース実施。 (1 コース 2 回。健康管理センター 2 コース、西部保健センター 2 コース、南部保健センター 1 コース)	・食生活を改善するための必要な知識や情報の提供。 ・各自の食生活の問題点を見つけ改善できるよう具体的な方法をアドバイスする。 ・試食を通し、減塩の工夫やカロリーを減らす方法を知る。	健康アドバイス会、健診結果シ票送付による P R・広報等、チラシ
	出前健康講座 (内容により歯周病・ロコモ・COPD・病態別に分かれる)	市内在住・在勤の者	午前 9 時から午後 8 時の間の 2 時間以内。 (年末年始を除く)	自治会、自主サークル、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。内容は出前健康講座メニューから選択するか、申請者と協議のうえ決定する。	ホームページ、チラシ、保健事業での P R 等
その他の教育	検診会場でのがん予防健康教育	子宮がん、乳がん検診受診者	子宮がん、乳がん検診会場での実施	乳がんの自己検診法について健康教育を実施する。	
	健診(検診)の P R と生活習慣病予防の啓発	民生・児童委員協議会地区定例会 地域連絡協議会	各地区組織の会議等で実施	がん検診・特定健診・特定保健指導の P R と、生活習慣病予防について健康教育を実施する。	各地区組織に依頼
歯周疾患	糖尿病予防学習会 出前健康講座	各教室の参加者	各教室での実施	糖尿病と歯周病の関係や歯周病の症状、歯の健康を守るための予防方について健康教育を実施する。	各教室に進める

分類	事業名	対象	方法	内容	周知方法
ロコモティブシンドローム	骨粗しょう症 検診での健康教育 出前健康講座	骨粗しょう症検診 受診者 出前健康講座参加 者	骨粗しょう症検診会 場で実施 出前健康講座で実施	骨粗しょう症の予防やロコモティブシンドロームの予防について健康教育を実施する。	出前健康講座 に 進 ず る
	メタボ予防の ための運動習 慣づくり教室	特定保健指導の対 象となった者及び 特定健康診査など の健診結果から生 活習慣病の予防が 必要な者	6 コース実施。 (1 コース 2 回。健康 管理センター2 コー ス、西部保健センタ ー2 コース、南部保 健センター1 コース、 市民体育館 1 コー ス)	健康運動指導士が、有酸素運 動や筋力トレーニングなど 自宅で手軽にできる運動の 実技を指導し、運動習慣が身 に着くように健康教育を実 施する。	健康 アド バイス 会、 健診 結果 票送 付時 に案 内文 同封、 チ ラシ による P R・ 広報
	家庭教育学級 限定出前教室	市内に居住地を有 する 18 歳以上の者 (高校生を除く) で、医師等から運 動を制限されてい ないものとする *28 年度は市内小 中学校等の保護 者を対象とする	市内の 6 校の家庭教 育学級に出前健康講 座として実施 (佐倉幼稚園、小竹小 学校、山王小学校、 千代田小学校、臼井 西中学校、佐倉中 学校)	初めてでも取り組みやすく 効果的な運動(ラジオ体 操、ウォーキング、エアロ ビクス等)についての知識 と技術について健康運動 指導士から指導を受け、日 常生活の中で取り入れ実 践できるように健康教育 を実施する。	家庭 教育 学級 運営 研修 会 にて P R
	運動器具 トレーニング 講習会	市内に居住地を有 する 18 歳以上の者 (高校生を除く) で、医師等から運 動を制限されてい ないものとする。	西部保健センターで 月 1 回、南部保健セン ターで隔月実施。	運動習慣づくりを目的に、エル ゴメーター(自転車)を 使用したトレーニングにつ いて講習会を実施する。	ホーム ページ、 チラシ、 保健 センタ ーでチ ラシの 設置 保健 事業 での P R 等
	サーキット トレーニング 講習会		西部保健センターで 2 ヵ月に 1 回実施。	平成 19 年度特定保健指導ア ウトソーシング環境整備事 業(佐倉市メタボリックシ ンドロームモデル事業)に より自治体向けに開発され た映像を使用して実施す る。	
	玄米ダンベル 体操講習会	運動器具トレー ニング、玄米ダン ベル自由開放参加者	西部保健センターで 月 1 回、南部保健セン ターで隔月実施。	運動のきっかけ及び習慣づ くりを目的とし、「玄米ニ ギニギ体操」鈴木正成編(日 本放送協会 2002 年)に基 づく玄米ダンベル及び映像 を使用して実施する。	
	更新講習会		西部保健センター、お よび南部保健センタ ーで年 1 回実施。	ロコモティブシンドローム の健康教育とロコトレ(軽 い筋力トレーニング)、体力 テストを実施する。	保健 セン ター の設 置 で チ ラ シ の 設 置

分類	事業名	対象	方法	内容	周知方法
	サーキットトレーニングおさらい会	サーキットトレーニング自由開放参加者	西部保健センターで、3回実施。	サーキットトレーニング講習会に同じ。	保健センターでチラシの設置
COPD	出前健康講座	出前健康講座参加者	出前健康講座で実施。	COPD（慢性閉塞性肺疾患）とは何か、症状、対処方法などについて健康教育を実施する。	出前健康講座に準ずる
病態別健康教育	糖尿病予防学習会	特定健診及び人間ドック等で以下の基準に該当し、現在糖尿病の治療を受けていない者 (空腹時血糖) 100～149mg/dl または、 HbA1c[NGSP 値]5.6～6.9% (年齢) 40～65歳未満の者	1 コース 2 課構成で実施。 1 課開始までに初回面接を全員実施。 (会場) 健康管理センター	(初回面接) 一人 30～60 分の面接にて行動変容ステージ・生活習慣の確認。生活改善のための動機づけについて健康教育を実施する。 1 課：病態講義、運動講義・実技、栄養講義、グループワーク 2 課：病態講義、運動講義・実技、栄養講義、調理実習、グループワーク 修了式	個人通知（特定健診受診者）
	出前健康講座	出前健康講座参加者	出前健康講座で実施。	肥満、高血圧等と個人の生活習慣との関係、生活習慣病に関する健康教育を実施する。	出前健康講座に準ずる
	大人の健康づくり講演会（高血圧予防講演会） （糖尿病予防講演会）	市内在住・在勤の者	(高血圧予防講演会) 10月1日(土) 14:00～16:00 (糖尿病予防講演会) 11月12日(土) 14:00～16:00 (会場) 健康管理センター	(高血圧予防講演会) テーマ：「油断大敵！本当は怖い高血圧」 講師：東邦大学医療センター佐倉病院 野呂真人臨床教授 内容：高血圧予防に関する講演 (糖尿病予防講演会) テーマ：「楽しく学ぼう！糖尿病」 講師：外口徳美致 糖尿病療養指導士 内容：糖尿病予防に関する講演	広報、チラシ、保健センターでチラシの設置、保健事業でのPR等
衛生教育	こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修 睡眠とこころの健康講演会 ※詳細は「8. こころの健康づくり」に掲載				

《実 績》

※各表の（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

年次別実績

年度	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
平成 24 年度	202	7,175	889	4,943	1,343	0
平成 25 年度	205 (164)	7,198 (4,216)	874	4,342 (4,216)	1,810	172
平成 26 年度	194 (155)	7,356 (3,493)	1,259	3,539 (3,493)	2,558	0
平成 27 年度	203 (134)	8,469 (3,470)	1,110	3,651 (3,470)	3,591	117
平成 28 年度	172 (113)	6,412 (2,625)	1,026	2,737 (2,625)	2,649	0

※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

【衛生教育[精神]】はこころサポーター市役所職員向けのみ含む

40～64 歳の教育種類別実績

※健康増進事業実施要領に基づく再掲（「一般、その他」に【衛生教育[精神]】こころサポーター市役所職員向けのみ含む）

	一 般 その他	歯周疾患	ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別	薬	計
回数	69	2	36	1	5	0	113
延人数	2,089	20	390	13	113	0	2,625

【一般健康教育の内訳】

※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

出前健康講座（一般健康教育、食生活改善推進員の出前も含む）

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	47 (32)	1,143 (279)	223	279	641

メタボ予防のための「知って得する調理法」講習会 1 コース 2 回を計 5 コース実施。(計 10 回)

場所	回数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1. 健康管理センター	2 (2)	6 (2)	11 (3)	2	3	6
2. 西部保健センター	2 (2)	8 (1)	16 (2)	0	2	14
3. 南部保健センター	2 (2)	12 (4)	21 (7)	0	7	14
4. 健康管理センター	2 (2)	8 (1)	16 (2)	0	2	14
5. 西部保健センター	2 (2)	20 (6)	37 (11)	0	11	26
計	10 (10)	54 (14)	101 (25)	2	25	74

乳がん、子宮がん検診会場でのがん予防健康教育

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	30 (24)	3,285 (1,690)	610	1,690	985

健診(検診)PRと生活習慣病予防の啓発

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	10 (2)	278 (70)	0	70	208

【歯周疾患健康教育】

※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
糖尿病予防学習会	1 (1)	16 (16)	0	16	0
出前健康講座	1 (1)	38 (4)	0	4	34
計	2 (2)	54 (20)	0	20	34

【ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育】

※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

骨粗しょう症検診での健康教育

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
計	8(8)	570(325)	110	325	135

メタボ予防のための運動習慣づくり教室 1 コース 2 回を計 6 コース実施。(計 12 回)

場所	回数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1. 西部保健センター	2 (1)	9 (1)	16 (1)	0	1	15
2. 健康管理センター	2 (2)	10 (3)	17 (5)	0	5	12
3. 市民体育館	2 (2)	5 (2)	9 (4)	0	4	5
4. 南部保健センター	2 (2)	7 (1)	12 (2)	0	2	10
5. 西部保健センター	2 (0)	8 (0)	17 (0)	0	0	17
6. 健康管理センター	2 (2)	20 (4)	33 (6)	0	6	27
計	12 (9)	59 (11)	104 (18)	0	18	86

家庭教育学級限定出前教室

依頼団体	人数	回数	延人数	延人数 内訳		
				39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
1. 佐倉幼稚園		1 (1)	11 (6)	5	6	0
2. 小竹小学校		1 (1)	12 (5)	7	5	0
3. 山王小学校		1 (1)	7 (5)	2	5	0
4. 千代田小学校		1 (1)	9 (2)	7	2	0
5. 臼井西中学校		1 (1)	9 (7)	2	7	0
6. 佐倉中学校		1 (1)	6 (3)	3	3	0
計		6 (6)	54 (28)	26	28	0

運動器具トレーニング講習会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	8 (2)	21 (3)	2	3	15
南部保健センター	6 (3)	16 (3)	2	3	11
計	14 (5)	37 (6)	4	6	26

サーキットトレーニング講習会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	1 (1)	6 (2)	1	2	3
計	1 (1)	6 (2)	1	2	3

玄米ダンベル体操講習会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	11 (3)	33 (5)	2	5	26
南部保健センター	6 (3)	18 (3)	2	3	13
計	17 (6)	51 (8)	4	8	39

玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング自由開放日参加者のための更新講習会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	1 (0)	4 (0)	0	0	4
南部保健センター	1 (0)	10 (0)	1	0	9
計	2 (0)	14 (0)	1	0	13

サーキットトレーニングおさらい会

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
西部保健センター	3 (1)	30 (3)	1	3	26
計	3 (1)	30 (3)	1	3	26

【COPD（慢性閉塞性肺疾患）健康教育】

※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
出前健康講座	1 (1)	33 (13)	20	13	0
計	1 (1)	33 (13)	20	13	0

【病態別健康教育】

※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

糖尿病予防学習会 1 コース 2 回を 1 コース実施

場所	回数	実人数	延人数	延人数 内訳		
	回数	実人数	延人数	39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
健康管理センター	2 (2)	18 (18)	34 (34)	0	34	0
計	2 (2)	18 (18)	34 (34)	0	34	0

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
出前健康講座	1 (1)	270 (56)	0	56	214
計	1 (1)	270 (56)	0	56	214

成人の健康づくり講演会

場所	回数	延人数	延人数 内訳		
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上
(高血圧予防講演会) 健康管理センター	1 (1)	60 (13)	2	13	45
(糖尿病予防講演会) 健康管理センター	1 (1)	48 (10)	0	10	38

【衛生教育[精神]】 ※「8. こころの健康づくり」に再掲あり

こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
市民・市内在勤者向け	1	55	3	31	21	0
小中学校教諭向け	1	68	0	68	0	0
市役所職員向け	1 (1)	43 (25)	18	25	0	0
計	3 (1)	166 (25)	21	124	21	0

睡眠とこころの健康講演会

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	不明
計	1	74	1	12	61	0

《考 察》

・ メタボ予防のための「知って得する調理法」講習会

申込みは59名で広報から33名、健康アドバイス会から12名、チラシから9名、その他5名で、広報からの申込みが多かった。参加者の実人数は54名で39歳以下が1名、40～64歳が14名、65歳以上が39名、性別では47名が女性で男性が少ない。また、特定保健指導からの参加者は積極的支援2名、動機づけ支援12名で参加率は25.9%であった。

適正体重や必要エネルギー量の算出、献立作成などの活動を通して自分自身の体格や食事量などについて見直すことができアンケート結果より、「カロリーやバランスを考える」「減塩について工夫する」「良く噛んで食べる」「おやつの量や種類に注意する」について、参加者の70%以上が行動を変える予定と答えていた。自由記載では、「自分の適正カロリー（エネルギー）を知ることができて良かった」「講義と料理の試食で具体化され、わかりやすかった」「すぐに実践できることなので頑張りたい」など好評だった。また、男性参加者より「調理法という講座名は男性には参加しにくい」という感想があり、次年度は講座名を「知って得する食事教室」に変更し、引き続き生活習慣病予防の講座として実施していく。

・ 出前健康講座

平成28年度は、実施回数(27年度64回17回減)、参加者の延人数(27年度1,812名669名減)ともに減少している。

家庭教育学級からの派遣依頼は9校(延人数142名)で実施回数(27年度6校3校増)、参加者の延人数(27年度138名4名増)ともに増加している。9校のうち2校は27年度から連続の依頼、年度内2回の依頼が2校であった。

依頼内容では、28年度は食生活(食育、生活習慣病、高齢者の低栄養等)や生活習慣予防を含めた健康管理、メンタルヘルス等、要望は多岐にわたっている。希望団体からの依頼内容とともに、今後も、課として重点的に啓発する内容を明確にし、健康教育のメニューに取り入れ、積極的にPRを行っていきたい。

・ メタボ予防のための運動習慣づくり教室

1コース2回で実施。両日とも出席した方の参加率は、教室ごとに差はあるが平均87.5%と高かった。特定保健指導動機づけ支援対象者の参加は14名、積極的支援対象者は2名であった。参加者の年齢層として、40～64歳は18%、65歳以上が82%で、65歳以上の割合高い。今後、若い世代への参加の呼びかけを工夫し、運動習慣の大切さについて伝えていく必要がある。

教室終了2～3か月後に実施したアンケートでは、82.9%が「週2回60分以上の運動習慣がある」と回答している。1日の生活活動時間については、「60分以上」が71.4%と最も多く、「30分未満」と回答した者はいなかった。今後も日常生活の中に取り入れやすいウォーキングやラジオ体操第一を周知し、身体活動を増やすことに重点をおいた教室展開をしたい。

健康寿命を延ばすためには、若いうちからロコモティブシンドロームの予防が重要である。次年度以降もロコモ予防の運動実技を取り入れ、啓発していきたい。また、教室受講後も地域で運動が継続できるように、参加者へ佐倉市内で実施している運動事業の紹介を継続していく。

・家庭教育学級限定出前教室 [出前健康講座として実施]

若い世代への運動習慣の普及啓発のため、27年度から小・中学校等の保護者を対象とした「家庭教育学級」で出前健康講座として「ウォーキング教室」を5校（小学校4校、中学校1校）で実施している。28年度はエアロビクスの実技を加えた講義内容に変更し、6校（幼稚園1園、小学校3校、中学校2校）に実施した。27年度と比較すると、実施校は1校増加、人数は9人減少している。

教室参加時に実施した健康チェックでは、妊婦健診以来の血圧測定という方が多く、教室後、医療機関に受診につながった方もおり、自身の健康管理の重要性を知る良い機会となっていた。

参加後のアンケートでは、参加者全員が、教室での講義内容を理解することができ、約8割が今後の日常生活に活かすことができるという反応であった。

次年度は、今年度同様に小・中学校等の保護者を対象とした「家庭教育学級」で、美姿勢や音楽に合わせた運動等を参加者に体験してもらい、運動習慣づくりのきっかけとなるような機会を提供していきたい。

・玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング講習会・サーキットトレーニング講習会・更新講習会・サーキットトレーニングおさらい会

平成28年度は、南部保健センターの玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング講習会の開催を申込者の減少から、月1回から、隔月とした。西部保健センターの運動指導室が天井の水漏れにより、7月から10月まで使えない状況であったため、前年度よりも参加人数、開催日数が減少した。

サーキットトレーニング講習会の開催が少なかった事により、自由開放日参加者の為におさらい会を実施。実技を振り返る機会良い機会になった、定期的に開催してほしい、等の意見があり好評であった。

参加者は65歳以上が増加傾向にあり、例年、男性よりも女性の参加人数が多い。更新講習会の参加人数が減少しているため、次年度は、普段の参加者の年齢層や性別に合った講義内容を検討していきたい。また、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム予防には、若い年代からの運動習慣が大切であることから、若い年代に事業を利用していただけるよう、周知方法などを検討していきたい。

・糖尿病予防学習会

参加者は25名定員に対し18名の申込みであった。周知方法は、特定健診の結果から対象となる者に対し個別通知（369通）を行ったほか、個別健診協力医療機関（特定健診を行っている医療機関）にチラシの配架及び紹介を依頼した。18名の申込み者は全て個別通知によるものであった。今年度は特定健診において初めて全員にHbA1cの検査を行ったこともあり、HbA1cのみで基準値外と判定を受け、参加に至った参加者も見られていた。

参加者からの声では、講義内容はどれも好評であり、参加者全員が満足していた。基本的な講義だけでなく、調理実習や運動の実技、グループワークと充実した内容となっており、それぞれが自身の問題点を見出し、改善に向けた目標を立てることができていた。

佐倉市において、糖尿病の予防は重要な課題となっており早期の対策が必要と考えられている。例年、実際に参加した者の声では好評を得ているものの、参加に至らない多くの対象者がおり、それら対象者を参加につなげることが検討事項である。

・ 成人の健康づくり講演会(高血圧予防講演会・糖尿病予防講演会)

高血圧予防講演会の申込みは 69 名のところ、当日は 60 名の参加であった。糖尿病予防講演会の申込みは 58 名のところ、48 名の参加であった。周知方法としては、チラシや広報、職員の案内が効果的だった。高血圧予防講演会の参加者アンケートにおいて、健診結果で異常を指摘されている項目は「高血圧」が最多、治療中の疾患も「高血圧」であった。糖尿病予防講演会の参加者アンケートでは、健診結果で異常を指摘されている項目は「血糖値」が最多であるが、治療中の疾患は「高血圧」という結果だった。

参加者数やアンケート結果から、糖尿病への問題意識が低いことが伺える。平成 28 年度から『糖尿病性腎症重症化予防プログラム』が新規事業として展開し始めたこともあり、糖尿病の予防・早期発見の必要性を啓発するためにも糖尿病の予防講演会を今後も検討していきたい。

３．健康相談

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項
健康さくら 21（第 2 次）	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の 7 つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

《目 的》

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

《内 容》

対 象 佐倉市に住所を有する 40 歳から 64 歳までの者

方 法 ①定例健康相談：各保健センターにおいて健康相談窓口を設置し実施する。

②健康教育に健康相談を併設し実施する。

③各イベント等に健康相談を併設し実施する。

④電話相談

周知方法 「こうほう佐倉」や健康カレンダー等への掲載、特定健診（健康診査）結果の裏面に案内を記載、地区活動時に P R。

《実 績》

①健康相談年度別実績

年 度	開 催 回 数		延 人 数		
		定例健康相談 (再掲)			定例健康相談 (再掲)
平成 24 年度	121	25	1,024		60
			40 歳未満 121	40 歳～64 歳 424	65 歳以上 479
平成 25 年度	165	23	857		57
			40 歳未満 19	40 歳～64 歳 324	65 歳以上 514
平成 26 年度	143	23	620		47
			40 歳未満 54	40 歳～64 歳 230	65 歳以上 336
平成 27 年度	187	23	873		39
			40 歳未満 60	40 歳～64 歳 404	65 歳以上 409
平成 28 年度	223	23	1,034		36
			40 歳未満 76	40 歳～64 歳 406	65 歳以上 552

②平成 28 年度 健康相談種類別実績

健康相談の種類		年齢別内訳
		40 歳～64 歳
重点相談	高 血 圧	13
	高脂血症	5
	糖 尿 病	35
	歯周疾患	0
	骨	153
	女性の健康	0
	病 態 別	1
総合健康相談		199

③禁煙相談（特定健診会場実施分）（再掲）

健康相談の種類	開催回数	年齢別内訳			合計
		40 歳未満	40 歳～64 歳	65 歳以上	
禁煙相談 （特定健診会場実施分）	22	1	120	213	334

④電話相談 合計 2,695 件

内訳	件数（割合%）
母子の健康に関すること	2,051(76.1%)
生活習慣に関すること	315(11.7%)
こころの健康	115(4.3%)
感染症に関すること	41(1.5%)
歯科に関すること	20(0.7%)
その他健康・病気に関すること	153(5.7%)

《考 察》

定例健康相談の開催回数は、平成 27 年度と同じ 23 回であったが、延べ人数は平成 27 年度 39 人に対し平成 28 年度は 36 人と横ばいであった。健康相談の開催回数は、平成 27 年度 187 回に対し平成 28 年度 223 回と増加し、延べ人数は平成 27 年度 873 人に対し平成 28 年度は 1,034 人と増加した。定例健康相談については、会場や各保健センターで市民へ周知し、身近な健康相談の場としての利用を呼びかけていきたい。

禁煙相談については、平成 27 年度の 10 月から特定健診会場に出向き、相談を実施している。平成 28 年度は特定健診実施期間（6 月～12 月）に実施していることから、相談者数の増加に繋がったと思われる。今後も特定健診会場での禁煙相談をはじめ、各種イベントや、出前健康講座などの機会に個別の相談の機会を提供できるように工夫し対応していきたい。

4. 健康診査

(1) 健康診査

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

75歳以上の後期高齢者（65歳以上の障害認定者含む）には、生活習慣病を早期に発見して、重症化の予防を図るために、千葉県後期高齢者医療からの委託により、健康診査を実施する。

生活保護受給者の健康診査については健康増進法に基づき、特定健診・健康診査に準じた形で実施する。

《内 容》

① 対象者

- ・市内在住の40歳以上の生活保護受給者

② 実施方法

- ア 集団健診 （6月3日～12月1日、市内19会場延べ57日間）

健診業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診と併せて実施

- イ 個別健診 （6月1日～12月10日、市内44医療機関）

③ 周知方法

- ア 個人通知

40歳以上の生活保護受給者のかた

- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ掲載、地区回覧、公共交通機関等に周知啓発を実施

④ 健診項目

- ア 基本的な健診の項目（全ての対象者が受診する項目）

既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重及び腹囲の測定

BMIの測定・血圧の測定・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・尿検査

※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない

- イ 詳細な健診の項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図検査・眼底検査

前年度の健診結果が基準に該当する者で医師の判断で必要とされた者

貧血検査

既往歴や自覚症状等があり医師の判断で必要とされた者

⑤ 受診に係る費用

無料

《実 績》

①実施状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
24年度	785	43	5.5
25年度	722	35	4.8
26年度	735	36	4.9
27年度	802	42	5.2
28年度	834	55	6.6

②性別、年代別、保健指導区分別結果

性別	年代 (歳)	対象者数 (人)	受診者数 (人) %		保健指導区分別実人数					
					情報提供		動機付け支援		積極的支援	
					(人)	%	(人)	%	(人)	%
男性	40～49	43	2	4.7	1	50.0	0	0.0	1	50.0
	50～59	64	4	6.3	1	25.0	1	25.0	0	0.0
	60～64	69	3	4.3	1	33.3	1	33.3	0	0.0
	65～69	86	4	4.7	3	75.0	0	0.0		
	70～74	92	5	5.4	1	20.0	1	20.0		
	75歳以上	106	5	4.7						
	小計	460	23	5.0	7	30.4	3	13.0	1	4.3
女性	40～49	60	10	16.7	0	0.0	4	40.0	0	0.0
	50～59	54	6	11.1	2	33.3	0	0.0	0	0.0
	60～64	28	1	3.6	1	100.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	53	1	1.9	0	0.0	0	0.0		
	70～74	45	2	4.4	1	50.0	0	0.0		
	75歳以上	134	12	9.0						
	小計	374	32	8.6	4	12.5	4	12.5	0	0.0
男性	集団	460	12	5.0	7	30.4	3	13.0	1	4.3
	個別		11							
女性	集団	374	23	8.6	4	12.5	4	12.5	0	0.0
	個別		9							
合計		834	55	6.6	11	20.0	7	12.7	1	1.8

《考 察》

国の医療制度改革により、平成19年度まで老人保健法に基づき実施していた基本健康診査は、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者（佐倉市国民健康保険）が特定健診と特定保健指導を実施するよう義務付けられた。このため、生活保護者の健康診査については健康増進法に位置付けられた。

平成21年度からは、対象者全員に健診の通知をし、健診の周知を図った。また、平成28年度は、生活保護の担当課である社会福祉課と連携し、ケースワーカーから受給者にちらしを配布し、健康診査の勧奨を実施した。次年度も引き続き、対象者への通知をしていく。

（２）成人歯科健康診査

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2			
健康さくら 2 1（第 2 次） 目標値			（市の現状）→（目標）	
	・ 定期歯科健診を受けている人の増加	20 歳以上	32.2%	→ 65%
	・ 歯間部清掃用具を使う人の増加	20 歳台	16.7%	→ 50%
		40 歳台	39.1%	→ 50%
		60 歳台	33.8%	→ 50%

《目 的》

生涯を通じて食べる楽しみを享受でき、健康で豊かな生活が送れるよう、口腔の維持・向上を図る。

《内 容》

①対象者 19 歳以上の市民で、現在、治療中又は定期歯科健診受診者を除く。

②周知方法

個人通知： 40～74 歳の佐倉市国民健康保険加入者。

年度末で 19・20（女性のみ）・25・30・35（女性のみ）・40・45・50・55・60・65
・70 歳の節目のかた。

平成 27 年度に市の検診を受診したかた。

国指定のがん検診無料クーポン券対象のかた。

「こうほう佐倉」： 6 月 1 日広報特別号「みんなの保健」に各種健診関係と同時に掲載した。

6 月 1 日号広報に歯科啓発記事とあわせて掲載した。

ホームページ：市のホームページに成人歯科健診の P R を掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関に掲示した。

チラシ配布：各種教室、幼児歯科健診、保育園・幼稚園歯磨き教室でチラシを配布した。

P R 活動：各種教室、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性を P R した。

③方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内 62 歯科医療機関で口腔診査を実施した。

④実施期間 6 月 1 日～12 月 10 日

《実 績》

① 受診状況 対象者数 149,579 人（19 歳以上の市民）

受診数 968 人（男性 311 人、女性 657 人）、受診率 0.6%

② 年度別受診数の推移（人）

年度	受診者数
24 年度	786
25 年度	854
26 年度	860
27 年度	935
28 年度	968

③地区別年代別受診数（人）

地区	19～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～	計
佐倉	17	24	23	18	27	47	156
臼井	23	24	25	22	47	54	195
志津	56	61	60	33	81	141	432
根郷	16	24	16	12	21	22	111
和田	0	0	1	2	4	1	8
弥富	1	1	0	0	1	0	3
千代田	11	10	8	6	16	12	63
総数	124	144	133	93	197	277	968

④年齢別現在歯数の状況（人）

	19～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～	計
24 歯以上	124	144	132	89	174	194	857
20～23 歯	0	0	1	3	15	42	61
19 歯以下	0	0	0	1	8	41	50

⑤年齢別歯間部清掃用具を使う人の割合（％）

	19～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～	全年齢
歯間部清掃用具を使う人の割合	21.0	38.2	41.4	52.7	44.2	45.1	41.0

⑥年齢別歯周病罹患状況（人）

ポケットコード	19～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～	全年齢
健全	57	61	53	36	69	75	351
うち、出血あり	27	24	16	15	25	20	127
4mm～5mm	57	71	69	46	95	114	452
6mm 以上	10	12	11	11	33	86	163
対象外※	0	0	0	0	0	2	2

※対象外：総義歯使用や歯根の露出が著しい場合などの、歯周ポケットの診査が出来ない者

⑦年齢別判定区分

	19～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～	計
異常なし	17	12	15	9	9	18	80
要 指 導	28	27	29	22	52	45	203
要 精 検	79	105	89	62	136	214	685

⑧補助金対象者の受診状況（人）

	受診者数	判定区分		
		異常なし	要指導	要精検
40 歳	26	5	1	20
50 歳	7	0	2	5
60 歳	8	0	3	5
70 歳	32	1	7	24

※補助金・・・健康増進事業費補助金

《考 察》

受診数は、33 名増加した。性別でみると、女性が 67.9%、男性が 32.1%と男性の受診数が少なく、年齢でみると 19 歳～59 歳の受診数が少ないため、今後も男性と若年層、中年層への周知を図り、受診を促すとともに、定期歯科健診を受ける必要性について啓発普及していきたい。

(3) 骨粗しょう症検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

寝たきりとなる原因の一つである骨折に係る基礎疾患である骨粗しょう症を早期発見するとともに、骨粗しょう症予防についての意識啓発を図る。

《内 容》

① 対象者

市内在住の20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳で、職場等において検診を受ける機会のない女性

②実施方法

- ・期 間 8月1日から9月10日、4会場延べ8日間実施。
- ・費 用 500円（税込み）
- ・検査内容 検診業者へ委託し、測定方法はDXA法（測定部位は橈骨）にて実施。予約制。
結果は「原発性骨粗鬆症の診断基準(2012年度改訂版)」を用いて、年齢に関係なく統一基準とする。

③ 周知方法

ア 個人通知

- ・20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳になる女性
- ・20、25、30、35、40、45、50、55歳になる女性へ勸奨ハガキを送付
（無理なダイエットや生理不順、閉経等による女性ホルモンと骨は大きく関係しているため実施）

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

各健診会場でパネル掲示、地区回覧

母子事業の案内郵送時にチラシを同封

《実 績》

①過去5年間の実施状況および実施結果

年度	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)	要医療 (人)
24年度	25,922	968	3.7	326	33.7	213	65.3	98
25年度	26,616	1,051	3.9	377	35.9	299	79.3	148
26年度	26,511	1,184	4.5	289	24.4	231	79.9	110
27年度	12,898	1,188	9.2	161	13.6	127	78.9	57
28年度	12,058	1,217	10.1	179	14.7	162	90.5	92

②性別、年代別受診状況及び判定結果（人）

性別	年齢 歳	対象者数 人	受診者数 人 %		検診結果						精密検査受診状況			
					異常認めず		要指導		要精密検査		受診者数		未受診者 人	要医療 人
					人	%		%	人	%	人	%		
女性	20	791	22	2.8	22	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	25	760	35	4.6	34	97.1	1	2.9	0	0.0	0	0.0	0	0
	30	832	55	6.6	55	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	35	978	116	11.9	115	99.1	1	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0
	40	1,214	142	11.7	141	99.3	1	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0
	45	1,373	150	10.9	143	95.3	7	4.7	0	0.0	0	0.0	0	0
	50	1,121	141	12.6	130	92.2	11	7.8	0	0.0	0	0.0	0	0
	55	1,012	195	19.3	136	69.7	41	21.0	18	9.2	18	100.0	0	9
	60	1,252	92	7.3	39	42.4	22	23.9	31	33.7	29	93.5	2	20
	65	1,665	122	7.3	24	19.7	46	37.7	52	42.6	48	92.3	4	27
	70	1,060	147	13.9	20	13.6	49	33.3	78	53.1	67	85.9	11	36
合計		12,058	1,217	10.1	859	70.6	179	14.7	179	14.7	162	90.5	17	92

※国の補助金は、40歳～70歳の女性のみが対象

③栄養士による健康アドバイス実施状況

年 齢 (人)		相談者の内訳 (人)		受診者数(人)
20～39 歳	15	要指導	179	179
40～64 歳	153	要精密検査 (希望者)	8	179
65 歳以上	118	異常を認めず (希望者)	99	859
合 計	286	合 計	286	1,217

- ・各会場に栄養士を2名ずつ配置し、受付業務とアドバイス業務に分かれて対応している。このことにより、時間がない方にも個別対応が可能となっている。
- ・異常なし判定の方にも、予防に努めていただくため健診結果と一緒に資料を配布した。また、要精密検査判定コーナーでも、希望者へ簡易資料の配布をした。
- ・年齢層も幅広く、ライフステージに応じたアドバイスを十分に行えなかったところもあるが、若い世代や異常なし判定者への予防教育をするよい機会となった。

④その他

- ・平成28年度より、要精密検査と判定された者に身長測定を実施した。自己申告のピーク時の身長と比較した結果、3cm以上低くなっているかた（背骨の圧迫骨折リスクが高い）が12%（179人中22人）いた。身長測定の結果、ピーク時より低かったかたの驚いた反応が目立った。要精密検査者の受診率（90.5%）が昨年度（78.9%）に比べて高かったことから、危機感を感じて医療機関の受診に繋がったのではないかと考える。
- ・問診票で若い世代（20～35歳）の月経不順の治療状況をみると、未治療者が半数以上を占める。35歳では極端なダイエットをして、かつ現在も「やせ」の方がいる。検診結果は全員「異常なし」であった。
- ・精密検査未受診者に対し個別通知による受診勧奨及び状況把握を実施した。受診に繋がったのは

51.4% (35 人中 18 人)、回答なしが 40.0% (35 人中 14 人)、受診の意志なしは 8.6% (35 人中 3 人) という結果であった。受診しない理由は、「自覚症状がない」「食事に気をつけている」「運動をしている」等であり、自分なりに気をつけていることや自覚症状がないためであることがわかった。

・切れ目のない支援を目的に、平成 26 年度より高齢者福祉課と担当者会議を実施。(年 2 回)

《考 察》

20、25、30、35 歳の若い世代および 40、45、50、55 歳の閉経前後の対象者へ受診勧奨を実施したことで、受診者の増加につながり、早期の意識付けにつながったと考えられる。

若い世代 (20～35 歳) の要指導者も 2 人おり、検診の積極的な受診勧奨をしていく必要がある。また、月経不順で未治療者が半数以上を占めており、35 歳では極端なダイエットをして、かつ現在も「やせ」のかたがいる。検診結果は全員「異常なし」だが、今後悪化していく可能性がある。さらに、実際は「月経不順」でも、そうと自覚していないかたもいるのではと考えられることから、次年度は「月経不順」に関しての知識を周知するちらしを作成し、配布していく。

要精密検査者の医療機関未受診者への受診勧奨では、勧奨後に受診した人がいる一方で、48.6% (35 人中 17 人) が「受診しない」「回答なし」であった。今後も精密検査の必要性を感じられるよう、さらなる強化が必要である。

また、65 歳以上の受診者に対して、骨粗しょう症予防から介護予防に取り組むため、今後も高齢者福祉課と連携をしていく。

(4) 肝炎ウイルス検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的とする。

《内 容》

①対象者

- ・市内在住の40歳のかた（集団・個別）
 - ・市内在住の41歳以上のかた（集団のみ）
- 上記の方で、過去にB型肝炎・C型肝炎ウイルス検査を受けたことがないかた
現在、肝炎の治療を受けていないかた、または経過観察中でないかた
過去に肝炎の治療を受けたことがないかた

②実施方法

ア 集団健診（6月3日～12月1日、市内4会場延べ36日間）

健診業者へ委託し、特定健診（健康診査）・胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、志津コミュニティセンター会場のみ）

- ・費 用 500円（税込み）
40, 45, 50, 55, 60, 65歳になるかたは無料
- ・検査内容 B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

イ 個別検診

- ・期 間 6月1日～12月10日、市内41医療機関で実施。
- ・費 用 無料
- ・検査内容 B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

③周知方法

ア 個人通知

佐倉市検診受診券および案内文等送付

- ・40歳以上の佐倉市国民健康保険被保険者
- ・40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳のかた
- ・平成27年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・国指定の無料検診クーポン券対象のかた

勸奨はがき

- ・40歳になるかたで、9月2日時点、市の肝炎ウイルス検診を受診していないかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、市内協力医療機関、市役所、出張所、公共交通機関等にポスターを掲示、地区回覧等により周知啓発を実施

《実 績》

①過去5年間の実施状況

	受診者数 (人)	B型陽性		C型に感染の可能性が高い	
		(人)	(%)	(人)	(%)
24年度	378	4	1.1	3	0.8
25年度	329	2	0.6	2	0.6
26年度	586	4	0.7	1	0.2
27年度	3,031	19	0.6	4	0.1
28年度	1,569	10	0.6	2	0.1

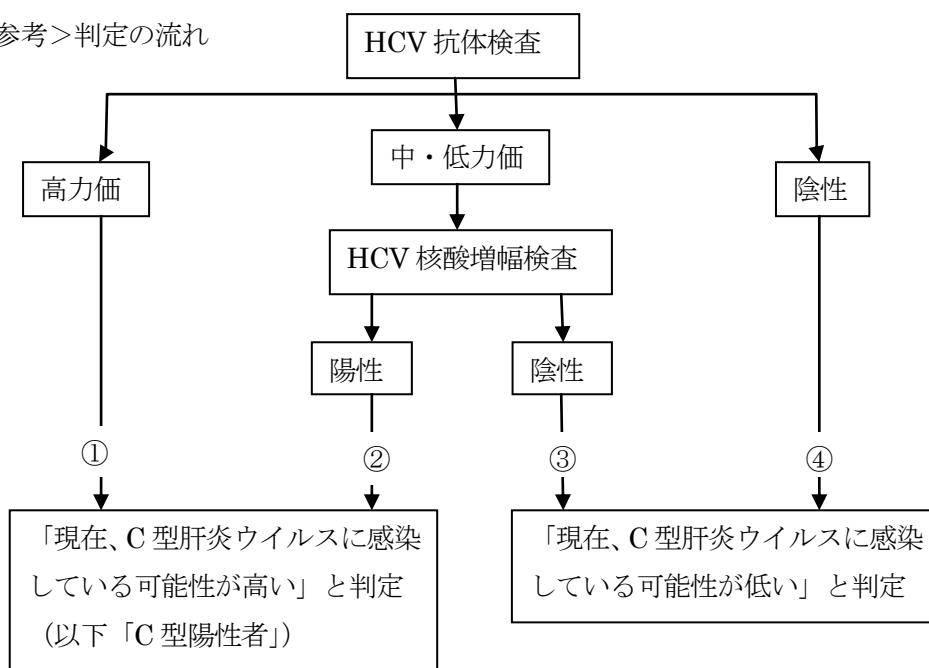
②B型肝炎、C型肝炎検査判定結果

年代 (歳)	B型肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に 感染している可能 性が極めて高い」 (人)		「現在C型肝炎に感 染していない可能 性が極めて高い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	349	2	349	0	0	0	349
41～44	90	0	90	0	0	1	89
45～49	137	0	137	0	0	0	137
50～54	87	1	87	1	0	0	86
55～59	97	1	97	0	0	0	97
60～64	157	1	157	0	0	0	157
65～69	356	2	356	0	0	1	355
70～74	188	2	188	1	0	1	186
75～79	81	1	81	0	0	0	81
80歳以上	27	0	27	0	0	0	27
集団	1,439	9	1,439	2	0	3	1,434
個別	130	1	130	0	0	0	130
合計	1,569	10	1,569	2	0	3	1,564

無料対象者判定結果（再掲）

年齢 (歳)	B型肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に 感染している可能 性が極めて高い」 (人)		「現在C型肝炎に感 染していない可 能性が極めて低 い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	349	2	349	0	0	0	349
45	68	0	68	0	0	0	68
50	45	0	45	1	0	0	44
55	46	1	46	0	0	0	46
60	54	1	54	0	0	0	54
65	134	2	134	0	0	1	133
集団	566	5	566	1	0	1	564
個別	130	1	130	0	0	0	130
合計	696	6	696	1	0	1	694

<参考>判定の流れ



《考 察》

肝炎ウイルス検診は、国の医療制度改革により、平成 20 年度から健康増進法に位置付けられた。

平成 25 年度より、HCV 抗体検査が、中・低力価の人に対して HCV 核酸増幅検査が加わり、C 型肝炎ウイルス検査の精度が上がった。

自己負担額については、平成 23 年度から「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40 歳以上で 5 歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』となっているため、40・45・50・55・60 歳のかたで、市が実施している肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたについては、検診費用を無料とし、全員に個別通知を送付した。平成 28 年度からは、65 歳のかたも検診費用を無料とした。

平成 27 年度からは、肝炎ウイルス検査を受けていないかたに、より多くの検診の機会を提供するため、集団検診での予約制を廃止し、特定健診（健康診査）・胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診実施会場のうち、肝炎ウイルス検診が行える会場で、予約なしで肝炎ウイルス検診を実施。この結果、平成 26 年度（586 人）に比べて、受診者が約 5 倍（3,031 人）に増加し、陽性者も 5 人から 23 人へ同様に増加した。平成 28 年度の受診者数は平成 27 年度に比べて約半数（1,569 人）に減少したが、一生に一度の検診のため、平成 27 年度に受けたかたが多かったと考えられる。

(5) 肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

佐倉市における肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等を早期に治療につなげ、重症化予防を図ることを目的とする。

《内 容》

①対象者

- ・平成27年6月1日以降に、佐倉市肝炎ウイルス検診によるHBs抗原検査において「陽性」と判定された者（以下「B型肝炎陽性者」）
- ・平成27年6月1日以降に、検診によるC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」（以下「C型肝炎陽性者」）と判定された者

②実施方法

ア 平成27年度対象者

- ・郵送にて、フォローアップ事業案内（同意書・調査票同封）、受診勧奨、県の検査費用助成を案内（1回目は対象者全員、2回目3回目は受診状況が把握できないかたに郵送）

イ 平成28年度対象者

- ・検診結果通知に、フォローアップ事業案内（同意書・調査票同封）、受診勧奨、県の検査費用助成案内を同封し、随時発送

《実 績》

ア 平成27年度陽性者

	精検受診/精検対象者	フォローアップ事業参加者
B型陽性者	7人/15人（47%）	7人/14人（50%）※1
C型陽性者	1人/4人（25%）	1人/3人（33%）※2

※1 B型陽性者で精検受診者1人は、精密検査でHBs抗原陰性となったため、フォローアップ事業の対象から除外。

※2 C型陽性者で精検受診者1人は、既に医療受診されていたため、フォローアップ事業の対象から除外。

イ 平成28年度陽性者

	精検受診/精検対象者	フォローアップ事業参加者
B型陽性者	6人/10人（60%）	7人/14人（50%）※3
C型陽性者	2人/2人（100%）	2人/2人（100%）

※3 B型陽性者で精検受診者1人は、転出のためフォローアップ事業対象者から除外

《考 察》

肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業は、平成26年3月31日の厚労省「ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要領」を都道府県等に提示、これに基づき平成27年10月1日より、県が「千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要綱」を施行した。これにより、肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業に同意した県民が、初回精密検査や定期検査の助成を受けられることとなっ

たことから、市は肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業を平成 28 年 4 月 1 日より開始。県の検査費用助成の対象となる、平成 27 年度および平成 28 年度の陽性者に同事業の案内を郵送した。

未受診者に対しフォローアップ事業の案内をすることで、受診勧奨に結びついたかたもいた。しかし、検査結果通知から期間が経っている平成 27 年度の陽性者は、精密検査の受診率が低く、検査結果通知と同時に案内がくる平成 28 年度の陽性者は、精密検査の受診率が比較的高かった。

肝炎ウイルスは感染症であり、若い世代の陽性者も増えていることから、未受診者への対応が課題である。

今後とも、陽性者が精密検査を受診できるよう受診勧奨をしていくとともに、陽性者フォローアップ事業を継続していく。

(6) 口腔がん検診

根拠法令等	佐倉市口腔がん検診実施要綱
佐倉市歯科口腔保健基本計画 目標値	・ 口腔がんを認知している人の割合 19 歳以上 (市の現状) → (目標) 新設の → 80.0% 指標

《目 的》

口腔がんの早期発見、早期治療及び口腔がん予防の啓発を行うことで、市民の健康保持、増進及び医療費の削減へ繋げる。

《内 容》

①対象者 40 歳以上の市民で、現在、口腔がんの治療中および経過観察中の者、及び、同年度に歯ッピーかみんぐフェアで口腔がん検診を受診する者を除く

②周知方法

「こうほう佐倉」： 8 月 1 日広報、9 月 15 日広報に歯ッピーかみんぐフェアとあわせて掲載した。

地区回覧 ： 8 月地区回覧でチラシを配布した。

ホームページ ： 市のホームページに口腔がん検診の P R を掲載した。

ポスター掲示 ： 市内協力歯科医療機関、公共施設等に掲示した。

P R 活動 ： 各種教室、特定健診会場、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性を P R し、チラシを配布した。

③方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内 35 歯科医療機関で、問診・視診・触診、および歯科医師の判断により擦過細胞診を実施した。

④実施期間 10 月 1 日～2 月 10 日

《実 績》 ※平成 28 年度から実施

① 受診状況 定員 300 名

受診申込者 320 人

1 次検診（問診・視診・触診）受診数 263 人（男性 109 人、女性 154 人）、

2 次検診（細胞診）実施数 16 人

② 地区別年代別受診者数（人）

地区	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳～	計
佐倉	2	5	12	17	2	38
臼井	5	6	17	31	7	66
志津	5	8	27	52	8	100
根郷	2	4	10	18	2	36
和田	0	0	0	0	0	0
弥富	1	0	0	0	0	1
千代田	1	3	8	7	3	22
総数	16	26	74	125	22	263

② 口腔がんを認知している者の割合（％）※診査票の問診結果より

「口腔がんを知っていますか」	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳～	全年齢
知っている	50.0	46.2	37.8	36.8	45.5	39.5
聞いたことがある	31.3	34.6	37.8	34.4	27.3	34.6

③ 2次検診（細胞診）判定結果（人）※歯科医師の判断により実施

判定結果	Class I	Class II	Class III	Class IV	Class V	合計
異常所見なし	0	7	0	0	0	7
要経過観察	1	8	0	0	0	9
要精密検査	0	0	0	0	0	0
合計	1	15	0	0	0	16

※判定結果（Class）の分類

Class I…異常細胞なし

Class II…異形はあるが、異常細胞なし

Class III…疑わしい細胞あり

Class IV、V…異常細胞あり

④ 性別、年代別受診結果及び精密検査受診結果状況

性別	年代 歳	受診者数 人	受診結果（1次検診・2次検診）			精密検査受診結果	
			異常所見なし 人	要経過観察 人	要精密検査 人	受診者数 人	がん 人
男性	40～49	5	5	0	0	0	0
	50～59	5	4	1	0	0	0
	60～69	24	18	5	1 ※	1	0
	70～79	65	55	10	0	0	0
	80～89	10	9	1	0	0	0
	小計	109	91	17	1	1	0
女性	40～49	11	11	0	0	0	0
	50～59	21	20	1	0	0	0
	60～69	50	46	4	0	0	0
	70～79	60	54	6	0	0	0
	80～89	12	11	1	0	0	0
	小計	154	142	12	0	0	0
総計		263	233	29	1	1	0

※1次検診（問診・視診・触診）の結果から要精密検査と判定された。

《考 察》

定員 300 名のところ、受診券の申込み数は申込み開始から 2 か月あまりで定員に達したが、受診数は 263 名と、定員に対して 88% の受診にとどまった。次年度以降、実施期間の延長など、受診しやすい形式を検討したい。受診者を性別でみると、女性が 58.6%、男性が 41.4% と男性の受診者が少なく、年齢でみると 50 歳台までの受診数が全体の 16% と少ない。口腔がんの罹患者は、女性に比べて男性が多く、また、40 歳台から増加し始める為、受診数の少ない男性・働く世代への周知を図り、受診を促したい。

また、受診者の 11.4% が要経過観察・要精密検査と判定されているため、お口の中のセルフチェック方法等、引き続き口腔がんの正しい知識の啓発に努めたい。

5. 各種がん検診等

根拠法令等	健康増進法第 19 条の 2
健康さくら 21 (第 2 次) 目標値	(市の現状) → (目標) ・がん検診の受診者の割合 胃がん検診 27.3% → 50% 子宮がん検診 18.3% → 50% 乳がん検診 16.8% → 50% 肺がん検診 33.9% → 50% 大腸がん検診 29.2% → 50%

(1) 胃がん検診

《目 的》

胃がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

①対象者

市内在住の 40 歳以上で職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6 月 3 日～12 月 1 日、市内 19 会場延べ 57 日間実施
- ・費用 900 円 (税込み)
- ・検診車両での胃部間接撮影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 24 医療機関で実施
- ・費用 3,000 円 (税込み)
- ・胃部直接撮影を実施 (医師に相談の上、胃内視鏡を実施する場合あり)

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・平成 27 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・40 歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実 績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
24年度	52,479	13,344	25.4
25年度	52,479	13,661	26.0
26年度	52,479	13,866	26.4
27年度	52,479	14,198	27.1
28年度	111,335	13,479	12.1

※対象者数：平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（平成28年5月末人口）

平成27年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）

（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	111,335	6,647	6.0	114	1.7	102	4
個別		6,832	6.1	532	7.8	489	15
計	111,335	13,479	12.1	646	4.8	591	19

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者数	受診者数		健診結果					精密検査受診状況				
					異常認めず		要精密検査		判定 不能 ※1 人	受診者数		未受診	未把握	がん
					人	%	人	%		人	%	※2 人	※3 人	人
男性	40～44	6,846	203	3.0	199	98.0	4	2.0	0	2	50.0	0	2	0
	45～49	6,520	184	2.8	181	98.4	3	1.6	0	3	100.0	0	0	0
	50～54	5,297	127	2.4	125	98.4	2	1.6	0	2	0.0	0	0	0
	55～59	5,236	162	3.1	159	98.1	3	1.9	0	3	100.0	0	0	0
	60～64	6,123	312	5.1	296	94.9	16	5.1	0	16	100.0	0	0	1
	65～69	8,188	1,178	14.4	1,127	95.7	51	4.3	0	46	90.2	1	4	0
	70～74	6,330	1,488	23.5	1,379	92.7	109	7.3	0	105	96.3	1	3	5
	75～79	4,700	1,292	27.5	1,216	94.1	76	5.9	0	69	90.8	1	6	4
	80歳以上	4,362	802	18.4	740	92.3	62	7.7	0	52	83.9	4	6	2
	小計	53,602	5,748	10.7	5,422	94.3	326	5.7	0	298	91.4	7	21	12
女性	40～44	6,592	483	7.3	474	98.1	9	1.9	0	9	100.0	0	0	0
	45～49	6,236	421	6.8	416	98.8	5	1.2	0	3	60.0	0	2	0
	50～54	5,401	326	6.0	316	96.9	10	3.1	0	7	70.0	1	2	0
	55～59	5,422	430	7.9	421	97.9	9	2.1	0	9	100.0	0	0	1
	60～64	6,794	844	12.4	810	96.0	34	4.0	0	33	97.1	0	1	2
	65～69	8,823	1,622	18.4	1,562	96.3	59	3.6	1	55	93.2	2	2	0
	70～74	6,574	1,661	25.3	1,576	94.9	85	5.1	0	79	92.9	3	3	2
	75～79	4,868	1,263	25.9	1,196	94.7	67	5.3	0	64	95.5	0	3	0
	80歳以上	7,023	681	9.7	639	93.8	42	6.2	0	34	81.0	4	4	2
	小計	57,733	7,731	13.4	7,410	95.8	320	4.1	1	293	91.6	10	17	7
男性	集団	53,602	2,975	10.7	2,917	98.1	58	1.9	0	51	87.9	1	6	4
	個別		2,773		2,505	90.3	268	9.7	0	247	92.2	6	15	8
女性	集団	57,733	3,672	13.4	3,615	98.4	56	1.5	1	51	91.1	2	3	0
	個別		4,059		3,795	93.5	264	6.5	0	242	91.7	8	14	7
合計		111,335	13,479	12.1	12,832	95.2	646	4.8	1	591	91.5	17	38	19

※1）判定不能：食物残渣があり、胃がん検診結果が正しく判定できなかったもの。

※2) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※3) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

対象者数は、平成27年度までは、平成21年3月18日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成28年度からは、平成28年11月30日付け厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成28年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる5月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。その結果、平成27年度との比較では、受診者数の減少とも併せ受診率の減少が目立った。

『健康さくら21』の胃がん検診の受診率の目標値は、国の「がん対策推進基本計画」の目標値50%としている。

目標値と現在の受診率との差が大きく、目標値を達成するためには、一度も受診したことがない対象者の抽出と、個人に対する検診受診の動機付けが必要である。したがって、様々な状況での健診PRと併せて、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知をはかり、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。

受診数は男性5,748人、女性7,731人と男性の受診数は少ないが、がん発生は男性12人、女性7人と男性の胃がん発見率が高い傾向である。一方で、要精密検査においては未把握者が多い。この中には、要精密検査であるにも関わらず、未受診者もいると考えられるため、勧奨の実施により、未受診者を減らせるよう努めていく必要がある。

(2) 子宮頸がん検診

《目 的》

子宮頸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

① 対象者

- ・市内在住の 20 歳以上で、前年度市の同検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 12 月 6 日～2 月 28 日、4 会場延べ 7 日間実施
- ・費用 1,000 円 (税込み)
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 6 医療機関で実施
- ・費用 2,000 円 (税込み)
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の 20 歳以上で前年度市の同検診が未受診の女性で、下記に該当するかた

- ・ 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・平成 27 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・平成 26 年度に市の子宮頸がん検診を受診したかた
- ・40 歳以上の生活保護受給者のかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

ウ 地区回覧で周知啓発を実施

エ 母子保健事業実施時に案内チラシを配布

オ ハガキによる勧奨を実施

- ・平成 23 年度から平成 26 年度までに 1 度受診し、その後未受診となっている 20 歳から 39 歳までのかた
- ・平成 27 年度実施アンケート調査にて、市以外の受診機会がないと回答し、未受診のかた
- ・23・25・27・29 歳の平成 27 年度未受診のかた

カ 成人式にて P R チラシを配布

《実 績》

①過去5年間の実施状況（無料クーポン券対象者を含む）

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
24年度	20,694	3,752	18.1
25年度	20,694	3,716	18.0
26年度	20,694	4,122	19.9
27年度	20,694	4,359	21.1
28年度	75,670	3,662	4.8

※対象者数

平成28年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（平成28年5月末人口）

平成27年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）÷2（隔年での受診のため）
（各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

検診方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異形成 (人)	がん発見者 (人)
集団	75,670	1,481	2.0	17	1.1	17	9	1
個別		2,181	2.9	37	1.7	31	9	0
計	75,670	3,662	4.8	54	1.5	48	18	1

※異形成：子宮頸がんの前段階（前がん病変）

③年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況				
				異常認めず		要精密検査		精検受診数	未受診 ^{※1}	未把握 ^{※2}	異形成	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人	人
20～24	4,009	77	1.9	76	98.7	1	1.3	1	0	0	0	0
25～29	4,013	205	5.1	195	95.1	10	4.9	10	0	0	7	0
30～34	4,602	288	6.3	283	98.3	5	1.7	5	0	0	2	0
35～39	5,313	423	8.0	410	96.9	13	3.1	12	0	1	5	1
40～44	6,592	476	7.2	468	98.3	8	1.7	7	0	1	2	0
45～49	6,236	289	4.6	281	97.2	8	2.8	8	0	0	1	0
50～54	5,401	223	4.1	221	99.1	2	0.9	2	0	0	1	0
55～59	5,422	205	3.8	204	99.5	1	0.5	1	0	0	0	0
60～64	6,794	398	5.9	395	99.2	3	0.8	2	0	1	0	0
65～69	8,823	430	4.9	428	99.5	2	0.5	1	0	1	0	0
70～74	6,574	414	6.3	413	99.8	1	0.2	1	0	0	0	0
75～79	4,868	168	3.5	168	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
80歳以上	7,023	66	0.9	66	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
小計	75,670	3,662	4.8	3,608	98.5	54	1.5	50	0	4	18	1
集団	75,670	1,481	4.8	1,464	98.9	17	1.1	17	0	0	9	1
個別		2,181		2,144	98.3	37	1.7	33	0	4	9	0
合計	75,670	3,662	4.8	3,608	98.5	54	1.5	50	0	4	18	1

※要精密検査に HPV 検査/6 か月以内再検査判定者 7 人を計上。

※ 1）未受診：要精密検査者が医療機関に行かなかったことが判明しているもの。

※ 2）未把握：精検受診の有無がわからないもの及び受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。その結果、平成 27 年度との比較では、受診者数の減少と併せ受診率の減少が目立った。

また、「健康さくら 2 1（第二次）」におけるがん検診は、受診率 50%を目標としているが、対象者数の変更に伴い受診率の比較は難しいところ、受診者数については前年度と比較し 697 人減少している。一方、精密検査結果では、20 歳から 39 歳までの若い世代で 14 人の異形成が見つかり、うち 5 人が高度異形成で手術を要する結果であった。

この結果を踏まえ、様々な健診 PR と併せ、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知していく。

また、検診の実施にあたっては、より受診しやすい環境の整備（個別検診の実施期間の延長等）と併せ、引き続き要精密検査と判定されたかたが必ず精密検査を受診できるよう努めていく。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度からは平成 22 年度に始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 27 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となった。

平成 28 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施となった。

平成 28 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知

「平成 28 年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」より
(平成 28 年 4 月 1 日より実施)

《目 的》

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

平成 28 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
20 歳	平成 7 (1995) 年 4 月 2 日～平成 8 (1996) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方
25 歳	平成 2 (1990) 年 4 月 2 日～平成 3 (1991) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、過去 5 年以内に同検診を受けていない方

※国の要綱では、上記年齢のほか、30・35・40 歳の女性も対象としているが、市では継続受診の意識付けを図るねらいから、特に若年層を中心に無料クーポン券発行による受診勧奨を実施することとして、国・県の確認を経て 20 歳及び 25 歳を対象とした。

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 12月6日～2月28日、4会場延べ7日間実施
- ・費用 無料
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月28日、市内6医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

勧奨はがきの送付

- ・対象者のうち、検診未受診者へ勧奨ハガキを送付
（20歳：7月・1月、25歳：1月）

アンケートの送付

- ・対象者のうち9月末までに受診していない者に対し、アンケートを送付（11月）
（受診希望の有無、他に受診の機会があるか、受けていない理由について把握する）

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実 績》

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	24年度	5,154	885	17.2
	25年度	5,051	780	15.4
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	26年度	15,634	1,616	10.3
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	27年度	812	48	5.9
働く世代の女性支援のための がん検診未受診者対策緊急支援事業		3,160	310	9.8
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	28年度	1,448	82	5.7

② 検診実施結果（28 年度）

検診方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異成形 (人)	がん発見者 (人)
集団	1,448	24	1.7	0	0.0	0	0	0
個別		58	4.0	2	3.4	2	0	0
計	1,448	82	5.7	2	2.4	2	0	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況				
				異常認めず		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	異成形	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人	人
20歳	786	34	4.3	33	97.1	1	2.9	1	0	0	0	0
25歳	662	48	7.3	47	97.9	1	2.1	1	0	0	0	0
小計	1,448	82	5.7	80	97.6	2	2.4	2	0	0	0	0
集団	1,448	24	5.7	24	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
個別		58		56	96.6	2	3.4	2	0	0	0	0
合計	1,448	82	5.7	80	97.6	2	2.4	2	0	0	0	0

④ アンケート結果

20 歳・25 歳アンケート送付数 1,371 人

回収数 91 人（回収率 6.6%）

●市以外で検診機会の有無

	回答数（人）	割合（%）
市以外に受診の機会なし	43	47.3
市以外に受診の機会あり	15	16.5
未回答	33	36.3

「市以外に受診の機会なし」と回答した 43 人中、年度内に市の検診を受診したかたは 12 人（28.0%）であった。

●「市以外に受診の機会なし」と回答し、年度内に未受診であった者の検診を受けない理由
（複数回答可）

1. 当てはまる、2. どちらかといえば当てはまる という回答数が多かった項目	回答数（人） ※1.2 選択者数／項目回答者数	割合（%）
そのうち受けようと思っていた	20 人／29 人中	69.0
休日等の検診がない	19 人／28 人中	67.9
今は健康	17 人／26 人中	65.4
検診の場所がわからない	13 人／26 人中	50.0
検診が面倒	13 人／26 人中	50.0

《考 察》

今回「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の中で、対象者は20歳、25歳として行った。この対象者のうち未受診者へ受診勧奨と併せてアンケートを実施した。その結果、「市以外に受診の機会なし」と回答し、かつ年度内に検診を受けていない者の回答では、「そのうち受けようと思っていた（69.0%）」と思う一方で、「今は健康だから（65.4%）」・「検診が面倒（50.0%）」という回答が半数以上を占めていた。この結果から若年層は、そのうち受けようとする検診意図がある一方で、「今は健康だから」「検診が面倒」と回答する検診に無関心という二面性が見られる。若年層が検診の必要性を理解し、受診行動に結びつくよう、今後も対象者に合わせた周知・勧奨を実施していく。

(3) 乳がん検診

《目 的》

乳がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

＜マンモグラフィ：国の指針に合わせ 40 歳以上を対象とし 2 年に 1 回実施＞

① 対象者

- ・市内在住の 40 歳以上で、平成 27 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

②実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 30 日～2 月 24 日、4 会場延べ 17 日間（40 歳代 7 日間、50 歳以上 10 日間）
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施
40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影

イ 個別検診（予約制）

聖隷佐倉市民病院健診センターに委託し実施

- ・期 間 6 月 1 日～12 月 10 日
- ・費 用 2,000 円（税込み）
- ・マンモグラフィを実施（40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影）

＜超音波検査：千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき 30 歳以上に実施＞

①集団検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上 39 歳以下で、平成 27 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

検診事業者に委託し実施

- ・期間 12 月 7 日～2 月 16 日、4 会場延べ 6 日間
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両での超音波検査を実施

②個別検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

- ・期間 6 月 1 日から 12 月 10 日、市内 13 医療機関で実施
- ・費用 2,000 円（税込み）
- ・超音波検査を実施

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 30 歳以上の女性で、下記に該当するかた

- ・ 30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・ 平成 27 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40 歳以上の生活保護受給者のかた
- ・ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施。

ウ ハガキによる勧奨を実施

- ・ 平成 23 年度から平成 26 年度までに 1 度受診し、その後未受診となっている 45 歳から 64 歳までのかた
- ・ 平成 26 年度に集団乳がん検診を受診し、平成 28 年度未受診のかた
- ・ 50・55 歳の女性で、平成 23 年度から平成 28 年度までに 1 度も市の乳がん検診を受診していないかた

《実 績》

① 過去 5 年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	マンモグラフィ 受診者 (再掲：人)	超音波受診者 (再掲：人)	受診率 (%)
24年度	38,267	6,146	3,087	3,059	16.1
25年度	38,267	6,311	3,032	3,279	16.5
26年度	38,267	6,962	3,632	3,330	18.2
27年度	38,267	7,516	3,576	3,940	19.6
28年度	67,648	7,781	4,022	3,759	11.5

※対象者数 平成 28 年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする(平成 28 年 5 月末人口)

平成 27 年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）

（各係数には平成 22 年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果（28 年度）

検診の種類		対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診 (人)	がん発見者 (人)
マンモグラフィ	集団	57,733 (※ 1)	3,294	7.0	183	5.6	182	12
	個別		728		50	6.9	48	2
	合計	57,733 (※ 1)	4,022	7.0	233	5.8	230	14
超音波	集団	67,648(※ 2)	655	5.6	9	1.4	8	0
	個別		3,104		80	2.6	76	1
	合計	67,648(※ 2)	3,759	5.6	89	2.4	84	1
合計		67,648(※ 3)	7,781	11.5	322	4.1	314	15

(※ 1 マンモグラフィの対象者は 40 歳以上

(※ 2 超音波の対象者は 30 歳以上

(※ 3 乳がん検診全体の対象者 30 歳以上

③年齢別検診実施結果及び精密検査受診状況（マンモグラフィ及び超音波：28年度）

性別	年代 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
					異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
			人	%	人	%	人	%				
女性	30～34	4,602	490	10.6	480	98.0	10	2.0	10	0	0	0
	35～39	5,313	658	12.4	636	96.7	22	3.3	21	0	1	0
	40～44	6,592	1,004	15.2	942	93.8	62	6.2	61	0	1	0
	45～49	6,236	748	12.0	698	93.3	50	6.7	49	0	1	1
	50～54	5,401	555	10.3	532	95.9	23	4.1	23	0	0	0
	55～59	5,422	586	10.8	570	97.3	16	2.7	15	0	1	0
	60～64	6,794	870	12.8	834	95.9	36	4.1	35	0	1	3
	65～69	8,823	1,152	13.1	1,098	95.3	54	4.7	52	0	2	6
	70～74	6,574	928	14.1	901	97.1	27	2.9	26	0	1	2
	75～79	4,868	536	11.0	519	96.8	17	3.2	17	0	0	2
	80歳以上	7,023	254	3.6	249	98.0	5	2.0	5	0	0	1
小計		67,648	7,781	11.5	7,459	95.9	322	4.1	314	0	8	15
マンモグラフィ	集団	57,733(※1)	3,294	7.0	3,111	94.4	183	5.6	182	0	1	12
	個別		728		678	93.1	50	6.9	48	0	2	2
超音波	集団	67,648(※2)	655	5.6	646	98.6	9	1.4	8	0	1	0
	個別		3,104		3,024	97.4	80	2.6	76	0	4	1
合計		67,648(※3)	7,781	11.5	7,459	95.9	322	4.1	314	0	8	15

※未受診：要精密検査者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの

※未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診しても精検結果が正確にわからないもの。

(※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上

(※2 超音波の対象者は30歳以上

(※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上

④検診種類別検診実施結果及び精密検査受診状況

<マンモグラフィ検査：28年度>

年代 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
		人	%	人	%	人	%				
40～44	6,592	765	11.6	712	93.1	53	6.9	52	0	1	0
45～49	6,236	555	8.9	513	92.4	42	7.6	41	0	1	1
50～54	5,401	397	7.4	380	95.7	17	4.3	17	0	0	0
55～59	5,422	398	7.3	382	96.0	16	4.0	15	0	1	0
60～64	6,794	580	8.5	550	94.8	30	5.2	30	0	0	3
65～69	8,823	698	7.9	654	93.7	44	6.3	44	0	0	6
70～74	6,574	428	6.5	408	95.3	20	4.7	20	0	0	2
75～79	4,868	161	3.3	153	95.0	8	5.0	8	0	0	1
80歳以上	7,023	40	0.6	37	92.5	3	7.5	3	0	0	1
小計	57,733	4,022	7.0	3,789	94.2	233	5.8	230	0	3	14
集団	57,733	3,294	7.0	3,111	94.4	183	5.6	182	0	1	12
個別		728		678	93.1	50	6.9	48	0	2	2
合計	57,733	4,022	7.0	3,789	94.2	233	5.8	230	0	3	14

※「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）において、マンモグラフィ検診は「40歳以上」を対象としている。

<超音波検査：28年度>

年代	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
		人	%	人	%	人	%				
30～34	4,602	490	10.6	480	98.0	10	2.0	10	0	0	0
35～39	5,313	658	12.4	636	96.7	22	3.3	21	0	1	0
40～44	6,592	239	3.6	230	96.2	9	3.8	9	0	0	0
45～49	6,236	193	3.1	185	95.9	8	4.1	8	0	0	0
50～54	5,401	158	2.9	152	96.2	6	3.8	6	0	0	0
55～59	5,422	188	3.5	188	100.0	0	0.0	0	0	0	0
60～64	6,794	290	4.3	284	97.9	6	2.1	5	0	1	0
65～69	8,823	454	5.1	444	97.8	10	2.2	8	0	2	0
70～74	6,574	500	7.6	493	98.6	7	1.4	6	0	1	0
75～79	4,868	375	7.7	366	97.6	9	2.4	9	0	0	1
80歳以上	7,023	214	3.0	212	99.1	2	0.9	2	0	0	0
小計	67,648	3,759	5.6	3,670	97.6	89	2.4	84	0	5	1
集団	67,648	655	5.6	646	98.6	9	1.4	8	0	1	0
個別		3,104		3,024	97.4	80	2.6	76	0	4	1
合計	67,648	3,759	5.6	3,670	97.6	89	2.4	84	0	5	1

《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。その結果、平成 27 年度との比較で、受診率が減少した。

「健康さくら 21」のがん検診は、受診率 50%を目標としているが、対象者数の変更に伴い、受診率の比較は難しいところ、受診者数では前年度と比較し、265 人増加している。

今年度の個別検診では 1 医療機関でマンモグラフィ検査を開始し、集団検診では 30 歳代・40 歳代で受診枠を増やして実施した。その結果、受診者数の増加につながっていると考えられる。今後も受診率の増加や受診しやすい環境づくりを目指し、集団検診・個別検診ともに受診枠の整備を図る必要がある。

また、様々な健診 PR と併せ、がんに関する知識を広めるための情報の提供や、検診を習慣化させるために啓発活動を推進し、未受診者の未受診理由を参考にした勧奨を行っていく必要がある。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 26 年度は平成 22 年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」となった。

平成 27 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった者への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となった。

平成 28 年度からは「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施となった。

平成 28 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知

「平成 28 年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」より
(平成 28 年 4 月 1 日より実施)

《目 的》

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

平成 28 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●乳がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
40 歳	昭和 50（1975）年 4 月 2 日～昭和 51（1976）年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方
45 歳	昭和 45（1970）年 4 月 2 日～昭和 46（1971）年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、過去 5 年以内に同検診を受けていない方

※国の要綱では、上記年齢のほか、50・55・60 歳の女性も対象としているが、市では継続受診の意識付けを図るねらいから、特に比較的若年層を中心に無料クーポン券発行による受診勧奨を実施することとして、国・県の確認を経て 40 歳及び 45 歳を対象とした。

② 実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 12月12日～2月24日、4会場延べ40歳代7日間
- ・費用 無料
- ・検診車輛でのマンモグラフィを実施

40歳代2方向

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月28日、市内1医療機関（聖隷佐倉市民病院健診センター）で実施
 - ・費用 無料
 - ・マンモグラフィを実施
- 40歳代（2方向）

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

勧奨はがきの送付

- ・対象者のうち、検診未受診者へ勧奨ハガキを送付
（40歳：7月・1月、45歳：1月）

アンケートの送付

- ・対象者のうち9月末までに受診していない者に対し、アンケートを送付（11月）
（受診希望の有無、他に受診の機会があるか、受けていない理由について把握する）

イ「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実績》がん検診推進事業

① 実施状況

事業名	年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
がん検診推進事業	24年度	6,040	1,025	17.0
	25年度	6,173	1,052	17.0
働く世代の女性支援のための がん検診推進事業	26年度	16,802	1,617	9.6
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	27年度	1,210	181	15.0
働く世代の女性支援のための がん検診未受診者対策緊急支援事業		3,761	328	8.7
新たなステージに入った がん検診の総合支援事業	28年度	2,030	392	19.3

② 検診実施結果（28年度）

検診方法	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	2,030	169	8.3	10	5.9	10	0
個別		223	11.0	16	7.2	14	0
計	2,030	392	19.3	26	6.6	24	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者数 人	受診者数		検診結果				精密検査受診状況			
				異常認めず		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人
40歳	1,088	290	26.7	271	93.4	19	6.6	18	0	1	0
45歳	942	102	10.8	95	93.1	7	6.9	6	0	1	0
小計	2,030	392	19.3	366	93.4	26	6.6	24	0	2	0
集団	2,030	169	19.3	159	94.1	10	5.9	10	0	0	0
個別		223		207	92.8	16	7.2	14	0	2	0
合計	2,030	392	19.3	366	93.4	26	6.6	24	0	2	0

④ アンケート結果

40歳・45歳アンケート送付数 1,832人 回収数 242人（回収率 13.2%）

●市以外で検診機会の有無

	回答数（人）	割合（%）
市以外に受診の機会なし	66	27.3
市以外に受診の機会あり	149	61.6
未回答	27	11.1

「市以外に受診の機会なし」と回答した66人中、年度内に市の検診を受診したかたは26人(39.4%)であった。

●「市以外に受診の機会なし」と回答し、アンケート後も未受診であった者の検診を受けない理由（複数回答可）

1.当てはまる、2.どちらかといえば当てはまるという回答数が多かった項目	回答数（人） ※1.2 選択者数／項目回答者数	割合（%）
そのうち受けようと思っていた	30人／38人中	78.9
検診が面倒	17人／34人中	50.0
休日等の検診がない	14人／36人中	38.9
がんが見つかるのが怖い	11人／35人中	31.4
今は健康	11人／36人中	30.6

その他、「市の検診を知らない」という項目で、当てはまると回答しているものは0人であった。

《考 察》

今回、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」は、40 歳、45 歳を対象として行った。

この対象者のうち未受診者へ受診勧奨と併せてアンケートを実施した。その結果、「市以外に受診の機会なし」と回答し、かつアンケート後も未受診であった者の回答では、「そのうち受けようと思っていた（78.9%）」との回答が多かった。また、「市の検診を知らない」という項目に該当する者は 0 人であり、「市以外に受診の機会なし」と回答した者のうち 26 人(39.4%)が、アンケート実施後から年度末までの期間で市の検診を受診したことがわかった。

この結果から、すでに市の検診を知っており、そのうち受けようとする検診意図が明確であるため、引き続き対象者に合わせた周知・勧奨を実施し、受診行動に繋がるよう努めていく必要がある。

（４）肺がん検診

《目 的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

①対象者

市内在住の 40 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・ 期間 6 月 3 日～12 月 1 日、市内 19 会場、57 日間実施
- ・ 費用 300 円（税込み）
- ・ 検診車両での胸部間接撮影及び読影を実施

イ 個別検診

- ・ 期間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 43 医療機関
- ・ 費用 1,300 円（税込み）
- ・ 胸部直接撮影及び読影を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・ 平成 27 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40 歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実 績》

① 過去 5 年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
24年度	52,479	16,986	32.4
25年度	52,479	17,289	32.9
26年度	52,479	18,365	35.0
27年度	52,479	19,039	36.3
28年度	111,335	18,666	16.8

※対象者数：平成 28 年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（平成 28 年 5 月末人口）

平成 27 年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）

（各係数には、平成 22 年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	111,335	9,562	8.6	94	1.0	86	5
個別		9,104	8.2	275	3.0	228	9
計	111,335	18,666	16.8	369	2.0	314	14

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者数	受診者数		健診結果				精密検査受診状況				
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診	未把握	がん
	歳	人	人	%	人	%	人	%	人	%	※ 人	※ ² 人	人
男性	40～44	6,846	225	3.3	221	98.2	4	1.8	4	100.0	0	0	0
	45～49	6,520	185	2.8	183	98.9	2	1.1	2	100.0	0	0	0
	50～54	5,297	159	3.0	158	99.4	1	0.6	1	0.0	0	0	0
	55～59	5,236	193	3.7	189	97.9	4	2.1	3	75.0	0	1	0
	60～64	6,123	383	6.3	377	98.4	6	1.6	5	83.3	0	1	1
	65～69	8,188	1,500	18.3	1,479	98.6	21	1.4	16	76.2	1	4	0
	70～74	6,330	1,942	30.7	1,906	98.1	36	1.9	32	88.9	1	3	1
	75～79	4,700	1,708	36.3	1,645	96.3	63	3.7	52	82.5	2	9	5
	80歳以上	4,362	1,190	27.3	1,147	96.4	43	3.6	38	88.4	0	5	3
	小計	53,602	7,485	14.0	7,305	97.6	180	2.4	153	85.0	4	23	10
女性	40～44	6,592	567	8.6	565	99.6	2	0.4	2	100.0	0	0	0
	45～49	6,236	473	7.6	470	99.4	3	0.6	3	100.0	0	0	0
	50～54	5,401	368	6.8	367	99.7	1	0.3	0	0.0	0	1	0
	55～59	5,422	531	9.8	523	98.5	8	1.5	6	75.0	0	2	0
	60～64	6,794	1,151	16.9	1,142	99.2	9	0.8	9	100.0	0	0	0
	65～69	8,823	2,362	26.8	2,330	98.6	32	1.4	30	93.8	0	2	0
	70～74	6,574	2,524	38.4	2,470	97.9	54	2.1	43	79.6	0	11	3
	75～79	4,868	1,888	38.8	1,851	98.0	37	2.0	33	89.2	2	2	0
	80歳以上	7,023	1,317	18.8	1,274	96.7	43	3.3	35	81.4	2	6	1
	小計	57,733	11,181	19.4	10,992	98.3	189	1.7	161	85.2	4	24	4
男性	集団	53,602	3,985	14.0	3,928	98.6	57	1.4	51	89.5	3	3	2
	個別		3,500		3,377	96.5	123	3.5	102	82.9	1	20	8
女性	集団	57,733	5,577	19.4	5,540	99.3	37	0.7	35	94.6	1	1	3
	個別		5,604		5,452	97.3	152	2.7	126	82.9	3	23	1
合計		111,335	18,666	16.8	18,297	98.0	369	2.0	314	85.1	8	47	14

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

対象者数は、平成27年度までは、平成21年3月18日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成28年度からは、平成28年11月30日付け厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成28年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる5月末時点の住民人口(当該検診対象年齢人口)へ変更した。その結果、平成27年度との比較では、受診者数の減少とも併せ受診率の減少

が目立った。

年齢別にみると男女とも40～64歳までの受診率が低い。目標値と現在の受診数の差が大きく、達成のためには、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知をはかり、対象者と勧奨時期を考慮しながら、適切な手段により啓発を図っていく必要がある。

精密検査の受診については個別通知により、受診勧奨及び状況を把握している。今後も引き続き未受診者に対して、勧奨を行い、受診につなげていくよう努めていく必要がある。

（５）大腸がん検診

《目 的》

大腸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内 容》

①対象者

市内在住の 40 歳以上で検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・ 期間 6 月 3 日～12 月 1 日、市内 19 会場延べ 57 日間実施
- ・ 費用 400 円（税込み）
- ・ 便潜血反応 2 日法

イ 個別検診

- ・ 期間 6 月 1 日～12 月 10 日、市内 46 医療機関で実施
- ・ 費用 1,000 円（税込み）
- ・ 便潜血反応 2 日法

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で、下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・ 平成 27 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40 歳以上の生活保護受給者のかた
- ・ 以下の方へ未受診者勧奨を実施

40・45・50・55・60 で平成 28 年度未受診のかた

41 歳で、平成 27 年度受診したが、平成 28 年度未受診のかた

42～44 歳・46～49 歳・51～54 歳・55～59 歳のかたで、平成 24～26 年度に一度でも大腸がん検診を受診したが、平成 27・28 年度は未受診のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、地区回覧に掲載し周知啓発を実施

《実 績》

① 過去 5 年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
24年度	52,479	15,302	29.2
25年度	52,479	15,760	30.0
26年度	52,479	16,846	32.1
27年度	52,479	18,255	34.8
28年度	111,335	17,335	15.6

※対象者数：平成 28 年度から地域保健・健康増進事業報告に合わせ、検診開始時の住民人口（当該検診対象年齢人口）とする（平成 28 年 5 月末人口）

平成 27 年度まで：市区町村人口－（就業者数－農林水産業従事者数）

（各係数には、平成 22 年国勢調査の報告人数を用いる。）

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	111,335	9,223	8.3	446	4.8	364	9
個別		8,112	7.3	623	7.7	390	26
計	111,335	17,335	15.6	1,069	6.2	754	35

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者数	受診者数		健診結果				精密検査受診状況						
					異常認めず		要精密検査		受診者数		未受診※1		再掲 再検便 (人)	未把握 ※2人	がん 人
	歳	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	人			
男性	40～44	6,846	236	3.4	223	94.5	13	5.5	9	69.2	2	1	2	0	
	45～49	6,520	212	3.3	206	97.2	6	2.8	3	50.0	1	0	2	0	
	50～54	5,297	176	3.3	171	97.2	5	2.8	2	40.0	1	1	2	0	
	55～59	5,236	206	3.9	191	92.7	15	7.3	11	73.3	0	0	4	0	
	60～64	6,123	408	6.7	389	95.3	19	4.7	13	68.4	3	1	3	1	
	65～69	8,188	1,365	16.7	1,287	94.3	78	5.7	59	75.6	12	2	7	3	
	70～74	6,330	1,717	27.1	1,563	91.0	154	9.0	116	75.3	25	9	13	10	
	75～79	4,700	1,515	32.2	1,378	91.0	137	9.0	100	73.0	26	7	11	4	
	80歳以上	4,362	998	22.9	892	89.4	106	10.6	62	58.5	33	15	11	3	
	小計	53,602	6,833	12.7	6,300	92.2	533	7.8	375	70.4	103	36	55	21	
女性	40～44	6,592	613	9.3	588	95.9	25	4.1	20	80.0	3	1	2	0	
	45～49	6,236	502	8.1	493	98.2	9	1.8	3	33.3	0	0	6	0	
	50～54	5,401	464	8.6	442	95.3	22	4.7	17	77.3	3	1	2	0	
	55～59	5,422	602	11.1	585	97.2	17	2.8	10	58.8	3	2	4	0	
	60～64	6,794	1,188	17.5	1,136	95.6	52	4.4	42	80.8	6	2	4	0	
	65～69	8,823	2,203	25.0	2,121	96.3	82	3.7	63	76.8	12	4	7	3	
	70～74	6,574	2,271	34.5	2,150	94.7	121	5.3	93	76.9	21	7	7	3	
	75～79	4,868	1,639	33.7	1,523	92.9	116	7.1	76	65.5	27	12	13	3	
	80歳以上	7,023	1,020	14.5	928	91.0	92	9.0	55	59.8	28	6	9	5	
	小計	57,733	10,502	18.2	9,966	94.9	536	5.1	379	70.7	103	35	54	14	
男性	集団	53,602	3,755	12.7	3,522	93.8	233	6.2	192	82.4	24	2	17	7	
	個別		3,078		2,778	90.3	300	9.7	183	61.0	79	34	38	14	
女性	集団	57,733	5,468	18.2	5,255	96.1	213	3.9	172	80.8	24	8	17	2	
	個別		5,034		4,711	93.6	323	6.4	207	64.1	79	27	37	12	
合計		111,335	17,335	15.6	16,266	93.8	1,069	6.2	754	70.5	206	71	109	35	

※1）未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの、および精密検査として不適切な検査を含む。

※2）未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

対象者数は、平成 27 年度までは、平成 21 年 3 月 18 日付け厚生労働省健康局「(別紙) 市区町村におけるがん検診の受診率の算出について」の通知に基づき国勢調査結果により算定していたが、平成 28 年度からは、平成 28 年 11 月 30 日付厚生労働省健康局「市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について」の通知により、国への平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告から、当該市区町村の住民全体とすることに変更となったため、検診開始時期となる 5 月末時点の住民人口（当該検診対象年齢人口）へ変更した。その結果、平成 27 年度との比較では、受診者数の減少とも併せ受診率の減少が目立った。『健康さくら 21』の大腸がん検診の受診率の目標値は、国の「がん対策推進基本計画」の目標値 50%としており、受診者数を増加できるようがん検診の必要性について啓発をしていく必要がある。

今年度から、精密検査未受診者人数として、便潜血検査再検による受診者も計上した。大腸がん検診の精密検査として便潜血検査の再検査は不適切であると示されているが、高齢者の中には、体力等の理由で内視鏡が不可能である場合はあるが、若い年代でも便潜血検査の再検査を行っている例がみられるため、適切な精密検査の方法について周知していく必要がある。また、自己判断による未受診を減らせるように啓発を続けていく必要がある。

6. 訪問指導

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・糖尿病治療継続者の割合 71.4% → 75.0%

《目 的》

療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行い、これらの者の心身機能の低下を防止するとともに、健康の保持増進を図ることを目的とする。

《内 容》

対象者：健康管理上指導が必要と認められる佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者

内容：①生活習慣病の予防等に関すること。

②家庭における療養方法に関すること。

③介護を要する状態になることの予防に関すること。

④家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関すること。

⑤家族介護を担う者の健康管理に関すること。

⑥関係諸制度の活用方法等に関すること。

⑦認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等に関すること。

⑧その他健康管理上必要と認められること。

なお、医療保険による訪問看護、訪問機能訓練を受けている者、又は介護保険法による要介護・要支援者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護、訪問機能訓練と重複する内容は行わないものとする。

訪問担当者：保健師、栄養士、歯科衛生士

《実 績》

①訪問指導年度別実績

年 度	実人数	延人数
24年度	40	54
25年度	40	48
26年度	46	53
27年度	41	42
28年度	97	101

②訪問指導の内訳と実延数

内 訳	実人数	延人数	延人数 内訳			
			20 歳代	30 歳代	40～64 歳	65 歳以上
生活習慣病	78	82	0	0	23	59
がん至急精密検査勧奨	10	10	0	1	2	7
難病	0	0	0	0	0	0
精神疾患	1	1	0	0	0	1
歯科	7	7	0	0	0	7
その他	1	1	0	0	0	1
計	97	101	0	1	25	75

※生活習慣病：特定健康診査（健康診査）の結果で至急受診が必要となった者
糖尿病性腎症重症化予防事業対象者

《考 察》

訪問指導実施人数（実人数）は、平成 28 年度 97 人で、平成 27 年度 41 人と比較すると 56 人の増加（2.3 倍増）となっている。

生活習慣病に関する保健指導が平成 28 年度 78 人で、平成 27 年度 16 人と比較すると、62 人の増（4.8 倍増）であった。

増加となった理由としては、特定健康診査（健康診査）で血液検査項目（糖代謝 HbA1c）の追加および至急受診勧奨者（パニックデータ該当者）の基準値を見直したことで、平成 28 年度から「糖尿病性腎症重症化予防事業」の開始により、生活習慣病に関する保健指導の対象者が増えたことが挙げられる。

パニックデータ該当者や糖尿病性腎症予防事業対象者の保健指導については、保健師、栄養士による訪問指導を実施後、6 か月間、ケースの状況（医療機関への受診、治療内容、生活習慣の改善など）を確認し、評価まで行うこととしている。健診直後の受診勧奨を含めた訪問指導は、対象者の生活状況を確認したうえでの指導が行えることから、生活習慣病の重症化予防において有効な手段と思われる。

がん検診至急精密検査勧奨指導は 10 人で 10.3%であった。保健師による訪問で、精密検査の実施方法や必要性等を説明を行うことにより、精密検査前の不安の軽減につながっている。

口腔衛生指導は 7 人で 7.2%であった。歯科衛生士による訪問歯科診療後の口腔内の状況を確認し、今後の口腔ケアなどの指導を行うことにより身体状況の改善につながっている。

7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導

(1) 特定健康診査（健康診査）

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定健康診査（健康診査）） 健康増進法第19条の2(健康診査)
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) ・ 特定健康診査の実施の割合 29.0% → 60.0% ・ 特定保健指導の実施の割合 36.0% → 60.0%

《目 的》

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

《内 容》

①対象者

- ア 特定健康診査：40～74歳の佐倉市国民健康保険被保険者
- イ 健康診査：佐倉市の後期高齢者医療被保険者

②実施方法

- ア 集団健診（6月3日～12月1日、市内19会場延べ57日間）
集団健診事業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施
- イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内44協力医療機関）

③周知方法

- ア 個人通知 佐倉市検診受診券および案内文等送付
特定健康診査：平成28年4月1日現在で、40～74歳（年齢の基準日は平成29年3月31日）の佐倉市国民健康保険被保険者
健康診査：前年度に市の各種健（検）診を受診している佐倉市の後期高齢者医療被保険者
- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、健康保険証更新時に案内文を同封、市内協力医療機関、市役所、出張所、公共交通機関等にポスターを掲示、地区回覧等により周知啓発を実施

④健診項目

- ア 基本的な健診の項目（全ての対象者が受診する項目）
既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重及び腹囲の測定・BMIの測定・血圧の測定・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査・尿検査
- イ 詳細な健診の項目（医師の判断により受診する項目）
心電図検査・眼底検査
前年度の健診受診結果より1～4のすべてに該当し、かつ健診診察医師が必要と判断した者
 1. 血糖 空腹時血糖 100mg/dl以上またはHbA1c 5.6%以上
 2. 脂質 中性脂肪 150mg/dl以上またはHDLコレステロール 40mg/dl未満
 3. 血圧 最高(収縮期)血圧 130mmHg以上、最低(拡張期)血圧 85mmHg以上
 4. 腹囲 男性85cm以上、女性90cm以上 またはBMI(男女) 25kg/m²以上
 貧血検査
既往歴、自覚症状により健診診察医師が必要と判断した者

⑤受診者の費用負担

集団健診1,000円、個別健診2,000円。70歳以上と後期高齢者医療被保険者及び市民税非課税世帯は無料

《実 績》

①健康診査等実施計画における目標と実績の推移

	第二期				
	25年度 (法定)	26年度 (法定)	27年度 (法定)	28年度 (暫定)	29年度
特定健康診査 目標受診率	35%	40%	45%	50%	60%
実績値	31.6%	32.3%	33.2%	31.4%	—
特定保健指導 目標実施率	40%	45%	50%	55%	60%
実績値	26.5%	23.4%	16.1%	—	—

※目標受診率及び目標実施率は、実施計画（５年間）で設定

②特定健康診査（国民健康保険）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（％）	健診方法割合（％）
24年度 (法定報告値)	34,174	集団健診	6,480	19.0	61.0
		個別健診	3,209	9.4	30.2
		人間ドック等	933	2.7	8.8
		合計	10,622	31.1	100.0
25年度 (法定報告値)	34,547	集団健診	6,326	18.3	57.9
		個別健診	3,405	9.9	31.2
		人間ドック等	1,186	3.4	10.9
		合計	10,917	31.6	100.0
26年度 (法定報告値)	34,668	集団健診	6,366	18.4	56.8
		個別健診	3,655	10.5	32.6
		人間ドック等	1,183	3.4	10.6
		合計	11,204	32.3	100.0
27年度 (法定報告値)	34,025	集団健診	6,345	18.6	56.1
		個別健診	3,666	10.8	32.4
		人間ドック等	1,293	3.8	11.4
		合計	11,304	33.2	100.0
28年度 (概算数値)	37,068	集団健診	6,523	17.6	56.1
		個別健診	3,966	10.7	34.1
		人間ドック等	1,135	3.1	9.8
		合計	11,624	31.4	100.0

③健康診査（後期高齢者医療）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（％）	健診方法割合（％）
24年度	15,546	集団健診	1,007	6.5	31.5
		個別健診	2,194	14.1	68.5
		合計	3,201	20.6	100.0
25年度	15,910	集団健診	1,068	6.7	29.6
		個別健診	2,541	16.0	70.4
		合計	3,609	22.7	100.0
26年度	16,784	集団健診	1,170	7.0	28.6
		個別健診	2,924	17.4	71.4
		合計	4,094	24.4	100.0
27年度	17,707	集団健診	1,299	7.3	29.8
		個別健診	3,066	17.3	70.2
		合計	4,365	24.6	100.0
28年度	18,869	集団健診	1,408	7.5	29.2
		個別健診	3,407	18.1	70.8
		合計	4,815	25.6	100.0

④平成28年度未受診者勧奨

1. 対象者

①過去3年間未受診かつ生活習慣病で医療機関にかかっていない42～65歳 4,247人、②平成27年度初めて特定健康診査を受けた355人、③一昨年受診し昨年未受診の149人に対し受診勧奨を実施した。

2. 勧奨方法

対象別ハガキによる個別通知

3. 勧奨結果

対象者4,751人のうち特定健康診査の受診者は554人で対象者の11.7%であった。

それぞれの対象毎の受診率は、①の対象者は7.6%、②は42.5%、③は46.8%であった。

《考 察》

『佐倉市国民健康保険第二期特定健康診査等実施計画』（平成25～29年度 5か年計画）で平成29年度までに国の目標値の受診率60%を目指し、市の目標値を設定している。

平成20年度の開始年度から、集団健診での胃がん・大腸がん・胸部レントゲン検診との同日実施、土日の健診実施や、健診会場を小学校等の身近な場所を含め複数会場で行うなど、受診機会の確保に努め、受診率の向上への取組みをしているが、健診受診率は、30%台の横這いの推移となっている。

他市の取り組みの中で、既に生活習慣病で治療中の対象者には、かかりつけ医による受診勧奨が、一番効果的であるという結果も出ている。佐倉市は過去、個別勧奨を中心に進めていたが、かかりつけ医の協力を得ながら、個別勧奨を実施する等の工夫が必要であると考えられる。

また、対象とする年齢や過去の受診歴等が受診行動に大きく影響をするので、一度も受けたことのない対象と併せ、継続受診をしていない対象者への受診勧奨が受診率の増加には効果があると考えられる。

(2) 特定保健指導(保健指導)

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導)
健康さくら21(第2次) 目標値	(市の現状) → (目標) ・ 特定保健指導の実施の割合 36% → 60%

《目 的》

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。
(厚生労働省「特定健康診査基本指針」から引用)

《内 容》

①保健指導対象者

特定健康診査(健康診査)の結果、腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性、腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)～(3)いずれかに該当する者(高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く)とする。

- (1) 血圧 収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
- (2) 脂質 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はHbA1c(NGSP)が5.6%以上

内臓脂肪の程度と保有するリスクの数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別(動機付け支援・積極的支援)に保健指導を行う対象者を選定(階層化)する。

図1. 特定保健指導の対象者(階層化)

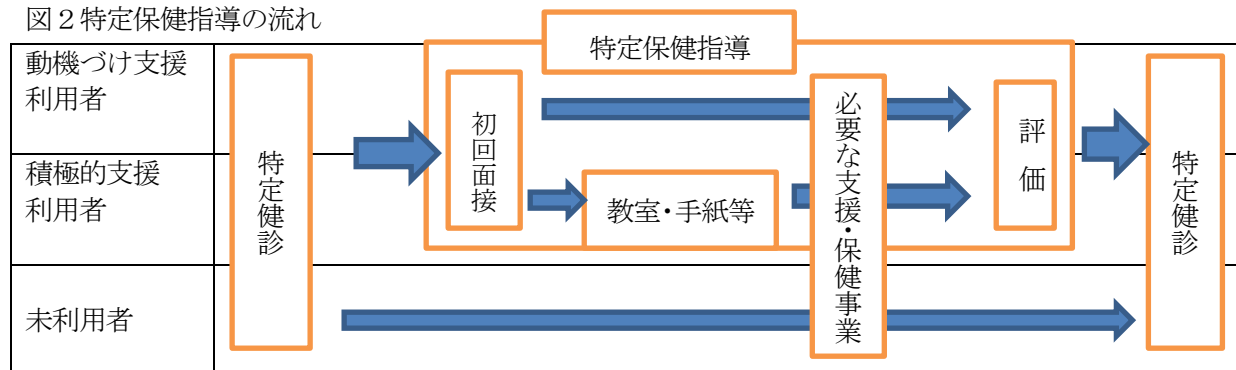
腹囲	追加リスク	喫煙歴	対象	
	①血圧 ②脂質 ③血糖		40～64歳	65～74歳
男性 85cm以上 女性 90cm以上	2つ以上該当	／	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
		なし		
上記以外でBMI 25以上	3つ該当	／	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
	1つ該当	なし		

(注) 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

②特定保健指導の流れ

流れは、図2のとおり、初回面接を対象者に実施した後、積極的支援は手紙や電話の個別支援、教室参加と手紙や電話などによるグループ支援など3カ月以上の支援と6か月後の評価、動機づけ支援は、初回面接と6か月後の評価を実施した。

図2 特定保健指導の流れ



③初回面接

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者

・支援形態・回数

グループ支援型 13回／個別支援型 32回(本人希望日による個別14回含む)／訪問型 1回

・方 法

健診結果の返却、及び説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を設定する。

・周知方法

対象者に個別通知及び電話勧奨

④積極的支援の継続的な支援

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(積極的支援)の対象となった者

・方 法

ア) スリムアップサポート 教室併用型

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する調理法講習会」2課・5コース及び「運動習慣づくり教室」2課・6コースを併用し、参加者の状況に合わせて、グループ支援、個別支援、電話支援を組み合わせ、支援A(積極的関与タイプ)の方法で160ポイント以上、支援B(励ましタイプ)の方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

イ) スリムアップサポート 個別面接型

参加者の状況に合わせて、個別支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

ウ) スリムアップサポート 通信型

参加者の状況に合わせて、手紙支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

・周知方法

健康アドバイス会に参加した者には、その場で勧奨。また、健康アドバイス会に参加しなかった

者は個別通知。

⑤終了時評価

・対象者

初回面接の参加者

・方 法

初回面接の参加者には、「6か月経過後のマイヘルスプラン宣言書振り返りシート」を送付し、参加者が自ら振り返り、返送してもらう。それについて保健師または管理栄養士による評価（設定された行動目標が達成されているかどうか及び身体状況、生活習慣の変化が見られたかどうか等）を行い、「マイヘルスプラン宣言書振り返りシートに関するアドバイス票」を作成し送付する。

《実 績》

① 特定健診・特定保健指導受診率の推移 【法定報告】

項目 \ 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
特定健康診査 対象者数 (人)	34,174	34,547	34,668	34,025	(37,068)
受診者数 (人)	10,622	10,917	11,204	11,304	(11,624)
受診率 (%)	31.1	31.6	32.3	33.2	(31.4)
特定保健指導 対象者数 (人)	1,390	1,270	1,331	1,309	(1,097)
終了者数 (人)	411	337	312	211	-
実施率 (%)	29.6	26.5	23.4	16.1	-

動機づけ支援 対象者数 (人)	1,112	1,049	1,096	1,107	(932)
利用者数 (人)	406	306	282	197	(197)
終了者数 (人)	394	306	284	190	-
実施率 (%)	35.4	29.2	25.9	17.2	-
積極的支援 対象者数 (人)	278	221	235	202	(165)
利用者数 (人)	69	44	34	23	(17)
終了者数 (人)	17	31	28	21	-
実施率 (%)	6.1	14.0	11.9	10.4	-

※特定保健指導は、動機づけ支援・積極的支援のいずれの場合でも、初回面接から6か月経過後に、行動変容の状況等の終了時評価を実施し完了となることから、平成28年度の終了時評価が完了できるのは、平成29年9月末となる。このため、28年度の実績は特定健康診査(集団・個別)の概算数を掲載しているので、法定報告数の法定報告後、変更する。

※法定報告は、厚生労働省の規定により、保険者が支払基金に対して毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を報告するもの。

《考 察》

特定保健指導の実施率は、年々減少傾向にある。対象者への案内は、①案内文の送付（集団健診利用者は結果票に同封、個別健診受診者は健診受診1～2か月後頃に郵送）、②電話による勧奨、③再勧奨の案内文送付の最大3回にわたって行っている。利用に至った対象者について、初回の案内文送付のみで申込みをした者は33.2%、初回案内文＋電話勧奨では28.5%、初回案内文＋再勧奨の手紙送付では21.0%、初回案内文＋電話勧奨＋再勧奨の手紙送付では17.3%という結果になっている。

電話や手紙による勧奨を行うことは実施率向上にあたって有意義であると考えており、次年度以降も継続していく予定である。また、28年度利用者に参加動機等のアンケート調査を実施しており、その結果をみて、より魅力のある特定保健指導の実施を検討していきたい。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業

根拠法令等	健康増進法第 17 条、第 19 条 2
健康さくら 2 1 (第 2 次) 目標値	(市の現状) → (目標) ・糖尿病治療継続者の割合 71.4% → 75.0%

《目 的》

糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者について関係機関からの適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して主治医の判断により保健指導対象者を選定し、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的とする。

(厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」より引用)

《内 容》

① 対象者

糖尿病性腎症第3期に該当する者を対象とする。

特定健診の結果、空腹時血糖値が126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上であり、かつ、尿蛋白＋以上の者を対象とする。

② 実施方法：糖尿病性腎症重症化予防事業実施手順に基づいて実施。

1) 特定健診の結果から、本事業対象となる者を抽出する。

2) 訪問または面接により健診結果の返却及び医療受診状況や病状等の把握を行う。把握した状況から適切な医療受診について勧奨する。

3) 概ね6か月間を目安として、電話、面接、訪問、手紙等による継続した支援を行い、糖尿病の悪化、腎機能低下を防ぐ。

4) 6か月間の支援から更に6か月後を目安に、適切な医療受診や糖尿病予防、腎機能低下予防に基づいた生活が継続できているかを評価する。また、健診の継続受診についても勧奨を行う。

③ 周知方法

特定健診の結果対象となった者に対し、健診結果の返却を兼ね担当者が直接連絡をとり支援を開始する。

《実 績》 平成28年度は事業に向けた準備もあり、平成28年9月24日～12月10日の集団健診受診者を対象とした。次年度以降は全健診受診者を対象とする予定。

① 事業実施人数

対 象	健診区分	H28 年度 対象者数	9 月 24 日～12 月 10 日 対象者数	
			対象者	実施者
空腹時血糖 126mg/dl 以上 尿蛋白 (+) 以上	集団	2	0	0
	個別	2		
HbA1c6.5 以上 尿蛋白 (+) 以上	集団	16	11 (9)	11 (9)
	個別	21		
空腹時血糖126mg/dl以上かつHbA1c6.5以上 尿蛋白 (+) 以上	集団	23	10 (6)	10 (6)
	個別	12		
計		76	21 (15)	21 (15)

② 対象者の状況

	28年度の全対象者76人の状況	実施した対象者21人の状況
健診後初めて糖尿病の診断を受けたかた	2	1
過去に糖尿病の診断を受けているかた	68	20
年1回以上のHbA1c検査を受けているかた	62	18
問診項目より糖尿病に関する薬を使用していると回答した者	48	15
eGFR値が60未満の者	25	9

③ 初回支援方法

支援方法（初回）	人数	備考
訪問指導	11	
各保健センターでの面接	5	
電話	5	他疾患治療中のため支援終了：2名、 生活実態が県外のため、電話での支援を希望した者：1名 支援拒否：1名、訪問、面接を拒否した者：1名

《考 察》

指導を実施した対象者の多くは既に糖尿病と診断を受けており、定期的に受診をしている者であった。初回の指導では市で作成した独自の問診票により情報収集をし、それぞれの問題点、課題をあげることとしたところ、長年経過観察をしているにも関わらず、血糖のコントロールができていない者や、服薬が出来ていない者、受診間隔を勝手に変更している者などが見られた。また、28年度の健診後、初めて糖尿病の診断を受けた者は1人であった。

指導による効果等については、指導期間を概ね6か月間としたため、現在継続支援中のものも多く、具体的な評価まではできていないが、初めて診断を受けた者については指導が入りやすく、適切な受診につなげることもスムーズであったが、長年経過観察をしている者については、適切な医療受診、服薬、生活習慣改善等の指導を行っても、なかなか理解を得られない者が多い印象であった。

本事業は28年度より開始した事業であり、事業実施による指導効果等について評価を行い、より効果的な事業運営となるよう検討していくことが必要である。

8. こころの健康づくり

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条(正しい知識の普及) 自殺対策基本法、自殺総合対策大綱
健康さくら21(第2次) 目標値	(市の現状)→(目標) ・気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人の割合 成人 新設の指標→9.4% ・ストレスを解消できている人の割合 成人 50.6%→60.0% 中・高校生 49.1%→60.0% ・睡眠による休養が十分とれていない人の割合 成人 21.1%→15.0% ・一生のうちにうつ病になる頻度を知っている人の割合 成人 57.2%→100% ・自殺者の減少(人口10万人当たり) 26.11人→19.52人

(1) 精神科医によるこころの健康相談

《目 的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内 容》

- ① 対 象 者 「眠れない」「イライラする」「気分の落ち込み」「自殺について考えてしまう」など、こころの悩みや不安がある者
- ② 方 法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、精神科医師による個別相談を実施する。
- ③ 内 容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④ 周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実 績》

①会場別実績

会場 年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成26年度	2	5	2	6	2	5	6	16
平成27年度	2	5	2	5	2	3	6	13
平成28年度	2	5	2	6	2	6	6	17

②相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
人数	1	3	4	9	17

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		内訳	当日の来所者		
	男	女		本人	(別掲) 家族同席	家族(複数あり)
人数	5	12	19	10	0	9

④主な相談内容(複数選択あり)

内訳	健康問題		家族問題	経済・生活問題	勤労問題	その他
		(再掲) 治療中の精神疾患の相談				
人数	12	4	5	0	1	1

⑤継続支援の有無

	有	無
人数	12	5

⑥相談内容連絡票発行数

	男	女
発行数	1	1

《考 察》

利用者数は前年度に比べ4件増加しているが、相談枠は年間で24名分あるため、今後も身近な相談場所としての周知が必要である。主な相談内容は、健康問題が最も多く、次いで家族問題であった。今年度は、39歳までの子供を持つ親からの家庭での対応についての相談が目立った。精神科医の相談では、医療機関受診が必要な場合で、書面での申し送りがあった方が有効と思われる場合に、相談内容連絡票を発行している。今年度は、外国籍の方と高齢の方に発行した。今後も相談票を活用し受診しやすい支援を行っていく。

(2) カウンセラーによるこころの健康相談

《目 的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 者 職場や家庭での人間関係やストレスのコントロール方法、大切な人を自死で亡くし落ち込んでいる等のこころの悩みや不安がある者
- ②方 法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、臨床心理士による個別相談を実施する。
- ③内 容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる

制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。

- ④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実 績》

①会場別実績

会場 年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 26 年度	2	4	3	9	1	3	6	16
平成 27 年度	2	3	3	9	1	3	6	15
平成 28 年度	2	7	3	7	1	1	6	15

②相談対象者の年齢

内訳	20 歳未満	20～39 歳	40～64 歳	65 歳以上
人数	0	4	8	3

③相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		内訳	当日の来所者（複数人来所あり）		
	男	女		本人	(別掲) 家族同席	家族
人数	2	13	20	11	3	6

④主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題		家族問題	経済・生活問題	勤労問題	その他
		(再掲) 治療中の精神疾患の相談				
人数	3	5	7	0	1	6

⑤継続支援の有無

内訳	有		無
		(再掲) 母子ケース	
人数	11	5	4

《考 察》

カウンセラー相談の利用者数は過去 3 年横ばいである。会場別に見ると、南部保健センターが 1 名となっており、予約が入っても会場が遠いとの理由で相談につながらないという状況があった。このため次年度は、南部保健センターは精神科医の相談だけとし、健康管理センターでの相談日を増やすことで、利用者が来やすい相談としたい。また、年度途中から「ママのこころの相談室」が開始され、母子の支援ケースは原則この相談室の利用となったが、予約が取れない月は、カウンセラー相談で対応することもあった。母子の支援ケースは、子育ての時期や状況により負担が増し、迅速に対応した方がよいと、カウンセラー相談に余裕がある時は、受け入れていきたい。

(3) 千葉県地域自殺対策強化事業

《目 的》

国からの「地域自殺対策強化交付金」を財源とする「千葉県地域自殺対策強化事業費補助金」を

活用し、地域の実情に応じた事業を実施し、地域における自殺対策の強化を図る。

《実 績》 ※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修
目 的	自殺のサインに気づき、見守り、必要な支援へつなぐことができるように「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。
講 師	① 臨床心理士 田口 学氏 ② 精神保健福祉士 さわとん氏（澤登 和夫氏） ③ 臨床心理士 田口 学氏
日 時	① 平成 28 年 8 月 1 日 14：00～16：30 ② 平成 28 年 10 月 26 日 14：00～16：10 ③ 平成 29 年 1 月 24 日 14：00～16：30
対象/参加者数 /会場	① 市内小中学校教諭：68 人（西志津ふれあいセンター） ② 市民・市内在勤者：55 人（志津コミュニティセンター） ③ 市役所職員：43 人（市役所社会福祉センター）

《考 察》

ゲートキーパー養成研修は、対象に合わせて3回実施した。昨年度より若年層の自殺予防として、養護教諭向けに実施し、今年度も教育委員会と連携し小中学校教諭に対象を広げての研修会を開催した。児童生徒の自殺予防だけでなく、自身のこころの健康の大切さや、教員同士相談できる雰囲気づくりなども役立つ内容だったとの感想が聞かれている。若年層の自殺対策は、今後も取り組みが求められているため、教育委員会との連携を図りながら、学校関係向けの研修を継続していきたい。また市民向け研修は、時間を延長して実施したが、参加者からは、もう少し時間を長くしてほしいとの要望もあり講義時間を今後検討したい。市役所職員向けは、新規採用職員や最近入庁した職員を中心に実施した。今後も多くの市民・職員にゲートキーパーの役割を啓発し、自殺予防につなげていきたい。

《実 績》 ※参加者数は「2. 健康教育」に再掲あり

事業名	睡眠とこころの健康づくり講演会
内 容	講演「～ぐっすり眠ってこころもからだも元気に！健康に！～」
講 師	公益財団法人精神・神経科学財団睡眠健康推進機構 機構長 大川 匡子 氏（精神科医）
日 時	平成 29 年 3 月 13 日（月） 14：00～15：40
対象 / 会場	市民・近郊の方 / 健康管理センター
参加者数	74 人

《考 察》

今回初めて睡眠とこころの健康づくりについて講演会を実施した。平日開催であったため、65 歳以上の参加者が8割を占めた。実際に睡眠で悩んでいる人が多く参加され、質疑では多くの質問が寄せられた。個別性が高い質問も多かったが、睡眠の専門医ならではの詳しい説明や受診先のアドバイスもあり好評であった。睡眠は世代によって悩みが異なり、対応方法も変わるため、今後は対象を明確

にして、実施していきたい。

（４）佐倉市自殺対策庁内連絡会議

《目 的》

自殺はその背景に、失業、多重債務、介護等の社会的な要因があることをふまえ、従来からの精神保健的観点だけでなく、社会的要因に対する対策も含めて、総合的に取り組む必要がある。

そこで、職員が市民の自殺の兆候に気付き、適切な専門家に繋げることができるように関係課による連絡会議を開催した。

《内 容》

出席者	こころの悩みを抱えた方や自殺ハイリスク者との関わりが予想される 13 課・1 関係機関 計 19 名。健康増進課、企画政策課、市民課、健康保険課、自治人権推進課、高齢者福祉課、 障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課、指導課、社会教育課、人事課、収税課、社会 福祉協議会
開催日	平成 28 年 11 月 2 日（水） 13:30～15:00
内 容	・自殺の現状について（国・市の現状） ・自殺対策基本法の改正について ・取り組み事例の紹介 ・情報交換（各課・関係機関の取り組みについて）

《考 察》

今年度は自殺対策基本法の改正で各自治体に自殺対策計画が義務付けられ、佐倉市の計画について今後の方向性を説明する機会となった。この会議は、自殺対策は保健福祉部門だけでなく、庁内全体で取り組む必要があるとの啓発だけでなく、具体的な連携についても話し合える場になってきており、今後も定期的な開催をし、全庁での自殺対策を推進していく。

（５）普及啓発活動

時 期	実施内容
9 月 10 日～16 日 自殺予防週間 (9 月 1 か月間実施)	・予防週間ポスター、相談窓口カードと一緒に掲示（関係施設 33 か所） ・保健センター、市役所 1・2 号館、社会福祉センターにのぼり旗設置 ・図書館 3 施設にポスター、のぼり旗設置。うち 1 施設で啓発コーナーと関連 図書の展示
9 月 28 日	・市民カレッジ生 86 人に対し、メンタルヘルスについて講義 (こころの健康づくりと自殺の現状、ゲートキーパー研修について周知)
平成 29 年 3 月 自殺対策強化月間 (3 月 1 か月間実施)	・市役所 1 階ロビーと保健センターに啓発コーナー設置（ポスター、パネル、 リーフレットの展示）、1・2 号館、社会福祉センターにのぼり旗設置 ・全図書館にポスターとのぼり旗設置。うち 1 施設で啓発コーナーと関連図書 を展示 ・ＪＲ佐倉駅まちづくり市民ギャラリーにて、睡眠とこころの健康づくりにつ いて周知。 ・強化月間ポスターと、相談窓口カードと一緒に掲示（関係施設 33 か所） ・広報…講演会に合わせ、睡眠とこころに関する記事を掲載

	・ホームページ…強化月間の特集記事掲載。図書館啓発やゲートキーパー養成研修の内容を掲載
--	---

《考 察》

自殺予防の普及啓発を図るため、9月と3月の啓発時期に合わせて全庁的に協力を依頼している。平成28年度は、3月の自殺対策強化月間内には睡眠の日も設定されていたため、睡眠とところに関するテーマで広報や展示による啓発を行った。市内図書館では、啓発時期になるとポスターやのぼり旗の設置とあわせて関連図書を紹介してくれる施設もある。普段、市役所庁舎をそれほど利用しない市民も、図書館や駅は利用する市民も多いため、今後も周知を継続していきたい。

VI 市民の健康

１． 歯科保健啓発事業

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例		
健康さくら21（第2次） 目標値	（市の現状）→（目標）		
	・よくかんで食べる人の割合	小中高生	新設の指標 →70.0%
		60歳台	81.3% → 90.0%
	・6024達成者の割合		53.3% → 70.0%
	・8020達成者の割合		34.1% → 50.0%
	・定期歯科健診を受けている人の割合	20歳以上	32.2% → 65.0%

（１）歯ッピーかみんぐフェア（むし歯予防大会）

主催：佐倉市・印旛郡市歯科医師会佐倉地区

後援：佐倉市教育委員会・印旛保健所・佐倉地区医師会・佐倉市薬剤師会

《目 的》

佐倉市民の口腔衛生知識の啓発普及、及び口腔疾患予防の推進を目的とする。

《内 容》

- ① 日 時 平成28年10月30日 10:00～16:30
- ② 場 所 ウィシュトンホテルユーカリ 4階
- ③ 対 象 市民
- ④ 周知方法 こうほう佐倉・地域新聞・St aD すたっと・北総 よみうり・オニオン新聞・各施設にポスター掲示・チラシの配布
- ⑤ その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業

《実 績》

コーナー名	内 容	参加者数 (人)
一般歯科健診コーナー	歯科医師による歯科健診及び相談	139
口腔がん検診コーナー	東京歯科大学口腔外科学医局員による口腔がん健診	211
お薬相談コーナー	佐倉市薬剤師会によるお薬手帳の啓発および薬に関する相談	43
歯みがき指導コーナー	口腔衛生指導	123
	かむ力チェック	95
食育コーナー	栄養相談	9
	食育ゲーム	45
健康相談コーナー	健康相談・禁煙相談・希望者に血圧測定	54
体組成測定	体組成測定・パネル展示（生活習慣予防・ロコモ予防）	109
大人のすうじ盤コーナー	大人のすうじ盤・パネル展示	101
むし歯予防ポスター展示	小学生図画・ポスター、書写、標語、川柳、作文（合計112点）	

延べ 929人

(2) よい歯のコンクール

《目 的》

歯の健康が優れている方を表彰することにより、市民が生涯にわたって自分の歯で食べられるよう、歯科疾患予防の正しい知識を普及啓発することを目的とする。

《内 容》

- ①日 時 平成 28 年 5 月 8 日 9 : 30 ~ 11 : 30
- ②場 所 健康管理センター
- ③対 象 高齢者の部 : 80 歳以上で自分の歯が 20 本以上ある方
(過去に一度も参加していない方)
親子の部 : 昨年度 3 歳児健診を受診した幼児と親で、親子ともにむし歯のない方
標語の部 : 市内在住、在勤、在学している方
- ④内 容 歯科医師による審査・表彰
佐倉市第一位の高齢者及び親子は、印旛郡市のコンクールに推薦
- ⑤周知方法 こうほう佐倉、市のホームページ、歯科医院からの紹介
3 歳児健診問診票にて参加希望がありかつむし歯のない児へ案内文個別送付
- ⑥その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業

《実 績》

年度	高齢者の部 (人)	親子の部 (組)	標語の部 (作品数)	作文の部 (作品数)
24	8	8	4	0
25	7	12	2	0
26	14	12	5	2
27	10	11	3	0
28	10	22	2	

※平成 28 年度より千葉県歯・口の健康啓発作文コンクール廃止のため実施せず。

《考 察》

歯ッピーかみんぐフェアについては、平成 25 年度から全てのコーナーをウィシュトンホテルで開催し多くのかたが来場している。特に、成人の来場者が多く、歯みがきコーナーでは、歯間部清掃用具などの指導を熱心にうける来場者の姿が伺えた。また、今年度より口腔がん検診の個別検診が市のモデル事業として始まり、歯ッピーかみんぐフェアにおける口腔がん検診も反響があった。今後も口腔がんの早期発見のため、知識の普及啓発を行っていききたい。

よい歯のコンクールについては、高齢者の部 10 名、親子の部 22 組の参加があった。親子の部については平成 27 年度の 3 歳児健診より問診票にて参加希望をとり、むし歯のない児へ個別に案内文を送付したため、例年より参加者が増えた。今後、参加状況を踏まえて実施方法等を検討していききたい。

また、よい歯のコンクールの様子や歯と口の健康づくりについてホームページや広報に掲載することで、8020 運動や歯と口の健康づくりの知識について普及啓発を行っていききたい。

2. 市民公開講座

根拠法令等	健康増進法、「健康日本２１」、「健やか親子２１」
健康さくら２１（第２次） 目標値	（市の現状）→（目標） [休養・こころの健康づくり] ・ストレスを解消できている人の割合 成人 50.6% → 60.0% - 中・高生 49.1% → 60.0% [生活習慣病(がん検診)] ・がん検診の受診者の割合 子宮がん 18.3% → 50.0% - 乳がん 16.8% → 50.0% - 胃がん 27.3% → 50.0% - 肺がん 33.9% → 50.0% - 大腸がん 29.2% → 50.0% [妊娠・出産・周産期] ・市もしくは病院のマタニティクラスを受講した人の割合 83.6% → 増加傾向へ [歯の健康] ・定期歯科健診を受けている人の割合 20歳以上 32.2% → 65.0%

《目的》

健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図るため、ポピュレーションアプローチとして専門家による市民向けの講演を実施している。

《内 容》

- | | |
|-------|--|
| ①対 象 | 市民（制限なし） |
| ②方 法 | 業務委託（印旛市郡医師会佐倉地区・印旛郡市歯科医師会佐倉地区） |
| ③内 容 | 医師並びに歯科医師等の専門家による講演会を実施した。 |
| ④周知方法 | こうほう佐倉、ポスター、チラシ、新聞折込、ホームページで啓発、併せて保健事業の中で紹介した。 |

《實績》

①医科一覽

年度	テーマ・内容	開催情報
23	うつ病を正しく知る 「うつ病の正しい知識一早く気づいて早く治そう！」	音楽ホール 10月2日(日) 450人
23	寝たきりを防ぐために 今注目のロコモを知ろう (1)「ロコモティブシンドロームとよく見る骨・関節疾患」 (2)「ロコモーショントレーニングの実際」	音楽ホール 2月26日(日) 600人
24	せき・たん・息切れの気になる人へ 肺の生活習慣予防：COPD 「慢性閉塞性疾患（COPD）のすべてを教えます」	音楽ホール 2月24日(日) 450人
25	こどもたちの未来を守るワクチン ～予防接種を知ろう～	音楽ホール 2月23日(日) 50人

年度	テーマ・内容	開催情報
26	ピロリ菌を除菌してきれいな胃を取り戻そう！ ～胃がん予防の時代へ～	音楽ホール 2月15日（日） 300人
27	失明につながる眼の病気	音楽ホール 3月6日（日） 709人
28	蓄膿症（副鼻腔炎）と向き合う ～薬による治療と手術による治療～	志津コミセン 2月19日（日） 246人

②歯科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
23	うつ病を正しく知る 「その痛みは“うつ病”かもしれません」	音楽ホール 10月2日（日） 450人
	アンチエイジングのための「スッキリさわやか笑顔エクササイズ」 ～筋肉は何歳からでも応えてくれる～	志津コミセン 2月19日（日） 150人
24	せき・たん・息切れの気になる人へ 肺の生活習慣予防：COPD 「歯科医からのCOPDの患者さんへのアドバイス」	音楽ホール 2月24日（日） 450人
25	本当は怖い家庭の歯学 ～口は健康の源、口腔ガンを予防しよう～	志津コミセン 2月9日（日） 中止（大雪）
26	本当は怖い家庭の歯学 ～口は健康の源、口腔ガンを予防しよう～	志津コミセン 6月22日（日） 99人
27	食えることと歩くことが出来れば人生は幸せ ～あいうべ体操とひろのば体操～	志津コミセン 6月7日（日） 262人
28	イキイキ長寿健康法・免疫力を高める方法 ～125歳まで元気に生きる～	志津コミセン 6月5日（日） 314人

《考 察》

平成28年度の医師会及び歯科医師会の講演会は、多くの市民が参加したことから市民の健康に関する関心度の高さがうかがえる。

今後開催する講演会についても、多くの方が参加して頂ける内容を検討し実施する。

３．食生活改善推進員事業

根拠法令等	食育基本法 第二十二條 ２
健康さくら２１（第２次） 目標値	（市の現状） → （目標） ・ 肥満・やせの割合：20～60 歳台男性の肥満者 29.7%→28.0% 40～60 歳台女性の肥満者 18.0%→15.0% 20 歳台女性のやせの者 7.1%→5.0% 40 歳台男性の肥満者 43.6%→減少 ・ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が １日２回以上の日がほぼ毎日の人の割合 新設の指標→80.0% ・ 朝食を必ず食べる人の割合 男性：20 歳台 59.4%→60%、30 歳台 57.9%→60% 女性：20 歳台 62.9%→70%、30 歳台 67.8%→70%、40 歳台 61.7%→70% ・ 食事を一人で食べる子どもの割合 「朝食」：小学生 32.1%→減少、中学生 53.9%→減少 「夕食」：小学生 2.3%→減少

（１）食生活改善推進員養成講座

《目 的》

健全な食生活の普及・啓発を通じた、市民の健康づくりの自主的なボランティア活動を行う食生活改善推進員を養成することを目的に「食生活改善推進員養成講座」を開催する。

《内 容》

- ① 対象者：市民（性別問わず） ②開催時期：９月から１月 場所：健康管理センター
- ③ 周知方法：こうほう佐倉 8 月 15 日号・ポスター及びチラシの配布 ・地区回覧
- ④ カリキュラム：下記のとおり

課	学習内容の一部	時 間	講 師
1	開講式・オリエンテーション 佐倉市の健康状況と健康増進計画「健康さくら２１（第２次）」 について、佐倉市の保健事業について 食生活の現状と課題	9:35～10:05 10:10～ 11:00 11:05～11:50	保健師 栄養士
2	食事バランスガイドについて 食育の推進、食育推進計画について、食育 DVD 視聴 簡単おやつを紹介、試食	9:30～10:30 10:35～11:20 11:30～11:50	栄養士 〃 〃
3	栄養の基礎知識、食品成分表の使い方 調理の基本、食品衛生 バランスのとれた食事の調理実習 歯と咀嚼、歯周病対策	9:30～10:25 10:30～10:50 11:00～12:50 13:00～13:40	栄養士 〃 〃 歯科衛生士
4	生活習慣病予防の概要 こころと体の健康づくり 高齢期からの健康づくり	9:30～10:20 10:30～11:00 11:10～11:50	保健師 〃 他課 保健師

課	学習内容の一部	時 間	講 師
5	生活習慣病予防の食生活について	9:30～	栄養士
	適正体重、必要エネルギー量の算出	10:50	
	生活習慣病予防の食事 調理実習	11:00～12:50	〃
	身体活動と運動習慣のある生活	13:00～13:40	保健師
6	佐倉市の食生活改善推進員活動について、活動 DVD 視聴	9:30～10:00	栄養士
	各地区の食生活改善推進員を囲んで懇談会	10:00～11:30	栄養士・推進員
	閉校式(修了証書授与)	11:30～11:50	

《実 績》

年度・地区別参加者と修了者

(単位：人)

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計	修了者数	修了率%
平成 24 年	2	2	10	2	0	1	4	21	21	100
平成 25 年	3	9	7	2	0	1	1	23	23	100
平成 26 年	0	4	4	2	0	0	0	10	9	90
平成 27 年	10	2	5	5	1	0	1	24	24	100
平成 28 年	5	3	6	1	0	1	5	21	21	100

(2) 食生活改善推進員研修

《目 的》

食生活改善推進員が、地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上で必要な知識・技術に関する研修を行い、推進員の資質の向上を図る。

《内 容》

- ① 対象者：食生活改善推進員
- ② 内容：年間テーマ

「健康さくら 21 第 2 次」の目標に向かって、地域の健康づくりと食育を推進しよう

1. 生活習慣病予防の食事を普及（主食・主菜・副菜を揃えよう）
2. ライフステージ別の食育を推進（朝食を食べる習慣をつけよう）

合同研修会 場所：健康管理センター

- ・ 4 月 21 日（木）（午後） 参加者 72 名

委嘱状の交付式・27 年度活動報告、28 年度研修計画及び研修予定について
「健康な食事の普及」について

- ・ 6 月 23 日（木）（午後） 参加者 69 名

- 1) 28 年度地区活動計画およびプロジェクト活動計画について
- 2) 講話「第 2 次佐倉市食育推進計画について」
講師 成人保健班 主査補 池田礼子 氏
- 3) 佐倉市の健(検)診について

- ・ 3 月 10 日（金）（1 日） 参加者 84 名（養成講座修了者 6 名含む）

- 1) 各支部の活動報告 「皆さんにお知らせしたい我が支部の活動」
- 2) 各プロジェクトの活動報告
- 3) 講演「推進員自らが健康で生きがいのある生活をおくるために

～暮らしの中での体力づくりとサルコペニア予防～

講師 関東学院大学栄養学部 准教授 菅 洋子 氏

地区研修会 場所：保健センター、ミレニアムセンター佐倉、和田公民館、弥富公民館

市内7支部に分かれて地域に密着した食生活改善推進員活動を推進しているため、支部ごとに研修を実施

5月・・・地区活動計画について 参加者97名

7月・・・講義『伝えていきたい郷土料理～太巻き祭り寿司について～』

調理実習「太巻き祭り寿司」（太巻き祭り寿司 椿、豆腐といわしのつみれ汁）

参加者 82名

9月・・・講義『佐倉って健康？～あなたの街の健康状態を知ろう～』

調理実習「生活習慣病予防の食事 食物繊維たっぷりレシピ」（ご飯、初秋野菜のオイスターソース煮、大豆もやしのナムル、トマトともずくの卵スープ、キウイとグレープフルーツのマリネ）

参加者 88名

2月・・・平成28年度地区活動反省と次年度の活動について

参加者 85名

プロジェクト活動 場所：健康管理センター

健康さくら21（第2次）や食育推進計画の目標達成に向けた活動を効果的に行うため、全支部から希望者を募り、4つのプロジェクト活動を実施

	みんなの食育	脂質異常症予防講習会	媒体作成とまとの会	料理研究会さざんか
目的	・健康さくら21（第2次）や佐倉市第2次食育推進計画の中の各世代に対する食育を研究する。	・生活習慣病（脂質異常症）予防の食生活を普及させるため、病態や要因を学び、食材選びと調理法でカロリーダウンできる方法を研究し、講習会を通して地区活動で実践できるようにする。	・地区活動で利用できる新しい媒体の作成と活用方法について研究し、推進員の研修等で活用方法を紹介する。また、既存の媒体の手直しなども行う。	・あまり手をかけずに短時間でできる、栄養バランスが整ったレシピを研究し、考案したレシピを地区活動やレシピ配布を通して市民に広く普及させる。
回数	6回	8回	9回	9回
活動内容・実績	・厚労省通達の「健康な食事」について学習し、「生活習慣病予防とその他の健康増進を目的とした食事量の目安」を参考に、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事のモデル献立を作成した。 ・レシピは保健センターでの配布や市ホームページからのダウンロードなどで、市民への普及を目指す。	・保健師、栄養士から脂質異常症の病態と脂質異常症予防の食習慣と食事のポイントについて学習した。 ・脂質異常症予防講習会のレシピ作成 ・「脂質を控えて美味しく食べよう！」脂質異常症予防講習会の実施。21名が参加した。	・パネル「脂質異常症予防の食生活」を作成した。 ・写真付媒体リストを作成した。 ・パネルシアターのイラストの修正を行った。 ・各地区の媒体貸出は35回	・レシピの作成「地区活動で活用できる手間・時間のかからないレシピ」をテーマに旬の野菜や地場産野菜を活用したレシピを考案した。 ・「さざんか通信No.47」を発行。 ・市主催事業（産業祭り、アグリフォーラム）に参加し、地場産物を使った試食の配布と活動のPR、野菜摂取量の向上のための啓発を行った。

(3) 食生活改善推進員地区活動

《目 的》

市民が健康で明るい生活を営むことを目的に、健全な食生活の普及・啓発を図るため、食生活改善推進員活動を推進している。食生活改善推進員が地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上での活動内容や試食・調理実習の献立に対する指導やアドバイスをを行い、食生活改善推進員活動を支援する。

《内 容》

①対象者：市民

②方法：食生活改善推進員が7支部（佐倉、臼井・千代田、志津A、志津B、根郷、和田、弥富）に分かれ、自主的な活動と行政への支援活動を通して、各地区の実態に合わせた内容で地区活動を行う。

③場所：保健センター、自治会館、公民館等

④テーマ：食生活改善推進員地区研修のテーマに準ずる

⑤周知方法：こうほう佐倉におおよそ1か月前に掲載、ポスター及びチラシの配布
広報番組チャンネル佐倉

⑥内容：生活習慣病予防のための普及活動、薄味習慣の定着化活動、親子の食育活動、男性料理教室、骨粗しょう症予防のための料理講習会、野菜の摂取量を増やすための料理普及等

《実 績》

年度別、地区別推進員数と活動状況

(単位：人)

年 度	地 区	佐倉	臼井 千代田	志津		根郷	和田	弥富	合 計
				A支部	B支部				
24 年 度	委嘱推進員数	6	23	14	25	11	6	6	91
	活動日数(日)	5	33	7	34	9	5	10	103
	参加者延べ数	153	702	141	1,581	466	185	458	3,686
	活動推進員延べ数	24	107	43	122	46	20	47	409
25 年 度	委嘱推進員数	9	21	14	30	13	6	7	100
	活動日数(日)	6	28	6	48	11	4	6	109
	参加者延べ数	138	503	129	1,785	647	60	91	3,353
	活動推進員延べ数	31	102	41	192	59	19	29	473
26 年 度	委嘱推進員数	11	25	12	29	14	6	7	104
	活動日数(日)	8	23	8	42	10	4	10	105
	参加者延べ数	168	535	136	1,193	404	80	239	2,755
	活動推進員延べ数	49	102	52	150	54	15	50	472
27 年 度	委嘱推進員数	11	23	12	28	14	5	7	100
	活動日数(日)	8	17	8	43	13	5	10	104
	参加者延べ数	155	450	135	1,100	498	97	204	2,639
	活動推進員延べ数	40	70	45	140	62	18	41	416

年 度 \ 地 区		佐倉	臼井 千代田	志津		根郷	和田	弥富	合 計
				A支部	B支部				
28 年 度	委嘱推進員数	18	19	17	25	15	6	6	106
	活動日数(日)	6	12	7	46	14	5	8	98
	参加者延べ数	146	290	140	1069	403	100	213	2361
	活動推進員延べ数	50	50	38	142	73	24	39	416

(※出前健康講座による活動については、2. 健康教育「出前健康講座」にも重複計上する)

《考 察》

養成講座受講者は、20歳から39歳台が2人、40歳から64歳台が19人と、64歳以下の受講者を獲得することができた。推進員の少ない地域にチラシの地区回覧を行ったことで、受講者を確保することができた。受講者も健康に対する意識が高く、ボランティア活動に意欲的なため、継続して活動が期待できる。修了率は100%であり、翌年に推進員として委嘱を受けた者は19人となった。

食生活改善推進員研修では、合同研修会の参加率は69%、地区研修会の参加率は83%であった。地区研修会は他の地区への振替ができるため、推進員にとってより参加しやすい状況となった。研修に参加した推進員91人からのアンケートでは、86人(95%)が研修で学んだことが役に立ったと回答している。研修会が、地域で健康づくり等の地区活動を展開していく上で必要な知識・技術を習得する場となり、推進員の資質の向上に役立っていると思われる。

食生活改善推進員地区活動では、91人中79人(87%)の推進員が、活動テーマに向かって地域の健康づくりを進める活動ができたと回答している。研修会で学んだ内容を取り入れながら、自治会や他団体と連携した普及活動を行うことが出来た。

また、平成28年度は昭和51年の発足以来40周年を迎え、3月に40周年記念式典を行った。これまでの様々な食育活動を振り返ることで、推進員に継続してよりよい活動をしようという意欲が高まったと思われる。

今後も食生活改善推進員の資質の向上が図れるよう、「健康さくら21(第2次)」や「第2次佐倉市食育推進計画」の目標達成に向けた取り組みを計画、支援していきたい。

４．その他啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本２１」、「健やか親子２１」
健康さくら２１（第２次） 目標値	(市の現状) → (目標) [栄養・食生活] ・朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） - 男性：20歳台 59.4% → 60.0%、30歳台 57.9% → 60.0% - 女性：20歳台 62.9% → 70.0%、30歳台 67.8% → 70.0% 40歳台 61.7% → 70.0% [身体活動・運動] ・運動を習慣化している人の割合（新設目標） 20～64歳男性 → 36.0% 20～64歳女性 → 33.0% 65歳以上男性 → 58.0% 65歳以上女性 → 48.0% [たばこ] ・受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） - 行政機関 → 0% 医療機関 → 0% ・COPDを認知している人の増加（新設目標） → 80.0% [アルコール] ・適正飲酒量を認識している人の割合 1合程度と答えた成人 60.9% → 100% [生活習慣病] ・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 23.0% → 18.7%

《目 的》

個別の保健事業の対象者枠を超えた、全市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図ることを目的として、平成２４年度に健康さくら２１（第２次）を策定し、関係所属の行事や地域行事を協働実施して計画の推進と周知を図っている。

計画の基本理念である「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」を柱に、開催年度ごとのテーマを「健康さくら２１（第２次）」の年度別重点活動分野と関連させることで、啓発事業として事業効果の拡大を図る。

《内 容》

「さくらスポーツフェスティバル」 ～今日から始める健康な生活習慣～

①対 象 市民（制限なし）

②方 法 日時：平成 28 年 10 月 10 日（月） ※体育の日 9 時～13 時

会場：岩名運動公園陸上競技場

主催：健康こども部生涯スポーツ課

③内 容 「健康さくら２１」の目標である「身体活動、運動、健康管理（食育、生活習慣病、歯科）」に関連した健康増進コーナーを設置し、体組成測定や禁煙相談、あいいうべ体操のご紹介や、朝食づくりに役立つ『かんたんレシピ』の配布などを実施し、健康について啓発を行った。

④周知方法 「こうほう佐倉」、ケーブルテレビ、ポスター、地区回覧にて啓発、また各種保健事業で参加者へ紹介した。

《実 績》

年度	テーマと副題	会場・開催日	参加者数
24	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月8日（月）	163 人
25	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月14日（月）	134 人
26	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月13日（月）	113 人
27	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月12日（月）	105 人
28	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月10日（月）	87 人

《考 察》

「健康さくら21（第2次）」の関連所属等との協働により、主催事業では関わりの薄い属性の市民との接点が拡大でき、異なるチャンネルを通した行事運営は、参加者の興味や啓発においても相乗効果が認められるので、有効な啓発方法の一つとして活用可能と思われる。

しかし、参加者が減少していることから、別の方法で啓発することも考慮しなければいけない。
引き続き、健康さくら21（第2次）の周知が必要となる。

５．マイヘルスプラン普及啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本21」、「健やか親子21」
健康さくら21（第2次） 目標値	(市の現状) → (目標) [栄養・食生活] - 朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） - 男性：20歳台 59.4% → 60.0%、30歳台 57.9% → 60.0% - 女性：20歳台 62.9% → 70.0%、30歳台 67.8% → 70.0% 40歳台 61.7% → 70.0% [身体活動・運動] - 運動を習慣化している人の割合（新設目標） 20～64歳男性 → 36.0% 20～64歳女性 → 33.0% 65歳以上男性 → 58.0% 65歳以上女性 → 48.0% [たばこ] - 受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） - 行政機関 → 0% 医療機関 → 0% - COPDを認知している人の増加（新設目標） → 80.0% [アルコール] - 適正飲酒量を認識している人の割合 1合程度と答えた成人 60.9% → 100% [生活習慣病] - メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 23.0% → 18.7%

《目 的》

佐倉市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことで「健康なまち佐倉」の実現を目指している。市民が健康に関心を持ち、健康づくりに共に参加し、意識を高めていただくとともに、市民から発信された健康づくりの輪を広めていくことを目的とする。

＊マイヘルスプランとは…健康を脅かす多くの疾病は遺伝要因、環境要因（生活習慣を含む）により発症すると言われている一方、ある疾患に患しやすい遺伝要因を持っても、生活習慣を変えることで予防できるとも言われている。疾患の予防には皆、一律の健康プランではなく、市民一人ひとりの遺伝、環境、生活習慣等様々な背景に合わせた、個別化ヘルスプランが必要と考えられており、そのような「自分で創る 自分だけの健康プラン」のことを「マイヘルスプラン」と言う。

（１）事業の名称 「チャレンジ！マイヘルスプラン2016」

《内 容》

- ① 対象者 佐倉市在住の方、在勤の方
- ② 実施内容

実施コース：「ひとりでチャレンジ」「2人でチャレンジ」の2コースから選択。

実施期間：8月1日～30日、9月1日～30日、10月1日～30日の3つの期間から選択。

実施内容：参加者は実施コース、実施期間を選択したら、参加者が実現可能な「マイヘルスプラン」（健康プラン）を決めて30日間取り組む。また、「自分の健康を守るための行動」（健康診断や人間ドック、予防接種や健康に関する講演会の参加等）にも取り組み、それら結果を記録票へ記入する。

参加方法：「マイヘルスプラン」への取り組みは1日1ポイントで10ポイント以上、「自分の健康を守るための行動」への取り組みは1つにつき1ポイントで1ポイント以上、

合計 11 ポイント以上で「チャレンジ！マイヘルスプラン 2016」に参加可能。

参加賞等：参加された方全員に参加賞をプレゼント。さらに、参加された方（規定のポイントを超えている方）の中から抽選で図書カードのプレゼント。

また、団体での取り組み（学校全体や企業全体での取り組みなど）や工夫の見える取り組みには特別賞として表彰。

③ 周知方法

広報さくら、佐倉市ホームページにて周知。記録票は、各保健センターで配布の他、ホームページよりダウンロードできるようにした。また、市内保育園、学校を通して記録票を配布した。

《実 績》

① 参加者数：335名

② 参加者の内訳

	ひとりでチャレンジ	2人でチャレンジ	総計
成人	34	57	91
幼児・小学生	197	47	244
計	231	104（52組）	335

③ 団体表彰

最優秀団体賞 佐倉市立白銀小学校

優秀団体賞 佐倉市立佐倉保育園、南志津保育園、馬渡保育園
佐倉市立和田幼稚園

（2）事業の名称「第2回 マイヘルスプランコンテスト」

《内 容》

① 対象者 平成27年度 特定保健指導「健康アドバイス会」の参加者

② 実施方法

平成27年度佐倉市特定健診受診者のうち、階層化により「積極的支援」「動機づけ支援」と判定された者に対し佐倉市特定保健指導「健康アドバイス会」を実施した。

参加者については、佐倉市特定保健指導「健康アドバイス会」に参加した際に作成した「マイヘルスプラン宣言書」の内容で6か月間、健康づくりに取り組んでいただき、取り組みの前後の体重や腹囲、検査データ等を比較し、6か月間の取り組みでどれだけ健康的になったのかを応募いただくこととした。

③ 周知方法

健康アドバイス会参加時に周知、また、6か月後の評価（アンケート形式）の際も案内を同封し、参加を促した。

《実 績》

① 参加者数：17名

② 参加者の内訳

	積極的支援 (40 歳～64 歳)	動機づけ支援 (40～64 歳)	動機づけ支援 (65 歳以上)	総計
男性	1	0	1 1	1 2
女性	1	0	4	5
計	2	0	1 5	1 7

③ 表彰

優秀賞…提出された書類にて審査を行い、適切な方法での健康づくりに取り組み、効果がみられた 3 名を選出。

表彰式…平成 29 年 3 月 29 日 佐倉市役所 1 号館 3 階 応接室にて表彰式を開催。佐倉市長より表彰状及び副賞の授与が行われた。

《考 察》

(1) 「チャレンジ！マイヘルスプラン 2016」

- ・保育園児、幼稚園児や小学生の多くの参加が見られた。保育園、幼稚園においては園での生活の中で取り組んだ結果を提出しており、4 歳児、5 歳児からの応募であった。4 歳児、5 歳児であってもクラスの人と一緒に目標を考え、実行することが出来ており、このような簡単な取り組みから「健康」を少しでも意識するきっかけとなったと考えられる。また、小学生の参加者の多くは夏休みの生活の中での取り組みであった。保護者と一緒にチャレンジした者も多くみられ、感想では「毎日続けるのは大変」との声も多く聞かれる一方、「子どもと一緒に取り組めたことが良かった」との声も多く聞かれた。
- ・参加者へチャレンジした取り組みが生活習慣になったかと尋ねたところ、回答者のおよそ 90% は生活習慣になったと答えた。また、この取り組みを今後も継続できそうかと尋ねたところ、回答者のおよそ 95% は継続できそうと答えている。これらの回答からも、生活習慣の改善、よりよい生活習慣の継続にむけたきっかけとしてこのような企画は有意義であると思われる。
- ・昨年度、今年度と同様の取り組みを実施しているが、参加は市民ごく一部であり、引き続き取り組みを継続し、より多くの参加を呼びかけていきたいと考える。

(2) 「第 2 回 マイヘルスプランコンテスト」

- ・参加者数は 17 名と少ない結果ではあったが、そのうち 15 名は次年度の特定健診も受診しており、多くの検査データにおいて改善が見られていた。体重の減少が見られていたのは 15 名中 11 名、腹囲の減少が見られていたのは 15 名中 12 名、中性脂肪の減少が見られていたのは 15 名中 12 名、LDL コレステロールの減少が見られていたのは 15 名中 10 名という結果が出ており、効果的に減量が出来ていると考えられる。
- ・参加者数が少ない状況であり、今回参加された者について、効果的に減量ができたから応募したということも考えられ、コンテストを行うことが減量等生活習慣改善を促せたとは言い難い結果とも思われる。ただし、これから減量に取り組もうとする者にとって、これら成功例を紹介することは、減量への意欲にもつながると考えられ、コンテストの結果を積極的に周知していきたい。

VII 地域医療

１． 休日夜間等救急医療事業

（１） 休日夜間急病診療所

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病等診療所の設置及び管理に関する条例
-------	----------------------------

《目 的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、佐倉市健康管理センター内の休日夜間急病等診療所等により、休日夜間の医療体制を確保する。

《内 容》

区分	夜 間
診療時間	午後 7 時～午後 1 0 時
場 所	休日夜間急病診療所
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科・歯科

◎休日夜間急病等診療所（健康管理センター内）の実績

年度	日数	内科	歯科
平成 2 4 年度	72	325 人	66 人
平成 2 5 年度	71	279 人	104 人
平成 2 6 年度	72	448 人	92 人
平成 2 7 年度	72	314 人	77 人
平成 2 8 年度	72	306 人	67 人

< 内科 >

① 診療日数 7 2 日（平成 2 8 年 4 月 1 日～平成 2 9 年 3 月 3 1 日）

② 受診者数 3 0 6 人（1 日平均 4 . 3 人）

③ 時間帯別

時間帯	受診者数（人）	割合
1 9 時台	183	59. 8%
2 0 時台	86	28. 1%
2 1 時台	37	12. 1%
合計	306	100%

④ 症状別

順位	症状	受診者数（人）	割合
1	症状からみて深夜受診も納得できる	278	90. 9%
2	治療を要するが明日でもよい	27	8. 8%
3	即時入院が必要で来院してよかった	1	0. 3%
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	0	0. 0%
合計		306	100%

⑤年齢別

年齢（歳）	受診者数（人）	割合
15～19	33	10.8%
20～29	60	19.6%
30～39	59	19.3%
40～49	65	21.2%
50～59	26	8.5%
60～69	33	10.8%
70以上	30	9.8%
合計	306	100%

⑥居住地別

居住地		受診者数（人）	割合
市内	佐 倉	36	11.8%
	臼 井	52	17.0%
	志 津	83	27.1%
	根 郷	41	13.4%
	和 田	2	0.7%
	弥 富	3	1.0%
	千代田	22	7.2%
市外	印旛郡内	37	12.1%
	県 内	17	5.5%
	県 外	13	4.2%
合計		306	100%

⑦二次病院搬送状況 1 件 紹介状 3 件

⑧疾病別

順位	疾患	受診者数（人）	割合
1	伝染性	154	50.3%
2	呼吸器系	73	23.9%
3	消化器系	47	15.4%
4	皮膚及び皮下組織	12	3.9%
5	神経及び感覚器	4	1.3%
6	循環器系	1	0.3%
-	その他	15	4.9%
合計		306	100%

< 歯科 >

① 診療日数 72日（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

② 受診者数 67人（1日平均 0.9人）

③ 時間帯別

時間帯	受診者数（人）	受診割合
19時台	22	32.8%
20時台	23	34.4%
21時台	22	32.8%
合計	67	100%

④ 症状別

順位	症状	受診者数（人）	割合
1	症状からみて深夜受診も納得できる	39	58.2%
2	治療を要するが明日でもよい	26	38.8%
3	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	2	3.0%
4	即時入院が必要で来院して良かった	0	0%
合計		67	100%

⑤ 年齢別

年齢（歳）	受診者数（人）	割合
0	1	1.5%
1～3	4	6.0%
4～5	6	9.0%
6～10	6	9.0%
11～15	4	6.0%
16～19	3	4.4%
20～29	10	14.9%
30～39	11	16.4%
40～49	10	14.9%
50～59	3	4.4%
60～69	4	6.0%
70以上	5	7.5%
合計	67	100%

⑥ 居住地別

居住地		受診者数（人）	割合
市内	佐倉	6	9.0%
	臼井	5	7.5%
	志津	12	17.9%
	根郷	6	9.0%
	和田	2	3.0%
	弥富	0	0%
	千代田	3	4.4%
	印旛郡内	24	35.8%
市外	県内	9	13.4%
	県外	0	0%
合計		67	100%

⑦ 二次病院搬送状況 0件 紹介状 1件

（２）休日当番医

《目 的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、休日の昼間と夜間に、各医療機関の在宅輪番制により医療体制を確保する。

《内 容》

区分	昼 間	夜 間
診療時間	午前 9 時～午後 5 時	午後 7 時～午後 1 0 時
場 所	市内医療機関	市内医療機関
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科・外科・歯科	外科

《実 績》

（人）

		区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
昼間	休日当番	内科	2, 443	1, 911	2, 786	2, 141	2, 921
		外科	937	846	883	941	895
		歯科	222	215	214	193	223
夜間	休日夜間当番	外科	125	134	169	155	177
		耳鼻科	286	268	344	－	－
合計			4, 013	3, 374	4, 396	3, 430	4, 216

《考 察》

当市における救急医療体制は、現在、第一次救急医療体制として休日当番医制及び休日夜間急病診療所、そして第二次救急医療体制として印旛郡市において病院群輪番制を実施している。

更に、第三次救急医療体制として成田赤十字病院が救命救急センターに指定され対応している。

平成 28 年度は、佐倉市休日夜間急病診療所（内科）の全体の受診者の内、約半数（50.3%）が、インフルエンザや感染性胃腸炎等の伝染性疾患の患者であり、平成 27 年度の割合（29.6%）より大幅に増加した。

また、平成 28 年度は日中に在宅でおこなっている休日当番医（内科）の利用者が 5 年間の中で過去最高になっており、反対に休日夜間急病診療所（内科）を利用する人数は 3 年間で徐々に減少している。

このことから、日中に行っている休日当番医の認知度が高まり、より多くの市民の方に安心して受診していただいていることや、受診者全体の増減がインフルエンザ等伝染性疾患の流行の度合いによって左右されていることがうかがえる。

２．小児初期急病診療所事業

根拠法令等	佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目 的》

平成１４年１０月１日より印旛郡内唯一、翌朝まで受診可能な毎夜間の診療所を健康管理センター内に設置し、初期救急医療及び二次救急医療機関等との連携を印旛市郡医師会の協力により確保して、子育て世帯への安心の提供を目的とする。

《内 容》

診 療 日	月曜日～土曜日	日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
診療時間	午後７時～翌朝６時	午前９時～午後５時、午後７時～翌朝６時
場 所	印旛市郡小児初期急病診療所（佐倉市健康管理センター内）	
診療科目	小児科	

《実 績》

①診療日数 ３６５日（平成２８年４月１日～平成２９年３月３１日）

②受診者数 １０，８７５人（一日平均 ２９．７９人）

ア．時間帯別（人）

時間帯	９～１２時台	１３～１６時台	１９～２１時台	２２～２４時台	１～３時台	４～５時台	合計
受診者数（人）	２,２６０	１,４４５	４,７１３	１,７２３	５３７	１９７	１０,８７５
割合	２０.７８%	１３.２９%	４３.３４%	１５.８４%	４.９４%	１.８１%	１００%

イ．年齢別（人）

年齢	０歳	１～４歳	５～１４歳	１５歳	合計
受診者数（人）	１,１３１	５,０７１	４,５９７	７６	１０,８７５
割合	１０.４０%	４６.６３%	４２.２７%	０.７０%	１００%

居住地別（人）

地域と内訳					受診者数	割合
佐倉市内					４,８１３	４４.２６%
印旛郡内	成田市	２２５	白井市	８３	５,１６９	４７.５３%
	四街道市	１,８４８	酒々井町	４３９		
	八街市	１,１６８	富里市	２７７		
	印西市	１,０５６	栄町	７３		
県 内	千葉市	２２３	八千代市	１１３	６０７	５.５８%
	船橋市	４４	他県内	２２７		
県 外					２８６	２.６３%
合 計					１０,８７５	１００%

③二次救急医療連携状況

紹介・搬送先	所在地	件数	合計
東邦大学医療センター佐倉病院	佐 倉 市	66	281
独立行政法人国立病院機構下志津病院	四街道市	59	
日本医科大学千葉北総病院	印 西 市	41	
成田赤十字病院	成 田 市	57	
その他（聖隷佐倉市民病院、東京女子医大等）	—	58	

④疾病状況

	項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
1	呼吸器系疾患	328	440	277	551	354	393	476	376	518	484	327	343	4,867
2	消化器系疾患	169	213	144	193	161	127	175	393	459	194	119	190	2,537
3	代謝性疾患	1	4	4	3	0	4	0	1	1	0	0	0	18
4	感染性疾患	52	63	40	73	40	31	51	38	174	468	326	133	1,489
5	免疫・アレルギー性疾患	98	114	68	102	80	118	143	103	97	61	55	65	1,104
6	神経疾患	15	11	12	30	19	18	16	14	13	25	24	9	206
7	耳鼻咽喉疾患	20	30	17	17	9	20	18	26	31	21	13	12	234
8	皮膚系疾患	12	21	18	19	21	18	13	10	12	14	11	11	180
9	泌尿・生殖器系疾患	6	11	8	4	9	8	9	7	5	6	5	8	86
10	眼疾患	5	9	4	11	6	2	7	6	9	6	5	8	78
11	その他	45	37	29	47	27	34	33	32	54	48	50	40	476
合計		751	953	621	1,050	726	773	941	1,006	1,373	1,327	935	819	11,275

※ 1 その他：誤飲・歯科・外科系疾患等

※ 2 疾病動向は分類上、同一患者で複数件含む場合がある。

⑤分類内訳

【呼吸器系疾患】

感冒、上気道炎、咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎、気管支炎、喘息様気管支炎、肺炎、気管支拡張症、気胸、クループ等

【消化器系疾患】

口内炎、口角炎、胃炎、腸炎、虫垂炎、腸閉塞（イレウス）、腸重積、肝炎、鼠形ヘルニア、便秘、血便、腹症、流行性嘔吐、下痢症、いつ乳、新生児メレナ（下血）、幽門狭窄、驚口瘡、口唇ヘルペス、口内カンジダ、乳糖不耐症等

【免疫・アレルギー性疾患】

喘息、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、ストロフルス、薬物アレルギー、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎、単核球症等

【感染性疾患】

麻疹、風疹、感染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、水痘、带状疱疹、手足口病、流行性耳下腺炎、咽頭結膜症、インフルエンザ、ヘルパンギーナ、ヘルペス、百日咳、ブドウ球菌感染症、溶連菌感染症、真菌症、ムンプス、髄膜炎、敗血症、川崎病、蜂窩織炎、臍炎等

【代謝性疾患】

アセトン血性嘔吐症、頻回嘔吐、脱水症、熱中症、熱射病等

【耳鼻咽喉疾患】

中耳炎、外耳炎、副鼻腔炎、鼻出血等

【皮膚系疾患】

湿疹、汗疹、オムツかぶれ、点状出血、びらん、膿痂疹、薬疹、湿出性紅斑、咬虫症（虫刺され）、痒疹、とびひ等

【神経性疾患】

てんかん、熱性痙攣、ひきつけ、熱性せん妄等

【泌尿・生殖器系疾患】

尿路感染症、ネフローゼ症候群、血尿、腎盂腎炎、膀胱炎、亀頭包皮炎、陰門腫炎、カンジダ等

【眼疾患】

結膜炎、眼瞼炎等

【その他】

精神疾患（過換気症候群等）、血液疾患（血管性紫斑病等）、循環器系疾患（起立性調節障害等）、内分泌疾患、歯科疾患、外科疾患（肘内障、口唇裂傷含む）、リンパ節炎、低体温、低酸素、低血圧、低血糖、意識障害、チアノーゼ、発熱、頭痛、その他分類にないもの

《考 察》

初期救急医療機関として小児科に特化して朝まで診療を行っている医療機関は、県内でも他に2か所しかないこと、受診者の概ね5割が佐倉市内からの受診となっており、9割以上が印旛管内からの受診となっていることなどから、地域の中では重要な役割を担っていることがわかる。

さらに、受診者の年齢をみると0歳から4歳までで5割以上を占めていることから、特に、夜間に症状が急変しやすい乳幼児の親に安心を提供しているものと考えられる。

なお、受診者数については、胃腸炎やインフルエンザなど流行性の疾患のまん延状況により大きく変わるが、97%以上の患者については、搬送にいたらずその場で処置を行っている状況であり、初期救急としての機能を十分に果たせていると考えられる。

他方では、初期救急医療機関として、その場で処置を行うケースや別施設への搬送を行うケースの選別なども行っており、重篤患者等その場で処置が出来ない患者については、二次救急医療機関等に対応するなどの機能分担に対して、利用者の理解が十分に得られていないケースも見受けられるため、診療所の利用方法等と併せて周知を行う必要がある。

3. 佐倉市難病者等見舞金支給事業

根拠法令等	佐倉市難病者等見舞金支給条例（昭和49年佐倉市条例第11号）
-------	--------------------------------

《目 的》

条例で指定する難病者等の長期療養者に対し、見舞金を支給することにより、その心身の安定と福祉の増進を図る。

《内 容》

- ①対象者 佐倉市に住所を有する難病罹患者で市が認定したもの
- ②申請方法 申請窓口：健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター
必要書類：佐倉市難病者等見舞金支給申請書、特定医療費（指定難病）医療受給者証（写）、千葉県小児慢性特定疾病医療受診券（写）または千葉県特定疾患医療受給者票（写）
- ③支給内容 見舞金：受給資格者へ年2回を支給する。（口座振込）
・課税世帯のかた 月額2,000円
・非課税世帯、生活保護世帯のかた 月額3,000円
- ④周知方法 「こうほう佐倉」掲載、窓口配架（制度の案内）、印旛健康福祉センターにて更新時に見舞金制度の周知依頼

《実 績》

- ①受給資格者（平成27年3月末日：1,169人）

②事業の推移

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
支給額（千円）	60,545	64,270	66,750	69,045	32,850
対前年比（％）	16.1％増	6.2％増	3.9％増	3.4％増	52.4％減
延べ人数（人）	12,109	12,854	13,350	13,809	14,493

※対前年比は、見舞金支給額（扶助費）の対前年度比率、小数点以下第2位を四捨五入

※平成27年度から見舞金の支給金額を月額5,000円から引き下げた。

《考 察》

平成27年1月1日から新たな国の難病者への助成制度が制定されたことにより、佐倉市においても「特定疾患見舞金支給制度」から「難病者等見舞金制度」に改正した。これにより、平成27年4月から見舞金支給金額を引き下げたことにより、対象者は増加しているが、見舞金の総支給額は大幅に減少した。

なお、平成28年度からは、佐倉市難病者等見舞金支給事業を福祉部障害福祉課に移管する。

４． 訪問歯科事業

根拠法令等	佐倉市訪問歯科事業実施要綱 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例
歯科口腔保健基本計画 目標値	(市の現状)→(目標) ・ 佐倉市訪問歯科診療を認知している人の割合 要介護者 15.6%→60% ・ かかりつけ歯科医がある人の割合 障害(児)者 新設の指標→60% 要介護高齢者 新設の指標→60%

《目 的》

歯科診療を受けることが困難な在宅寝たきり老人等に対し、訪問による歯科診療及び歯科保健指導を実施する。

《内 容》

- ①対 象 市内に在住する概ね 65 歳以上で寝たきりあるいはそれに近い状態、かつ歯科通院が困難な方。
- ②内 容 ア．入れ歯の修理・調整や作成
イ．むし歯の応急処置など
- ③従事者 歯科医師、歯科衛生士等
- ④費 用 保険診療による自己負担額

《実 績》

①年齢別・男女別申込者数（人）

	男	女	合計
65～69 歳	0	0	0
70～74 歳	1	1	2
75～79 歳	0	2	2
80～84 歳	1	1	2
85～89 歳	3	4	7
90 歳以上	2	2	4
合計	7	10	17

②年齢別診療内容の内訳（複数回答）（人）

	義歯 作成	義歯 修理 調整	むし歯 治療	歯周 治療	事前 調査
65～69 歳	0	0	0	0	0
70～74 歳	0	0	2	0	0
75～79 歳	1	0	1	0	0
80～84 歳	1	1	0	0	0
85～89 歳	2	4	0	1	0
90 歳以上	0	2	1	0	1
合計	4	7	4	1	1

③ 年度別・職種別訪問回数(事前調査含む)

(人)

	患者人数	訪問回数	患者1人あたり 平均訪問回数	歯科医師 訪問回数	歯科衛生士 訪問回数
平成24年度	23	83	3.6	66	83
平成25年度	11	46	4.2	41	46
平成26年度	11	40	3.6	30	40
平成27年度	16	55	3.4	39	55
平成28年度	17	69	4.1	55	69

④ 在宅歯科研修会

ア. 講演会

- * 日 時 平成28年9月13日(火) 19時30分から21時30分
- * 場 所 佐倉市健康管理センター
- * 演 題 『チームでする嚥下障害治療』
- * 講 師 聖隷佐倉市民病院 耳鼻咽喉科部長兼摂食嚥下センター長 津田豪太先生
- * 参加人数 94人

イ. 在宅歯科特別講演会(印旛郡市歯科医師会佐倉地区・佐倉市共催行事)

- * 日 時 平成28年10月12日(水) 20時から22時
- * 場 所 佐倉市健康管理センター
- * 演 題 『まったく変わってしまった顎関節症 高齢者にも好発!新たな病態:筋膜痛』
(顎関節症の新しい治療法、マイクロストレッチ実習)
- * 講 師 日本歯科大学附属病院 顎関節症診療センター 准教授 原節宏先生
- * 参加人数 57人

《考 察》

介護保険制度の導入に伴い、在宅療養者を対象とする歯科診療体制の整備が進み、民間の訪問歯科専門医院や個人歯科医院による対応が増えてきていることから、市の事業を利用する患者数が減少傾向にある。事業の見直しを行い、今年度から市が診療所を運営するのではなく、協力歯科医院が実施主体となる訪問歯科事業を実施した。

今後も要介護高齢者は増加傾向にあり、在宅療養になっても引き続き歯科医師に診てもらうことができる訪問歯科診療の必要性が高まっていることから、診療が必要な在宅療養者を歯科受診につなげるために、在宅療養者と協力歯科医院の支援及び訪問歯科診療の啓発に努める。

VIII 各種委員会名簿

佐倉市地域保健医療協議会

(委嘱期間：平成 27 年 8 月 26 日～平成 29 年 8 月 25 日)

※平成 29 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
会 長	鹿野 純生	医師	
副会長	秤屋 尚生	歯科医師	
	遠山 正博	医師	
	佐藤 仁	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	小林 照久	医師	
	長尾 建樹	医師	
	有田 誠司	医師	
	秀島 潔	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	田中 茂雄	薬剤師	
	安田 浩文	薬剤師	
	杉戸 一寿	千葉県印旛保健所 所長	H28. 4. 1～
	高橋 秀樹	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	H28. 4. 1～

開 催 日	内 容	出席人数
平成 29 年 1 月 12 日 (木)	・報告事項 1 「佐倉市地域保健医療協議会の役割について」 ・報告事項 2 「佐倉市の救急医療事業の実績について」 ・報告事項 3 「救急告示病院への補助金について」	12 名

予防接種専門委員会

(委嘱期間：平成 27 年 8 月 26 日～平成 29 年 8 月 25 日)

※平成 29 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	伊藤 加寿子	医師	
副委員長	澤井 清	医師	
	鹿野 純生	医師	
	佐藤 仁	医師	
	都祭 敦	医師	

開 催 日	内 容	出席人数
-------	-----	------

平成 28 年 5 月 30 日（月）	・佐倉市住民接種に関するマニュアル（案）について ・日本脳炎ワクチンの接種機関について ・B型肝炎予防接種定期化（予定）について	5 名
平成 28 年 8 月 1 日（月）	・平成 27 年度予防接種実施状況について ・B型肝炎定期予防接種の予診票及び案内文について ・B型肝炎任意予防接種の助成について	5 名

健診専門委員会

（委嘱期間：平成 27 年 8 月 26 日～平成 29 年 8 月 25 日）

※平成 29 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	鹿野 純生	医師	
副委員長	佐藤 仁	医師	
	岡田 修	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	今井 敬人	医師	

開 催 日	内 容	出席人数
平成 28 年 10 月 3 日（月）	・平成 27 年度各種健診（検診）事業実施状況の報告 ・平成 29 年度各種健診（検診）事業の変更点について	6 名
平成 29 年 3 月 23 日（木）	・平成 28 年度各種健診（検診）事業実施状況について ・平成 29 年度各種健診（検診）事業の変更点について	5 名

母子保健専門委員会

（委嘱期間：平成 27 年 8 月 26 日～平成 29 年 8 月 25 日）

※平成 29 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	川村 麻規子	医師	
副委員長	鹿野 純生	医師	
	佐藤 仁	医師	
	泉 均	医師	
	山森 真紀	医師	

開催日	内 容	出席人数
平成28年3月25日（金）	・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査実施状況について ・3歳児健康診査 尿検査判定基準の見直しについて	4名

母子・成人歯科保健専門委員会

(委嘱期間：平成 27 年 8 月 26 日～平成 29 年 8 月 25 日)

※平成 29 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	松田 光弘	歯科医師	
副委員長	古谷 彰伸	歯科医師	
	秀島 潔	歯科医師	
	柳瀬 益正	歯科医師	
	大谷 一郎	歯科医師	

訪問歯科専門委員会

(委嘱期間：平成 27 年 8 月 26 日～平成 29 年 8 月 25 日)

※平成 29 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	秀島 潔	歯科医師	
副委員長	古谷 彰伸	歯科医師	
	林 英昭	歯科医師	
	鳩貝 尚志	歯科医師	
	堀 勝	歯科医師	
	岩井 貴之	歯科医師	
	寺田 陵	歯科医師	

開 催 日	内 容	出席人数
平成 29 年 2 月 6 日 (月)	・平成 28 年度訪問歯科事業報告について ・訪問歯科診療の周知方法について	5 名

歯科口腔保健専門委員会

(委嘱期間：平成 27 年 8 月 26 日～平成 29 年 8 月 25 日)

※平成 29 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
委員長	秤屋 尚生	歯科医師	
副委員長	出澤 政隆	歯科医師	
	秀島 潔	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	清水 友	歯科医師	

	高尾 正巳	歯科医師	
	宮田 幸忠	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	榎澤 宗司	歯科医師	

開 催 日	内 容	出席人数
平成 29 年 3 月 10 日（金）	・平成 28 年度口腔がん検診事業報告について ・平成 29 年度口腔がん検診の実施方法について	6 名

佐倉市健やかまちづくり推進委員会

（委嘱期間：平成 27 年 11 月 18 日～平成 29 年 11 月 17 日）

※平成 29 年 3 月 31 日現在

役職	氏名	選出区分	備考
会長	天本 安一	医師	
副会長	秤屋 尚生	歯科医師	
	上西 徹二	医師	
	佐藤 仁	医師	
	金子 恵子	千葉県印旛保健所 次長	
	山浦 晶	学識経験者	
	西口 元	学識経験者	
	辻村 匡紀	市民団体	
	渡辺 幸恵	市民団体	
	安保 昌浩	市民公募委員	
	大川 義郎	市民公募委員	
	小川 美津子	市民公募委員	
	加藤 恵一	市民公募委員	
	森田 實	市民公募委員	

開 催 日	内 容	出席人数
平成 28 年 8 月 3 日（水）	・健康増進計画『健康さくら 2 1（第 2 次）』の進捗状況について ・佐倉市健やかまちづくり推進委員会の今後の予定について ・「チャレンジ！マイヘルスプラン 2 0 1 6」について ・佐倉市健やかまちづくり推進委員の健康づくりへの取り組みについて	11 名

佐倉市予防接種健康被害調査委員会

委嘱期間：(平成 26 年 5 月 1 日～平成 28 年 4 月 30 日)

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
会長	越部 融	市内で予防接種を行う医師	平成 27 年 6 月 30 日退任
副会長	白澤 浩	専門医師	
	伊藤 加寿子	市内で予防接種を行う医師	
	遠山 正博	印旛市郡医師会長	
	鹿野 純生	市内で予防接種を行う医師	
	久保 秀一	印旛保健所長	平成 28 年 3 月 31 日異動
	杉戸 一寿	印旛保健所長	久保委員の異動により 平成 28 年 4 月 1 日から 委員を委嘱
	佐藤 仁	市内で予防接種を行う医師	越部委員の退任により 平成 27 年 7 月 1 日から 委員を委嘱

委嘱期間：(平成 28 年 5 月 1 日～平成 30 年 4 月 30 日)

※平成 29 年 3 月 31 日現在

役職	氏 名	選 出 区 分	備 考
	佐藤 仁	市内で予防接種を行う医師	
	白澤 浩	専門医師	
	伊藤 加寿子	市内で予防接種を行う医師	
	遠山 正博	印旛市郡医師会長	
	鹿野 純生	市内で予防接種を行う医師	
	杉戸 一寿	印旛保健所長	

佐倉市保健事業のまとめ ー平成28年度ー

平成30年2月発行

発	行	佐倉市健康子ども部健康増進課
住	所	〒285-0825 佐倉市江原台2-27（佐倉市健康管理センター）
電	話	043(485)6713
